

障がい者サービスガイドブック

2023

このガイドブックの内容は、主に2023年4月現在のものです。

障害者総合支援法関連の変更に伴うサービス内容の変更があった際には、
確認でき次第随時反映いたします。

また、墨字印刷のほかに、点字版、音声版、SPコード版を作成します。

ご希望の方は、地域福祉部障がい福祉課までお申し出ください。

町田市立中央図書館でも閲覧できます。

町田市



2023/5/1

【掲載内容】

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 相談窓口 | 11 文化・レクリエーション |
| 2 障害者手帳 | 12 交通に関する制度 |
| 3 障害福祉サービス・障害児通所支援 | 13 保育・教育 |
| 4 障がい者の年金制度 | 14 就職支援 |
| 5 障がい者の手当制度 | 15 選挙に関する制度 |
| 6 医療費助成等 | 16 ボランティア・講習会 |
| 7 各種割引・助成制度 | 17 防災対策 |
| 8 税等の優遇制度・資金の貸付 | 18 講座・訓練等 |
| 9 日常生活援助 | 19 町田市内障害者施設一覧 |
| 10 住宅の優遇制度 | 20 身体障害者障害程度等級表 |

この冊子は、2000部作成し、1部あたりの単価は800円です（職員人件費を含みます）。

町田市障がい者支援センターのご案内

障がい者支援センターでは、障がいに関する相談や手続きを行うことができます。お気軽においでください。詳しくは、「障がい者支援センター（→P.12）」をご覧ください。

開所日 月曜日～金曜日
(土日祝休・12/29～1/3を除く)
開所時間 8:30～17:00

障がい者支援センターでできる手続きの例

- 身体障害者手帳・愛の手帳の相談、福祉用具、各種手当、マル障医療証の申請
- ホームヘルパーの利用、福祉施設への通所など障害福祉サービスの相談

※難病申請、精神障害者保健福祉手帳の申請、自立支援医療（精神通院医療費助成）の申請は障がい福祉課です。

堺地域障がい者支援センター

電話：042-794-8790
FAX：042-798-2290
所在地：〒194-0212 小山町1234-1

担当地域：
相原町、小山町、小山ヶ丘

忠生地域障がい者支援センター

電話：042-794-4851
FAX：042-794-4852
所在地：〒194-0203 図師町1677-1

担当地域：
上小山田町、下小山田町、忠生、小山田桜台、矢部町、常盤町、根岸町、根岸、図師町、山崎町、山崎、木曽町、木曽西、木曽東

鶴川地域障がい者支援センター

電話：042-708-8821
FAX：042-708-8977
所在地：〒195-0053 能ヶ谷3-2-1
鶴川地域コミュニティ1階

担当地域：
小野路町、野津田町、金井、金井町、大蔵町、薬師台、能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴町、広袴、真光寺町、真光寺、鶴川、藤の台3丁目、金井ヶ丘

町田地域障がい者支援センター

電話：042-709-1301
FAX：042-709-1302
所在地：〒194-0013 原町田5-4-3
第2大塚ビル 1階101

担当地域：
原町田、中町、森野、旭町、本町田、南大谷、玉川学園、東玉川学園
藤の台1, 2丁目

南地域障がい者支援センター

電話：042-706-9624
FAX：042-799-2145
所在地：〒194-0015 金森東3-18-16
合掌苑桂寮1階

担当地域：
鶴間、小川、つくし野、南つくし野、金森、金森東、南成瀬、成瀬、成瀬が丘、西成瀬、成瀬台、高ヶ坂、南町田

障がい程度別該当事業一覧表

記号の意味 ○ ほぼ該当 △ 一部該当

この表は、代表的なサービスを記載しており、町田市の障がい福祉サービスを網羅的に記載したものではありません。
 また、該当の事業でも年齢や所得等で制限がございますので、詳しくはお問い合わせ先まで、お問い合わせください。
 下表で※が付いている事業は、○になっていない方でも、総合等級（重複して障がいがある場合に、総合的に等級を判定すること）によっては対象となる場合があります。

事業	障がい者の年金・手当制度		医療費助成																
	障害福祉サービス等	障害児通所支援	障害基礎年金	障害厚生年金・障害手当金 (厚生年金保険制度)	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	心身障害者福祉手当※	重度心身障害者手当	児童育成手当(障がい手当)	児童育成手当(育成手当)	心身障害者(児)医療費の助成 (マル障)※	自立支援医療(育成医療)	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(精神通院)	難病医療費等の助成	ひとり親家庭等医療費助成	
手帳	障がいの種別	級(度)	本文ページ	国民年金法施行令の障害等級表による 厚生年金法施行令の障害等級表による															
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害	1	△	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	△	△			△	
		2	△	△	△	△	○	△	○		○	○	○	△	△			△	
		3	△	△			○							△	△				
		4	△	△										△	△				
		5	△	△										△	△				
		6	△	△										△	△				
	機能障害 聴覚・平衡	2	△	△	△	△	○	△	○		○	○	○	△	△				△
		3	△	△			○							△	△				
		4	△	△										△	△				
		5	△	△										△	△				
		6	△	△										△	△				
															△	△			
	言語 音声	3	△	△			○							△	△				
		4	△	△										△	△				
		1	△	△	△	△	○	△	○	△	○	○	○	△	△				△
		2	△	△	△	△	○	△	○	△	○	△	○	△	△				△
		3	△	△			○		△	△	△	△		△	△				
		4	△	△			△		△	△	△	△		△	△				
	内部障害	1	△	△	△	△	△	△	○		○	○	○	△	△				△
		2	△	△			△		○		○	○	○	△	△				
		3	△	△									○	△	△				
		4	△	△										△	△				
	愛の手帳	1	△	△			○	△	○	△	○	○	○						△
		2	△	△			△	△	○	△	○	○	○						△
3		△	△				○		○										
4		△	△			△			△										
精神障害者 保健福祉手帳	1	△	△			△						○				○			
	2	△	△													○			
	3	△	△													○			
難病		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					○			

事業			各種割引・助成制度													税等の優遇制度等									
			N H K	N T T	通 常	東 京	自 動	自 動	心 身	J R	私 鉄	都 営	民 営	航 空	有 料	所 得	住 民	自 動	固 定	個 人	贈 与	少 額			
手帳	障がいの種別	級(度)	受信料の減免	電話番号案内の無料利用	はがきの無料配布※	障害者休養ホ－ム	自動車運転免許取得費助成	自動車改造費の助成	心身障がい者通院交通費の助成	JR旅客運賃の割引	私鉄旅客運賃の割引	都営交通の無料パス	民営バス運賃の割引	航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	所得税の障害者控除	住民税の障害者控除	自動車に関する税金の減免	固定資産税の減額	個人事業税の減免	贈与税非課税・相続税の軽減	少額預金利子所得(マル優)等の非課税			
本文ページ			51	52	54	54	55	55	56	57	57	58	59	60	61	66	66	67	68	68	69	70			
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害	1	△	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		2	△	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		3	△	○		○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		4	△	○		○			○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	
		5	△	○		○			○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○	○	
		6	△	○		○			○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○	○	
	機能障害	聴覚・平衡	2	△	△	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			3	△	△		○	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○
			4	△	△		○			○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○	○	○
			5	△			○			○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	○
			6	△	△		○			○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○	○	○
			言語	音声	3	△	○		○	△		○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○
	4	△			○		○			○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○	○	
	者 手 帳	肢体不自由	1	△	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			2	△	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			3	△			○	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	○
			4	△			○	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	○
			5	△			○	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	○
			6	△			○			○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	○
		内部障害	1	△		○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			2	△		○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			3	△			○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
			4	△			○	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	○
		愛の手帳	1	△	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2			△	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	△		○		○	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○		
4	△		○		○	△		○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	△	○	○	○		
精神障害者 保健福祉手帳	1	△	○		○						○	○	○		○	○	△	○	○	○	○	○	○		
	2	△	○		○						○	○	○		○	○		○	○	△	○	○	○		
	3	△	○		○						○	○	○		○	○		○	○	△	○	○	○		
難病															△	△		△	△	△	△	△	△		

事業			日常生活援助																		
			移動支援事業（ガイドヘルプ）	町田市障がい者緊急一時保護事業	在宅重症心身障害児（者）訪問事業	障がい児（者）福祉員制度	救急直接通報システム	ヘルプマーク	補装具	日常生活用具	重度身体障がい者訪問入浴サービス事業※	住宅設備改善	補助犬の給付	日常生活情報点訳等サービス	市のお知らせ（音声版・点字版）	広報東京都（点字版・テープ版・デイジー版）	手話通訳者及び要約筆記者の派遣	コミュニケーション機器の貸出し	社会福祉法人聴力障害者情報文化センター		
手帳	障がいの種別	級（度）	本文ページ	71	73	76	77	77	79	79	80	87	88	89	91	92	92	94	94	95	
身体障害者手帳	視覚障害	1		○		△	△	○	○	○				△	○	○	○				
		2		○		△	△	○	○	○						○	○	○			
		3		○		△		○	○	△						○	○	○			
		4		○		△		○	○	△						○	○	○			
		5		○		△		○	○	△						○	○	○			
		6		○		△		○	○	△						○	○	○			
	聴覚・平衡機能障害	2		○		△	△	○	○	○					△				○	○	○
		3		○		△		○	○	○									○	○	○
		4		○		△		○	○	○									○	○	○
		5		○		△		○	○	△									○	○	○
		6		○		△		○	○	△									○	○	○
		音声言語	3		○		△		○	○	○										
	4			○		△		○	○	△											
	肢体不自由	1	△	○	△	△	△	○	○	△	○	△	△								
		2		○	△	△	△	○	○	△	○	△	△								
		3		○		△		○	○	△		△									
		4		○		△		○	○	△											
		5		○		△		○	○	△											
		6		○		△		○	○	△											
	内部障害	1		○		△	△	○	○	△		△									
		2		○		△	△	○	○	△		△									
		3		○		△		○	○	△		△									
		4		○		△		○	○	△		△									
	愛の手帳	1		○	○	△	△		○		△										
2			○	○	△	△		○		△											
3			○	○		△		○													
4			○	○		△		○													
精神障害者保健福祉手帳	1	△						○													
	2	△						○													
	3	△						○													
難病							△	○	△	△		△									

事業			住宅の優遇制度				レクリエーション			交通	選挙		
			都営住宅の申込	市営住宅の申込	UR賃貸住宅の申込	東京都住宅供給公社の優先申込	障がい者スポーツ大会	障がい児スポーツ教室	障がい児(者)水泳教室	駐車禁止等除外標章交付	郵便による不在者投票制度		
手帳	障がいの種別	級(度)	本文ページ		96	97	97	98	100	100	100	104	124
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害	1	△	△	△	△	○	△	○	○			
		2	△	△	△	△	○	△	○	○			
		3	△		△	△	○	△	○	○			
		4	△		△	△	○	△	○	△			
		5	△				○	△	○				
		6	△				○	△	○				
	機能障害 聴覚・平衡	2	△	△	△	△	○	△	○	○			
		3	△		△	△	○	△	○	○			
		4	△		△	△	○	△	○				
		5	△				○	△	○				
		6	△				○	△	○				
		言語 音声	3	△		△	△	○	△	○			
	4		△		△	△	○	△	○				
	肢体不自由	1	△	△	△	△	○	△	○	○	△		
		2	△	△	△	△	○	△	○	△	△		
		3	△		△	△	○	△	○	△			
		4	△		△	△	○	△	○	△			
		5	△				○	△	○				
		6	△				○	△	○				
	内部障害	1	△	△	△	△	○	△	○	○	○		
		2	△		△	△	○	△	○	○	○		
		3	△		△	△	○	△	○	○	○		
		4	△		△	△	○	△	○				
	愛の手帳	1	△	△	△	△	○	△	○	○			
2		△	△	△	△	○	△	○	○				
3		△	△		△	○	△	○					
4		△				○	△	○					
精神障害者 保健福祉手帳	1	△	△		△	○	△	○	△				
	2	△	△		△	○	△	○					
	3	△				○	△	○					
難病			△	△		△	○	△	○				

記載内容は、主に2023年4月現在のものです。各項目の内容は、発刊段階で変更する可能性があります。また、所得や年齢、障がい程度によって該当しない場合がありますので、詳しくは問合せ先にご連絡をお願いいたします。

1 相談窓口..... 11	6 医療費助成等..... 37
地域福祉障がい福祉課（福祉事務所） 11	心身障害者（児）医療費の助成（マル障）.....37
町田市障がい者支援センター.....12	自立支援医療（育成医療）.....38
東京都心身障害者福祉センター.....14	自立支援医療（更生医療）.....38
町田市社会福祉協議会.....14	自立支援医療（精神通院）.....39
町田市保健所保健予防課.....16	小児精神障害者入院医療費助成制度.....39
東京都八王子児童相談所.....17	B型・C型ウイルス肝炎医療費助成制度39
民生委員・児童委員.....17	肝がん・重度肝硬変入院医療費助成制度39
高次脳機能障がい者支援事業.....17	その他特殊医療費等助成制度.....40
手をつなぐ あんしん相談.....17	後期高齢者医療制度.....40
地域活動支援センター まちプラ.....18	難病医療費等の助成.....41
多摩総合精神保健福祉センター.....18	難病医療費等助成対象疾病一覧.....41
精神障がい者家族支援事業「ハートブリッジ」.....18	ひとり親家庭等医療費の助成.....45
東京都難病相談・支援センター.....19	小児慢性特定疾病の医療費の助成.....45
成年後見制度.....20	高額療養費制度（国民健康保険）.....46
障がい者虐待防止事業.....21	産科医療補償制度.....48
2 障害者手帳.....22	高額療養費の長期特定疾病制度.....48
身体障害者手帳.....22	障がい者歯科治療.....49
愛の手帳（東京都療育手帳）.....22	障がい者歯科診療所.....49
精神障害者保健福祉手帳.....23	東京都立心身障害者口腔保健センター.....49
3 障害福祉サービス・障害児通所支援..24	町田市医療安全相談窓口（町田市保健所）.....50
障害福祉サービスのご案内.....24	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」.....50
障害児通所支援のご案内.....25	7 各種割引・助成制度..... 51
対象者.....25	NHK 放送受信料の減免.....51
利用者負担額.....26	携帯電話等の料金割引.....51
障害福祉サービス等対象疾病一覧（難病等）.....28	NTT 電話番号案内の無料利用（ふれあい案内）.....52
4 障がい者の年金制度.....30	水道・下水道料金の減免.....52
障害基礎年金（国民年金制度）.....30	郵便料金の割引.....53
障害厚生年金・障害手当金（厚生年金保険制度）.....33	通常はがきの無料配布（青い鳥郵便葉書）.....54
特別障害給付金.....34	東京都障害者休養ホーム.....54
東京都心身障害者扶養共済制度（東京都）.....34	自動車運転免許取得費の助成.....55
5 障がい者の手当制度.....36	自動車改造費の助成.....55
手当制度一覧表.....36	自動車事故対策機構（NASVA）.....56
	心身障がい者通院交通費の助成.....56
	JR 旅客運賃の割引.....57
	私鉄旅客運賃の割引.....57

都営交通の割引	58
都営交通の無料パス（身体障がい者・知的障がい者）	58
都営交通の無料パス（精神障がい者）	59
民営バス運賃の割引	59
精神障がい者の方のバス運賃の割引	60
航空運賃の割引	60
フェリー旅客運賃の割引	60
タクシーの運賃割引	61
有料道路通行料金の割引	61
市関連施設の障がい者割引	62
公共駐車場の割引	63
海上公園等の無料入場	63
海上公園駐車場の無料利用	63
市立公園有料駐車場の無料利用	64
都立有料公園の無料入園	64
都立公園駐車場の無料利用	64
東京都立博物館・美術館の無料入場	65

8 税等の優遇制度、資金の貸付 66

所得税の障害者控除	66
住民税の障害者控除	66
軽自動車税（種別割）の減免	67
自動車税（種別割、環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）の減免	67
固定資産税の減額	68
個人事業税の減免	68
贈与税非課税（特定障がい者の信託受益権に係る非課税制度）、相続税の軽減	69
少額預金利子所得（マル優）等の非課税	69
生活福祉資金の貸付	70

9 日常生活援助 71

居宅介護（ホームヘルプ）/短期入所（ショートステイ）等	71
移動支援事業（ガイドヘルプ）	71
グループホーム家賃助成	72
家族支援サービス（レスパイト）	72
在宅難病患者一時入院事業	73
町田市障がい者緊急一時保護事業	73
訪問看護ステーション	73
在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	76
障がい児（者）福祉員制度	77
救急直接通報システム	77
住宅火災直接通報システム	78
ふれあい収集（高齢者等訪問収集）	78
ヘルプマーク	79
補装具	79
日常生活用具	80
日常生活用具 別表	81
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具	87
中等度難聴児補聴器給付事業	87
重度身体障がい者訪問入浴サービス事業	88

住宅設備改善	88
補助犬の給付	90
町田市立図書館の障がい者サービス	90
点字図書館	91
視覚障がい者日常生活情報点訳等のサービス	91
点字・録音刊行物の作成・配布事業	92
点字による即時情報ネットワーク（点字J・Bニュース）	92
市のお知らせ（音声版・点字版）	92
広報東京都（点字版・テープ版・デイジー版）	92
市議会だより（点字版・テープ版・デイジー版）	93
都議会だより（点字版・テープ版・デイジー版）	93
盲人ホーム	93
あいサポートセンター	94
手話通訳者及び要約筆記者の派遣	94
聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出	95
社会福祉法人聴力障害者情報文化センター	96

10 住宅の優遇制度 97

都営住宅の申込	97
市営住宅の申込	98
都市再生機構「UR賃貸住宅」の申込	98
東京都住宅供給公社の優先申込	99
住まいの電話相談窓口	100
国際シンボルマーク	100

11 文化・レクリエーション 102

障がい者スポーツ大会	102
障がい児スポーツ教室	102
障がい児（者）水泳教室	102
町田市障がい者青年学級	103
東京都障害者スポーツ大会	103
東京都障害者福祉会館	103
東京都障害者スポーツセンター	104
パラ（障がい者）アートスクール	104

12 交通に関する制度 105

福祉輸送サービス共同配車センター	105
低床バスの運行	105
町田ハンディキャブ友の会	105
駐車禁止等除外標章申請手続	106
障がい者用駐車区画利用カード	108

13 保育・教育 109

町田市子ども発達センター	109
保育園・幼稚園等	110
教育相談（教育センター）	110
障がい児就学相談	111

就学奨励費（特別支援学級）	111
就学奨励費（通常の学級）	111
学童保育クラブ	112
特別支援教育	112
知的障がい学級（固定制）	113
自閉症・情緒障がい学級（固定制）	114
肢体不自由学級（固定制）	114
弱視学級（巡回指導）	114
難聴学級（巡回指導）	115
言語障がい学級（巡回指導）	115
情緒障がい等学級（巡回指導）	115
特別支援学校（東京都立）	116
ろう学校（私立）	116

14 就職支援..... 117

ハローワーク町田(公共職業安定所)	117
就労支援センター「らいむ」	117
町田市障がい者就労・生活支援センター「りんく」/「Let's」(レッツ)	118
障害者就業・生活支援センター「TALANT」(タラント)	119
国立職業リハビリテーションセンター	119
障害者職業センター	121
日本視覚障害者職能開発センター	122
IT 技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習）	122
障害者職業能力開発校	123
（公財）東京しごと財団	124
雇用保険（失業等給付）	125

15 選挙に関する制度..... 126

郵便等による不在者投票制度	126
代理・点字投票制度	127
選挙に関する情報提供	127

16 ボランティア・講習会..... 128

町田ボランティアセンター	128
手話講習会	128
手話通訳者等の養成（東京都手話通訳者等養成講習会）	128
要約筆記者養成講座	129
東京都要約筆記者養成講習会	129
点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成	129
音訳奉仕員指導者の養成	130

17 防災対策..... 131

災害時の対応について	131
二次避難施設	131
ストーマ装具保管事業	132
災害時等障がい者支援バンダナ	133

18 講座・訓練等..... 134

(1) 視覚障がい者対象講座	134
(2) 人工肛門・人工ぼうこう造設者対象講座	135
(3) 聴覚障がい者対象講座	135
(4) 音声・言語障がい者対象講座	136

19 市内施設一覧..... 137

(1) 生活介護	137
(2) 自立訓練（生活訓練）	138
(3) 宿泊型自立訓練	138
(4) 就労移行支援（一般型）	139
(5) 就労継続支援（A型/雇车型）	139
(6) 就労継続支援（B型/非雇车型）	139
(7) 就労定着支援	141
(8) 短期入所（ショートステイ）	142
(9) 施設入所支援	142
(10) 共同生活援助（グループホーム）	143
(11) 地域移行支援・地域定着支援	147
(12) 計画相談支援・障害児相談支援	148
(13) 精神障がい者地域活動支援センター	149
(14) 障がい者就労・生活支援センター	149
(15) 障がい者就労支援センター	149
(16) 障がい児者音楽活動支援	149
(17) 特別支援学校	149
(18) 障害者福祉ホーム	150
(19) 児童福祉法の障害児通所支援施設	150
(20) 居宅・外出に関する障害福祉サービス提供事業者	153
(21) 障がいのある人に関わる団体	157

20 身体障害者障害程度等級表..... 158

※障害者差別解消法..... 巻末

表記の説明

- ① は、主に身体的な障がいに関係したサービス・制度です。
- ② は、主に知的な障がいに関係したサービス・制度です。
- ③ は、主に精神的な障がいに関係したサービス・制度です。
- ④ は、難病等のある方に関係したサービス・制度です。
(該当するサービスは、病気の内容や身体の状態によります)

※各表記は、サービスを見つけるための利便性を図るため、参考として記載しており、例外が生じることがありますので、ご利用に際しては、各項目の問い合わせ先にお問い合わせください。

【例】東京都障害者休養ホーム

【ご案内】 ① ② ③

障がい者（児）の方が家族や仲間とくつろげる保養施設を指定し、宿泊料の一部を助成しています。

【対象者】 都内在住の障がい者（児）で身体障害者手帳・愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(有効期限内であること)。付添いの方は、障がい者（児）1人につき1人が助成対象となります。

【助成内容】 助成額は1泊につき、障がい者大人6,490円まで、小人5,770円まで。付添者大人3,250円まで。助成回数は1人につき同一年度で2泊まで。(ただし、本事業は予算の範囲内で助成することとし、利用の状況により、利用助成を制限させていただくことがあります。)

【利用方法】 利用したい施設へ直接電話をかけ予約してください。予約後、すぐに日本チャリティ協会へ電話又はFAXで予約状況を報告してください。助成の受付締切は、団体の場合利用日の3週間前、個人の場合は2週間前です。報告後、申込書（障がい福祉課にあります）に必要事項を記入し、日本チャリティ協会あてに郵送してください。

【お問合せ先】 日本チャリティ協会
〒160-0004 新宿区四谷1-19 アーバン四谷ビル4階
☎ 03-3353-5942 FAX 03-3359-7964

【指定施設】 障がい福祉課にパンフレットがございますので、ご参照ください。

この制度は、① ② ③ で、身体的な障がい、知的な障がい、精神的な障がいに関係したサービス・制度です。

1 相談窓口

地域福祉部障がい福祉課（福祉事務所）

【ご案内】 身 知 精 難

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方・難病を患っている方に関する福祉の窓口です。

【総務係】

- ①市内障がい者団体の支援
- ②障がい者施設の開設や運営に関する相談

【福祉係】

- ①心身障害者医療費助成
 - ②難病医療費助成の申請
 - ③自立支援医療（更生医療）
 - ④障がい手当制度
 - ⑤身体障害者手帳、愛の手帳の申請
 - ⑥東京都心身障害者扶養共済制度
 - ⑦手話通訳者・要約筆記者の派遣
- ※手話通訳技術を持つ職員1名が月、火、木、金曜日の開庁時間に在籍しています。水曜日は9:00～17:00に手話通訳者が在籍しています。

【支援係】

- ①障害福祉サービス（障害児通所支援含む）の給付
（受給者証の交付・請求審査・高額償還）
- ②障害支援区分認定審査会事務局
- ③補装具、日常生活用具、住宅設備改善等の給付
- ④緊急一時保護事業
- ⑤基幹相談支援センター業務
- ⑥移動支援事業
- ⑦精神障害者保健福祉手帳の申請
- ⑧自立支援医療（精神通院医療費助成）の申請

【お問合せ先】

障がい福祉課 月曜日～金曜日 8:30～17:00 市庁舎1階
(土日、祝日、年末年始を除く)

所在地 〒194-8520 町田市森野2-2-22

☎総務係 042-724-2147 (直通電話)

福祉係 042-724-2148 (直通電話)

支援係 ①から⑥について
042-724-3089 (直通電話)

⑦、⑧について
042-724-2145 (直通電話)

FAX (共通) 050-3101-1653

町田市障がい者支援センター

【ご案内】 身 知 精 難

障がいに関するさまざまなご相談を専門のスタッフがお受けします。お住まいの地域の障がい者支援センターをどうぞご利用ください。

【開所日】 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝休日、年末年始を除く）

【開所時間】 8：30～17：00

【障がい者支援センターでできるもの（一例）】

- 障がいに関する各種相談（サービス利用申請・調整等）
- 身体障害者手帳の申請（住所・氏名変更は障がい福祉課で受付します）
- 愛の手帳の再交付・返還申請（新規・更新申請は児童相談所または東京都心身障害者福祉センターが窓口です）
- 補装具、日常生活用具、住宅改修の相談・申請
- ホームヘルパーの利用、福祉施設への通所・入所など障害福祉サービスの相談・申請
- 心身障害者（児）医療費助成（マル障）の手続き
- 障がいに関する手当の申請
- 有料道路割引、通院交通費助成、都営交通無料パスの申請（※精神障害者保健福祉手帳の方は市役所のみ）
- NHK 放送受信料減免の申請（※精神障害者保健福祉手帳の方は市役所のみ）
- 移動支援・緊急一時保護の申請

【障がい者支援センターではできないもの】

- 精神障害者保健福祉手帳の申請
 - 自立支援医療（精神通院医療費助成）の申請
- } 障がい福祉課支援係（→P.11）へおいでください。
- 身体障害者手帳の住所・氏名変更
 - 愛の手帳の住所・氏名変更
 - 難病医療費助成の手続き
- } 障がい福祉課福祉係（→P.11）へおいでください。

【障がい者支援センターの所在地・連絡先】

堺地域障がい者支援センター

〒194-0212
小山町 1234-1

電話：042-794-8790

FAX：042-798-2290

【交通】「御獄堂」バス停下車
徒歩 3分

【駐車場】施設敷地内にあります。



担当地域

相原町、小山町、
小山ヶ丘

忠生地域障がい者支援センター

〒194-0203
 図師町 1677-1
 電話：042-794-4851
 FAX：042-794-4852
 [交通]「図師」バス停下車
 徒歩 2 分
 [駐車場]施設敷地内にあります。

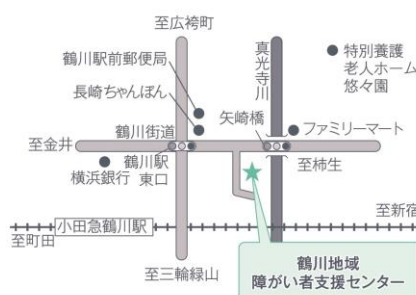


担当地域

上小山田町、下小山田町、忠生、小山田桜台、矢部町、常盤町、根岸町、根岸、図師町、山崎町、山崎、木曾町、木曾西、木曾東

鶴川地域障がい者支援センター

〒195-0053
 能ヶ谷 3-2-1
 鶴川地域コミュニティ 1 階
 電話：042-708-8821
 FAX：042-708-8977
 [交通]小田急線鶴川駅から徒歩 7 分
 [駐車場]鶴川地域コミュニティ内の
 駐車場をご利用ください。

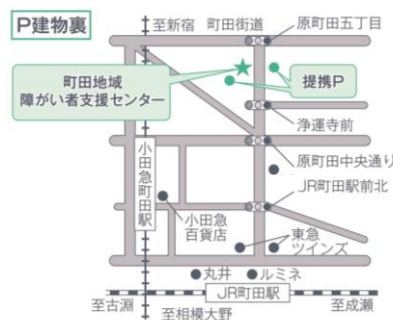


担当地域

小野路町、野津田町、金井、金井町、大蔵町、薬師台、能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴、広袴町、真光寺真光寺町、鶴川、藤の台 3 丁目、金井ヶ丘

町田地域障がい者支援センター

〒194-0013
 原町田 5-4-3
 第 2 大塚ビル 1 階 101
 電話：042-709-1301
 FAX：042-709-1302
 [交通]JR 横浜線町田駅北口から
 徒歩 7 分
 [駐車場]建物裏、タイムズ原町田第 11
 駐車場、タイムズ原町田 5 丁目第 2
 駐車場をご利用ください。駐車場サービス券をご用意しています。



担当地域

原町田、中町、森野、旭町、本町田、南大谷、玉川学園、東玉川学園、藤の台 1・2 丁目

南地域障がい者支援センター

〒194-0015
 金森東 3-18-16
 合掌苑桂寮 1 階
 電話：042-706-9624
 FAX：042-799-2145
 [交通]「市営住宅入口」
 バス停下車、徒歩 5 分
 [駐車場]敷地内にあります。



担当地域

鶴間、小川、つくし野、南つくし野、金森、金森東、南成瀬、成瀬、成瀬が丘、西成瀬、成瀬台、高ヶ坂、南町田

東京都心身障害者福祉センター

【ご案内】 身 知

身体障害者手帳及び愛の手帳の交付、補装具及び愛の手帳(18歳以上)の判定、援護の実施者である市区町村への専門的支援等を行う施設として、東京都が設置しています。

- 【業務内容】
- ①身体障害者手帳の交付・補装具の判定
 - ②愛の手帳(18歳以上)の判定・交付
 - ③高次脳機能障害のある方への相談・支援等

【利用方法】 身体障害者手帳の交付申請等、補装具の判定の予約は障がい福祉課(福祉事務所)を通じて行ないます。
ただし、愛の手帳(18歳以上)の判定予約と高次脳機能障害専用電話相談は直接電話してください。

【窓口】 月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
(祝日、年末年始を除く)
ただし、高次脳機能障害専用電話相談は16:00までです。

【東京都心身障害者福祉センター】

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)12～15階
☎ 03-3235-2946 FAX 03-3235-2968
愛の手帳判定予約
☎ 03-3235-2961
高次脳機能障害専用電話相談(※16:00まで)
☎ 03-3235-2955 FAX 03-3235-2957
最寄駅及び本所までの所要時間
JR 総武線 飯田橋駅西口から徒歩2分
東京メトロ(有楽町線・南北線・東西線)・都営地下鉄(大江戸線) 飯田橋駅のB2b出口
(セントラルプラザ1階ロビー直結)
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/>

【東京都心身障害者福祉センター多摩支所】

〒186-0003 国立市富士見台2-1-1(東京都多摩障害者スポーツセンター内)
愛の手帳判定予約
☎ 042-573-3311 FAX 042-576-5295
JR 中央線国立駅南口から徒歩20分 JR 南武線谷保駅北口から徒歩10分

町田市社会福祉協議会

【ご案内】 身 知 精

社会福祉協議会(略して社協)は、市民のみなさんの参加とささえあいでの福祉のまちづくりをすすめる民間の団体です。

【業務内容】

①同行援護事業(視覚障がい者ガイドヘルパーステーション)

視覚障がいのある方で、通院や余暇活動等社会参加のための外出をする際、支援を必要とする方にガイドヘルパーを派遣し、自立した日常生活のための移動支援、情報提供をおこないます。

②成年後見制度中核機関業務事業

判断能力が低下した高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方（以下「本人」）の財産管理や契約を補助したり代理する人（後見人等）を選ぶことで、本人が安心して生活ができるよう法律的に支援する制度の相談窓口を設けています。

制度の内容や手続き方法などの相談対応、関係機関の紹介などを行っています。

③地域福祉権利擁護事業

住み慣れた地域で、安心して生活が送れるようお手伝いします。

対象者……市内にお住まいの知的障がい者、精神障がい者、物忘れのある高齢者、移動困難であると認められる要介護高齢者及び身体障がい者の方。利用する際は、自分の意思で契約を結ぶことが必要です。

サービス内容**○ 福祉サービスの利用援助**

- ・福祉サービスについての情報提供、助言、利用する時の手続き
- ・福祉サービスの利用料の支払い手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決の制度を利用するなどの支援

次の2つは、ご希望に応じて利用いただけます。

i 日常的金銭管理サービス

- ・公共料金や家賃などの支払い手続き
- ・日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れなど
- ・これらの手続きに使用する通帳や銀行印のお預かり

ii 書類等の預かりサービス

- ・金融機関の貸金庫にて、大切な書類をお預かりします。
詳細はお問合せください。

利用料……相談や、支援計画の作成は無料です。契約締結後の生活支援員による援助については、有料になります。

④福祉サービスへの不満・要望・苦情

市内の福祉サービスを利用されている方の不満・要望・苦情について、まず事業者（施設など）へご連絡ください。直接話すのには抵抗があったり、話し合いで解決できない場合は、調整を行う窓口を設けていますので、ご相談ください。相談内容によって、町田市福祉サービス苦情調整第三者委員から直接助言を受けることができます。市の職員が対応する場合や、ほかの相談窓口をご紹介する場合があります。

相談は無料で、匿名でも相談が受けられます。秘密は厳守します。

⑤高齢者・障がい者のための福祉法律相談

弁護士が成年後見制度、相続、遺言、権利侵害などの法律に関する相談に応じます。

毎月第3火曜日 14:00~16:20（変更の場合あり）

来所による相談 お一人約30分（事前予約制・無料）

⑥町田ボランティアセンターの運営（詳細128ページ）**⑦グループホーム「カブス」の運営****【①の問合せ先】**

町田市社会福祉協議会 ガイドヘルパーステーション
☎ 042-710-2404 FAX 042-723-4281

【②～⑤の問合せ先】

町田市社会福祉協議会「福祉サポートまちだ」
☎ 042-720-9461

【⑦の問合せ先】

〒194-0013 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館1階
☎ 042-729-7589 FAX 042-724-4790

【お問合せ先】

町田市社会福祉協議会
〒194-0013 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム4階
☎ 042-722-4898 FAX 042-723-4281

町田市保健所保健予防課

【ご案内】 身 知 精 難

地域における保健衛生の向上に関する業務の一つとして、健康についての相談業務等を行っています。

【業務内容】

- ①乳幼児健康診査
- ②母子保健相談
- ③在宅重症心身障がい児（者）等の相談
- ④療育相談
- ⑤精神保健相談
- ⑥専門グループワーク
（ひきこもり本人グループ、ひきこもりの子を抱える親グループ）
- ⑦難病療養相談
- ⑧各種の予防接種

【お問合せ先】 町田市保健所 保健予防課

①のお問合せ先

《健康福祉会館》
〒194-0013 町田市原町田 5-8-21
☎ 042-725-5471 FAX 050-3161-8634

②～④のお問合せ先

《健康福祉会館》
〒194-0013 町田市原町田 5-8-21
☎ 042-725-5127 FAX 050-3161-8634

⑤～⑥のお問合せ先

鶴川地域以外にお住まいの方
《保健所中町庁舎》
〒194-0021 町田市中町 2-13-3
☎ 042-722-7636 FAX 050-3161-8634
鶴川地域にお住まいの方
《鶴川保健センター》
〒194-0062 町田市大蔵町 1981-4
☎ 042-736-1600 FAX 050-3161-8634

⑦のお問合せ先

《保健所中町庁舎》
〒194-0021 町田市中町 2-13-3
☎ 042-722-0622 FAX 050-3161-8634

⑧のお問合せ先

《市庁舎 7階》
〒194-8520 町田市森野 2-2-22
☎ 042-725-5422 FAX 050-3161-8634

東京都八王子児童相談所

【ご案内】 身 知 精

児童（0～18歳未満）の福祉についての総合的相談の窓口です。

【業務内容】 ①相談に応じて助言・指導
②緊急に保護を要する場合などの児童の一時保護
③児童福祉施設等への入所
④愛の手帳の交付
⑤養育家庭（里親制度）に関する相談など

【お問合せ先】 東京都八王子児童相談所
〒193-0931 八王子市台町 3-17-30
☎ 042-624-1141 FAX 042-624-3865

民生委員・児童委員

【ご案内】 身 知 精

厚生労働大臣から委嘱を受け、障がい者（児）や生活に困っている人の相談に応じ、関係機関を紹介します。お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員に直接ご相談ください。
※ 担当地域の民生委員・児童委員の名前や連絡先など、詳しいことはお問い合わせください。

【お問合せ先】 福祉総務課 ☎ 042-724-2537 FAX 050-3101-0928

高次脳機能障がい者支援事業

【ご案内】 高次脳機能障がいのある当事者及びご家族の相談・支援を行います。

【お問合せ先】 ひかり療育園
〒194-0035 町田市忠生 3-6-2
☎ 042-794-0733 FAX 042-794-0772

手をつなぐ あんしん相談

【ご案内】 知

知的障害のある人の日常生活、地域での暮らし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません。来所による相談を希望される場合は、電話で日時を確認してください。

【相談日】 月・火・水・木

【相談時間】 10:00～17:00

【お問合せ先】 東京都手をつなぐ育成会事務局内
〒160-0023 新宿区西新宿 7-8-10 オークラヤビル 2階
☎ 03-5389-2614 FAX 03-5389-4090

地域活動支援センター まちプラ

【ご案内】 精

居場所としてのフリースペースの提供・電話や面談による生活面での相談を行っています。利用には登録が必要となります。

【対象者】

継続的に精神科並びに心療内科を受診している方が対象となります。
※利用にあたって精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証の必要はありません。
※他の福祉サービスを利用している方でも構いません。

【活動内容】

利用者同士での交流、一人で勉強や絵を描いて過ごすなど、その時々で利用の仕方を変えられるのが、特徴の一つです。フリースペースには職員も入るので、皆と話せるか不安な方も安心してご利用頂けます。

ゲーム、テーマトーク、ウクレレ教室、はんどめいど、PC 倶楽部、スマホ相談室などのプログラムも実施しています。お問い合わせの際は、下記にまずお電話下さい。

【開所日】 月曜日から金曜日(祝日・夏季休暇及び年末年始は除く)

【受付時間】 開所日の 10:00~17:00

【お問い合わせ】 地域活動支援センター まちプラ
〒194-0013 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館 4 階
☎ 042-722-0713 FAX 042-709-3652

【ホームページ】 <https://www.machipla.com/>



多摩総合精神保健福祉センター

【ご案内】 精

対人関係、こころの悩み・病気に関する相談、アルコール、薬物、思春期・青年期のこころの問題に関する相談などを行っています。

【問合せ先】 〒206-0036 東京都多摩市中沢 2-1-3
☎ 042-371-5560 FAX 042-376-6885
月曜日から金曜日 9:00~17:00 (祝日・休日・年末年始は除く)

精神障がい者家族支援事業「ハートブリッジ」

【ご案内】 精

精神障がいのある方を身近で支えるご家族の支援として、電話相談、面談、訪問、情報提供や関係機関の紹介などを行います。ご家族の様子がいづれとも異なり気になる場合、どこに・誰に相談すればよいかわからない場合など、ひとりで悩まずご連絡ください。ご相談は、すべて無料です。

また、毎月第 4 土曜日(13:00~15:00)には、ご家族どうしの情報共有や支え合いの場として「ハートブリッジの会」を開催しています。参加・出入りは自由ですので、お気軽にご参加ください。

【受付時間】 電話相談・面談相談：月曜日・木曜日 10：00～15：00
 （ご予約をいただくと待ち時間が少なく利用できます）
 訪 問：要予約

※電話相談・面談相談・ハートブリッジの会は祝祭日・年末年始・お盆はお休みです。

【お問合せ先】 特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会
 〒194-0013 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館 3 階
 ☎ 042-722-0714 FAX 042-722-0714
 メール：kazoku@sarubia.net HP：http://sarubia.net

東京都難病相談・支援センター

【ご案内】 難

電話や面談などで難病に関するご相談をお受けしています。難病相談支援員(保健師・看護師・ソーシャルワーカー)は、専門的な立場で病気や医療、看護、介護等について相談を受けています。

【主な事業内容】

①相談支援

- ・療養相談（就労相談を含む）

難病相談支援員(保健師・看護師・ソーシャルワーカー)や、難病患者就労コーディネーターが電話または面談による相談を行っています。

- ・難病医療相談会

専門医等による疾病・領域別の相談会を開催しています。（※予約が必要です。）

②難病医療講演会の実施

専門医等を講師とした難病に関する講演会を開催しています。（※予約が必要です。）

③情報提供

- ・日常生活用具展示コーナー

杖や吸入器・吸引器等の日常生活用具を展示しています。

- ・難病情報資料コーナー

難病に関する資料や患者団体の会報等を閲覧できます。

【お問合せ先】 ※面談をご希望の方は事前に予約をお願いいたします。

①東京都難病相談・支援センター

平日午前 10 時から午後 4 時まで（受付時間）

〒113-0034 文京区湯島 1-5-32

順天堂大学診療放射線学科実習棟 2 階

☎ 03-5802-1892（直通）

②東京都多摩難病相談・支援室

平日午前 10 時から午後 4 時まで（受付時間）

〒183-0042 府中市武蔵台 2-6-1 都立神経病院 2 階

☎ 042-323-5880（直通）

成年後見制度

【ご案内】 知 精

成年後見制度とは、判断能力が低下した知的障がい者、精神障がい者、高齢者などの方（以下「本人」）の財産管理や契約を補助したり、代理人（後見人等）を選ぶことで、本人が安心して生活できるよう法律的に支援する制度です。成年後見制度には以下の2種類があります。

【法定後見制度】

本人の判断能力がすでに低下している場合、配偶者、四親等内の親族等から家庭裁判所に申し立てをします。後見人等の候補を挙げることができますが、家庭裁判所の審判により選ばれます。本人の判断能力に応じて、「補助」、「保佐」、「後見」の3つに分けられます。町田市在住の方の手続先は、東京家庭裁判所立川支部（直通電話：042-845-0324）です。

【任意後見制度】

自らの判断能力が十分あるうちに、将来の判断能力低下に備えて、あらかじめ任意後見受任者（任意後見人となる人）を選任し、公正証書で契約を結びます。

【お問合せ先】 町田市社会福祉協議会「福祉サポートまちだ」 ※相談には予約が必要です。

〒194-0013 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 4 階
☎ 042-720-9461 FAX 042-725-1284

町田市役所 福祉総務課事業係
☎ 042-724-2537 FAX 050-3101-0928

障がい者虐待防止事業

【ご案内】 身 知 精 難

障害者虐待防止法に基づき、町田市障がい福祉課やお住まいの地域の障がい者支援センターが、障がいのある方に対する家庭内、施設内、会社内で行われる虐待の通報・届出の受付や相談を行っています。

【障がい者虐待の例】

①身体的虐待

殴る、蹴る、壁に叩きつけるなどの暴行を加える、やけどや打撲をさせる、柱や椅子、ベッドなどに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する

②性的虐待

性交や性器への接触、性的行為を強要する、無理やり裸にする、わいせつな言葉を浴びせる

③心理的虐待

怒鳴る・ののしる・悪口をいう、成人しているにもかかわらず子ども扱いし続ける、話しかけられても意図的に無視し続ける

④介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

食事や水分を十分に与えず衰弱させる、入浴や排泄の介助などをせず放置する、病気やけがをしても病院に連れて行かず放置する、同居人による虐待を放置する

⑤経済的虐待

年金や賃金を搾取する、財産や預貯金を勝手に処分する、日常生活に必要な金銭を渡さない

【お問合せ先】 障がい福祉課 平日 8:30～17:00 ☎ 042-724-3089

FAX 050-3101-1653

夜間・休日 ☎ 042-722-3111（代表電話）

FAX 042-724-5600

お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.6）

2 障害者手帳

身体障害者手帳

【ご案内】 ⑤

身体に障がいのある方が福祉的サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの種類（視覚・聴覚・平衡機能・音声言語又はそしゃく機能・肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能・肝臓）や程度により 1 級から 6 級の区分で手帳が交付されます。

- 【申請方法】
- ①身体障害者福祉法による指定医の診断書・意見書（規定の様式による）
 - ②写真 1 枚（タテ 4cm、ヨコ 3cm、1 年以内に撮影したもの）
- ①②をお持ちください。約 2 か月で交付されます。

＜交付後、次の場合は障がい福祉課、または、障がい者支援センターに届出をしてください＞

- ・住所、氏名、保護者名が変わったとき（※）
- ・手帳を紛失、破損したとき
- ・障がいの程度が変わったとき
- ・本人が死亡したとき（手帳を返却してください）

（※）住所、氏名、保護者名の変更届は障がい福祉課のみで受付します。

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係

☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653

お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

愛の手帳（東京都療育手帳）

【ご案内】 ⑥

知的障がいのある方が福祉的サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度により 1 度から 4 度の区分で手帳が交付されます。

- 【判定方法】
- ・直接判定
 - ・診断書による書類判定（規定の様式による） ※再判定の場合も同様です。

【お問合せ先】 18 歳未満→東京都八王子児童相談所

〒193-0931 八王子市台町 3-17-30

☎ 042-624-1141 FAX 042-624-3865

18 歳以上→東京都心身障害者福祉センター

〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1

東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）
12～15 階

☎ 03-3235-2961 FAX 03-3235-2959

東京都心身障害者福祉センター 多摩支所

〒186-0003 国立市富士見台 2-1-1

☎ 042-573-3311 FAX 042-576-5295

＜交付後、次の場合は障がい福祉課、または、障がい者支援センターに届出をしてください＞

- ・住所、氏名、保護者名が変わったとき（※）
- ・手帳を紛失・破損したとき
- ・本人が死亡したとき（手帳を返却してください）

（※）住所、氏名、保護者名の変更届は障がい福祉課のみで受付します。

精神障害者保健福祉手帳

【ご案内】 精神

精神障がいのある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。障がいの程度により1級から3級の区分で手帳が交付されます。

【申請方法】

- ①医師の診断書（所定用紙）又は、精神障がいを支給事由とする障害年金証書
- ②写真1枚（タテ4cm、ヨコ3cm、1年以内に撮影したもの）
- ③手帳郵送希望の場合は、簡易書留代として414円分の切手
- ④マイナンバー（個人番号）確認書類（個人番号カード、通知カード等）

①～④を障がい福祉課へお持ちください。なお、交付まで2か月半以上かかります。

※申請書は障がい福祉課（114番窓口）でお渡ししています。

市民センター等では書類のお渡し・受付をしておりませんのでご注意ください。

【お問合せ先】

障がい福祉課 支援係

☎ 042-724-2145 FAX 050-3101-1653

<交付後、次の場合は障がい福祉課に届出をしてください>

- ・住所、氏名が変わったとき
- ・手帳を紛失・破損したとき
- ・本人が死亡したとき（手帳を返却してください）

3 障害福祉サービス・障害児通所支援

障害福祉サービスのご案内

障害者総合支援法に基づくサービスです。介護の支援などを受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、施設や精神科の医院に入所・入院している障がい者等に対して地域での生活に移行し、定着するための支援を行う「地域相談支援給付」があります。

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴や排せつの介助、食事調理の援助等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方又は重度の知的障がい・精神障がいによる行動障がいを有する方に対して、居宅で入浴や排せつの介助、食事調理の援助、外出時の移動支援等を総合的に行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいによって、行動上著しい困難があるために常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援、外出時の移動支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある方に対し、移動時や外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報の支援、移動の援護、必要に応じて排せつ・食事等の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護の必要がある方に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気等によって、短期間の入所が必要な方に対して、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と介護が必要な方に対して、病院併設の施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の援助を行います。
	生活介護	常に介護の必要がある方に対して、日中に施設で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供等を行います。
	施設入所支援	施設に入所している方に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練等を行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する方に対して、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動等の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために自宅・企業等を訪問することにより必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において共同生活住居で相談や日常生活上の援助等を行います。
相談支援給付	地域移行支援	入所施設や病院に入所・入院している障がい者に対し、地域生活への移行に関する相談や、住居の確保、福祉サービスの情報提供、紹介等、必要な支援を行います。
	地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者や地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。
	計画相談支援	障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用サービスの種類や内容を記載したサービス等利用計画の作成等を行います。

障害児通所支援のご案内

児童福祉法に基づくサービスです。児童に対して身近な地域で通所による支援を提供します。

児童発達支援 【対象：未就学児】	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障がい児が対象で、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。
放課後等デイサービス 【対象：就学児】	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

対象者

身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方、精神障がいのある方、心身に障がいがあると判定された障がい児、難病の方で、サービスの必要性があると判断された方です。

ただし、介護保険の対象となる方は、介護保険を優先して利用します。

難病対象疾病は 28 ページを参照してください。

対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証等）をお持ちください。

その後、次ページのサービス利用の流れと同様、障害支援区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを受給できることとなります。詳しくは、お問い合わせください。

※障害児入所支援のご利用に関しては、八王子児童相談所（又は東京都）が相談窓口となります。

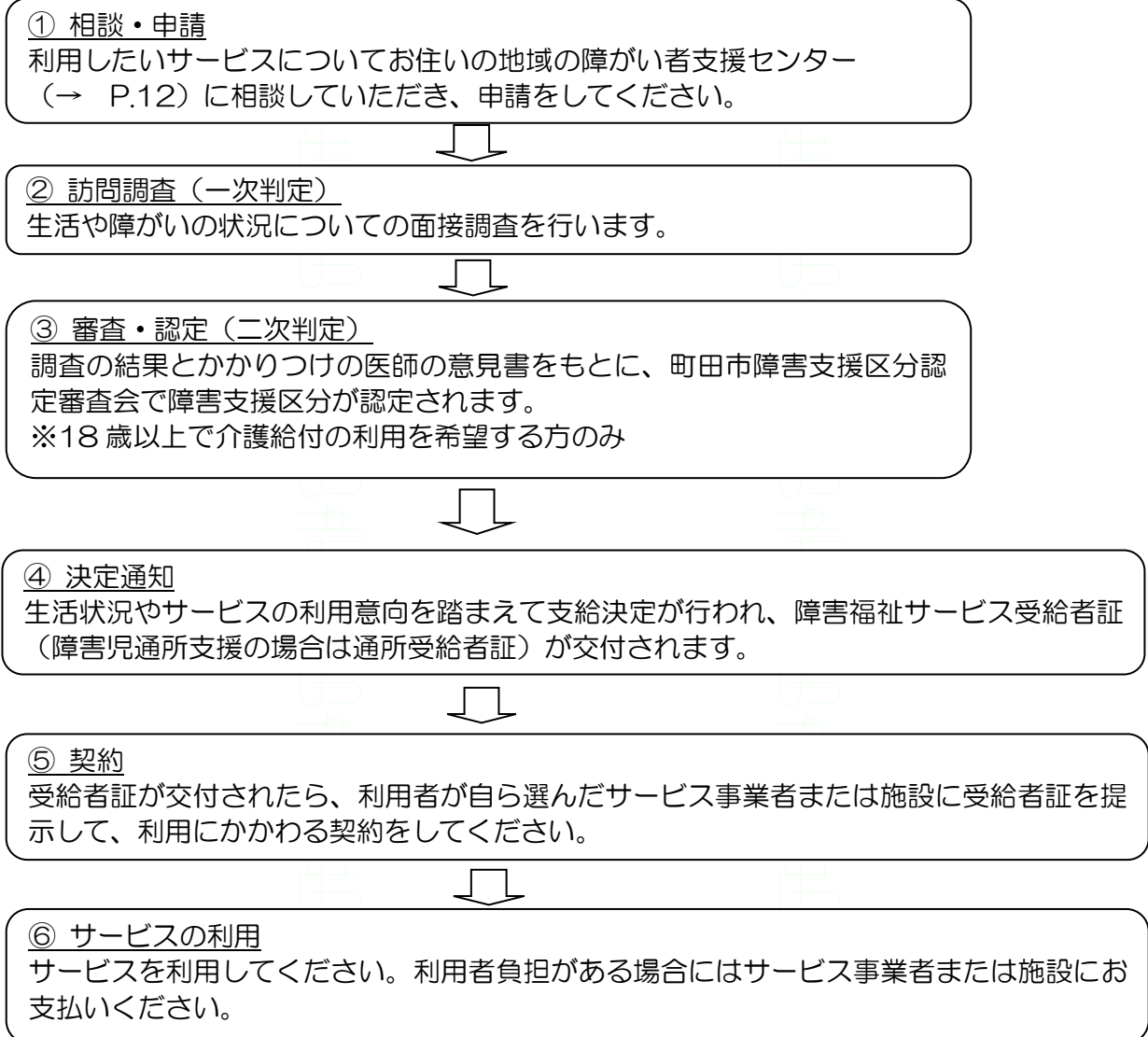
〈八王子児童相談所〉

〒193-0931 八王子市台町 3-17-30

☎ 042-624-1141 FAX 042-624-3865

サービス利用の流れ

サービスを利用するまでの流れは次のとおりです。



利用者負担額

世帯の所得に応じて、ひと月に負担する上限額が決められています。ひと月に利用したサービス量に関わらず、上限額を超える費用負担は生じません。ただし、利用したサービス費の1割に相当する額が負担上限月額より低い場合には、1割に相当する額を負担していただきます。

なお、地域相談支援給付やサービス等利用計画作成に係る費用については、利用者負担はありません。

また、利用者負担上限月額は、同一世帯全員の収入状況で判断します。ただし、18歳以上（施設に入所する方は20歳以上）の障がいの方は、本人及び配偶者の収入状況のみで判断します。

世帯の収入状況に応じた利用者負担上限月額下表のとおりです。

世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	
一般 1	市民税所得割額が 16 万円未満の障がい者の世帯(入所施設、グループホームの利用者を除く)	9,300 円
	市民税所得割額が 28 万円未満の障がい児の世帯	4,600 円
	市民税所得割額が 28 万円未満で、20 歳未満の施設入所者	9,300 円
一般 2	市民税課税世帯で、一般 1 のいずれにも該当しない方 ※市民税課税世帯で入所施設(20 歳以上)、グループホームを利用する場合は、一般 2 になります。	37,200 円

- 上表中の「市民税所得割額」は、以下により算定します。
 - ① 指定都市からの転入の方の場合、平成 29 年度税制改正前の標準税率(6%)を用います。
 - ② 所得割額は、住宅借入等特別税額控除及び寄付金税額控除については、控除される前の金額を用います。
 - ③ 年少・特定扶養親族控除については、廃止される前の計算を用います。
- 入所等の施設やグループホームを利用する場合は、負担上限月額の他に食費、光熱費等の実費負担が必要になります。
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと、児童福祉法に基づく障害児通所支援を併用される場合には、それぞれの法律ごとに負担上限月額を設定します。

上限月額の管理

障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者を複数利用し、毎月利用者負担上限額を越えることが予想できる場合には、上限額の管理を依頼することができますので、お問い合わせください。

高額障害福祉サービス等給付費等の支給（高額償還）

同一の世帯の方が、同一の月に受けた以下サービスの利用者負担額の合算額が基準額等を越えている場合は、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます。負担した領収書を添えて、障がい福祉課に申請してください。

【合算の対象となるサービス】

- ① 障害福祉サービスの利用者負担額
- ② 介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担額(※)
- ③ 障害児通所支援の利用者負担額
- ④ 障害児入所支援の利用者負担額
- ⑤ 補装具の利用者負担額(※)

※②、⑤については、同一人が障害福祉サービス等を利用している場合のみ対象となります。

- 介護保険サービスに相当する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所)を、65歳に達する前に5年間継続して受けていた方で市民税非課税者又は生活保護世帯の方は、現在利用している介護保険サービスの利用者負担額を償還いたします。詳細は障がい福祉課へお問い合わせください。

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
 ☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
 お住まいの地域の障がい者支援センター(→ P.12)

障害福祉サービス等対象疾病一覧（難病等）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	64	眼皮膚白皮症	127	混合性結合組織病
2	アイザックス症候群	65	偽性副甲状腺機能低下症	128	鰓耳骨症候群
3	I g A腎症	66	ギャロウエイ・モフト症候群	129	再生不良性貧血
4	I g G 4 関連疾患	67	急性壊死性脳症 ○	130	サイトメガロウイルス角膜炎 ○
5	亜急性硬化性全脳炎	68	急性網膜壊死 ○	131	再発性多発骨炎
6	アジソン病	69	球脊髄性筋萎縮症	132	左心低形成症候群
7	アッシャー症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	133	サルコイドーシス
8	アトピー性脊髄炎	71	強直性脊椎炎	134	三尖弁閉鎖症
9	アペール症候群	72	巨細胞性動脈炎	135	三頭筋素欠損症
10	アミロイドーシス	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	136	CFC症候群
11	アラジール症候群	74	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	137	シェーグレン症候群
12	アルポート症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	138	色素性乾皮症
13	アレキサンダー病	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	139	自己食空間性ミオパチー
14	アンジェルマン症候群	77	筋萎縮性側索硬化症	140	自己免疫性肝炎
15	アントレー・ピクスラー症候群	78	筋型糖尿病	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
16	イソ吉草酸血症	79	筋ジストロフィー	142	自己免疫性溶血性貧血
17	一次性ネフローゼ症候群	80	クッシング病	143	四肢形成不全 ○
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	クリオピリン関連周期熱症候群	144	シトステロール血症
19	1 p 36欠失症候群	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	145	シトリン欠損症
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クルーゾン症候群	146	紫斑病性腎炎
21	遺伝性ジストニア	84	グルコーストランスポーター 1 欠損症	147	脂肪萎縮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	グルタル酸血症1型	148	若年性特異性関節炎
23	遺伝性脾炎	86	グルタル酸血症2型	149	若年性肺気腫
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	クロウ・深瀬症候群	150	シャルコー・マリイ・トゥース病
25	ウィーバー症候群	88	クローン病	151	重症筋無力症
26	ウィリアムズ症候群	89	クロンカイト・カナダ症候群	152	修正大血管転位症
27	ウィルソン病	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症	153	ジュベール症候群関連疾患
28	ウエスト症候群	91	結節性硬化症	154	シュワルツ・ヤンベル症候群
29	ウェルナー症候群	92	結節性多発動脈炎	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
30	ウォルフラム症候群	93	血栓性血小板減少性紫斑病	156	神経細胞移動異常症
31	ウルリッヒ病	94	限局性皮質異形成	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
32	HTLV-1 関連脊髄症	95	原発性局所多汗症 ○	158	神経線維腫症
33	A T R - X 症候群	96	原発性硬化性胆管炎	159	神経フェリチン症
34	A D H 分泌異常症	97	原発性高脂血症	160	神経有棘赤血球症
35	エーラス・ダンロス症候群	98	原発性側索硬化症	161	進行性核上性麻痺
36	エプスタイン症候群	99	原発性胆汁性胆管炎	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
37	エプスタイン病	100	原発性免疫不全症候群	163	進行性骨化性線維異形成症
38	エマヌエル症候群	101	顕微鏡の大腸炎 ○	164	進行性多発性白質脳症
39	遠位性ミオパチー	102	顕微鏡的多発血管炎	165	進行性白質脳症
40	円錐角膜 ○	103	高 I g D 症候群	166	進行性ミオクローヌステんかん
41	黄色靂帯骨化症	104	好酸球性消化管疾患	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
42	黄斑ジストロフィー	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
43	大田原症候群	106	好酸球性副鼻腔炎	169	スタージ・ウェーバー症候群
44	オクシタル・ホーン症候群	107	抗糸球体基底膜腎炎	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
45	オスラー病	108	後縦靂帯骨化症	171	スミス・マジニス症候群
46	カーニー複合	109	甲状腺ホルモン不応症	172	スモン ○
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	110	拘束型心筋症	173	脆弱X症候群
48	潰瘍性大腸炎	111	高チロシン血症1型	174	脆弱X症候群関連疾患
49	下垂体前葉機能低下症	112	高チロシン血症2型	175	成人スチル病
50	家族性地中海熱	113	高チロシン血症3型	176	成長ホルモン分泌亢進症
51	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	114	後天性赤芽球癆	177	脊髄空洞症
52	家族性良性慢性天疱瘡	115	広範脊柱管狭窄症	178	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
53	カナバン病	116	膠様滴状角膜ジストロフィー	179	脊髄髄膜瘤
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	117	抗リン脂質抗体症候群	180	脊髄性筋萎縮症
55	歌舞伎症候群	118	コケイン症候群	181	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
56	ガラクトース-1-リン酸ウルシルトランスフェラーゼ欠損症	119	コステロ症候群	182	前眼部形成異常
57	カルニチン回路異常症	120	骨形成不全症	183	全身性エリテマトーデス
58	加齢黄斑変性 ○	121	骨髄異形成症候群 ○	184	全身性強皮症
59	肝型糖尿病	122	骨髄線維症 ○	185	先天異常症候群
60	間質性膀胱炎（ハンナ型）	123	ゴナドトロピン分泌亢進症	186	先天性横隔膜ヘルニア
61	環状20番染色体症候群	124	5p欠失症候群	187	先天性核上性球麻痺
62	関節リウマチ	125	コフィン・シリス症候群	188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
63	完全大血管転位症	126	コフィン・ローリー症候群	189	先天性魚鱗癬

190	先天性筋無力症候群	249	ドラベ症候群	308	閉塞性細気管支炎
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	250	中條・西村症候群	309	β-ケトチオラーゼ欠損症
192	先天性三尖弁狭窄症	251	那須・ハコラ病	310	パーチエット病
193	先天性腎性尿崩症	252	軟骨無形成症	311	ベスレムミオパチー
194	先天性赤血球形成異常性貧血	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
195	先天性僧帽弁狭窄症	254	22q11.2欠失症候群	313	ヘモクロマトーシス ○
196	先天性大脳白質形成不全症	255	乳幼児肝巨大血管腫	314	ペリー症候群
197	先天性肺静脈狭窄症	256	尿素サイクル異常症	315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
198	先天性風疹症候群 ○	257	ヌーナン症候群	316	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)
199	先天性副腎低形成症	258	ネイル/テラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B関連症	317	片側巨脳症
200	先天性副腎皮質酵素欠損症	259	ネフロン癆	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
201	先天性ミオパチー	260	脳クレアチン欠乏症候群	319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
202	先天性無痛無汗症	261	脳髄黄色腫症	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
203	先天性葉酸吸収不全	262	脳表ヘモジゲリン沈着症	321	ホモシスチン尿症
204	前頭側頭葉変性症	263	膿疱性乾癬	322	ポルフィリン症
205	早期ミオクロニー脳症	264	囊胞性線維症	323	マリネスコ・シェーグレン症候群
206	総動脈幹遺残症	265	パーキンソン病	324	マルファン症候群
207	総排泄腔遺残	266	パージャー病	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多発性運動ニューロパチー
208	総排泄腔外反症	267	肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症	326	慢性血栓性肺高血圧症
209	ソトス症候群	268	肺動脈性肺高血圧症	327	慢性再発性多発性骨髄炎
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	269	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	328	慢性痔瘻 ○
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	270	肺胞低換気症候群	329	慢性特発性偽性腸閉塞症
212	大脳皮質基底核変性症	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	330	ミオクロニー欠神てんかん
213	大理石骨病	272	バッド・キアリ症候群	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
214	ダウン症候群 ○	273	ハンチントン病	332	ミトコンドリア病
215	高安静脈炎	274	汎発性特発性骨増殖症 ○	333	無虹彩症
216	多系統萎縮症	275	P CDH19関連症候群	334	無脾症候群
217	タナトフォリック骨異形成症	276	非ケトーシス型高グリシン血症	335	無βリポタンパク血症
218	多発血管炎性肉芽腫症	277	肥厚性皮膚骨膜炎	336	メーブルシロップ尿症
219	多発性硬化症 / 視神経脊髄炎	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	337	メチルグルタコン酸尿症
220	多発性軟骨性外骨腫症 ○	279	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	338	メチルマロン酸血症
221	多発性嚢胞腎	280	肥大型心筋症	339	メビウス症候群
222	多脾症候群	281	左肺動脈右肺動脈起始症	340	メンケス病
223	タンジール病	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	341	網膜色素変性症
224	単心室症	283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	342	もやもや病
225	弾性線維性仮性黄色腫	284	ピッカースタッフ脳幹脳炎	343	モワット・ウイルソン症候群
226	短腸症候群 ○	285	非典型型溶血性尿毒症症候群	344	薬剤性過敏症候群 ○
227	胆道閉鎖症	286	非特異性多発性小腸潰瘍症	345	ヤング・シンプソン症候群
228	遅発性内リンパ水腫	287	皮膚筋炎 / 多発性筋炎	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
229	チャージ症候群	288	びまん性汎細気管支炎 ○	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
230	中隔視神経形成異常症 / トモルシア症候群	289	肥満低換気症候群 ○	348	4p欠失症候群
231	中毒性表皮壊死症	290	表皮水疱症	349	ライソゾーム病
232	腸管神経節細胞減少症	291	ヒルシュブルグ病 (全結腸型又は小腸型)	350	ラスムッセン脳炎
233	TSH分泌亢進症	292	VATER症候群	351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
234	TNF受容体関連連周期性症候群	293	ファイファー症候群	352	ランドウ・クレフナー症候群
235	低ホスファターゼ症	294	ファロー四徴症	353	リジン尿性蛋白不耐症
236	天疱瘡	295	ファンコニ貧血	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	296	封入体筋炎	355	両大血管右室起始症
238	特発性拡張型心筋症	297	フェニルケトン尿症	356	リンパ管腫症 / ゴーハム病
239	特発性間質性肺炎	298	フォンタン術後症候群 ○	357	リンパ脈管筋腫症
240	特発性基底核石灰化症	299	複合カルボキシラーゼ欠損症	358	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
241	特発性血小板減少性紫斑病	300	副甲状腺機能低下症	359	ルビンシュタイン・ティビ症候群
242	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	301	副腎白質ジストロフィー	360	レーベル遺伝性視神経症
243	特発性後天性全身性無汗症	302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
244	特発性大腿骨頭壊死症	303	ブラウ症候群	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
245	特発性多中心性キャッスルマン病	304	ブラダー・ウィリ症候群	363	レット症候群
246	特発性門脈圧亢進症	305	プリオン病	364	レノックス・ガストー症候群
247	特発性両側性感音難聴	306	プロピオン酸血症	365	ロスムンド・トムソン症候群
248	突発性難聴 ○	307	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

※上記は、2023年4月1日時点の対象疾病です。

4 障がい者の年金制度

障害基礎年金（国民年金制度）

【ご案内】 身 知 精

障害基礎年金は、国民年金加入中のとき、20歳前で年金未加入のとき、60歳以上65歳未満で日本に住所があるときに、病気やけがをしまして、その後、障がいが残ってしまった場合、その障がいの状態が、障がい認定日（初診日から原則1年6か月経過した日）に、法令に定められる障がいの状態に該当する場合に支給されます。

なお、保険料の納付要件を満たしている必要があります。

詳しくは、文章最後の【障害基礎年金の受給要件について】をご覧ください。

※初診日とは、障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日のことをいいます。実際の請求の際には、初診日の証明書類などが必要になります。

※障がい認定日に、法令に定められる障がいの状態に該当しなくても（障害基礎年金の請求が不支給となっても）、その後、障がいの状態が悪化した場合、65歳に達する日の前日までに、再度請求することができます。

※20歳前の年金制度に加入していない期間に、初診日がある場合は、納付要件は不要です。ただし、支給上で一定の所得制限があります（例えば、所得が原則3,704,000円以上の場合は、半額支給停止など）。

その際に、障がい認定日が20歳前のときは20歳到達時点、20歳以後のときは障がい認定日での障がいの状態で、障害基礎年金が受給できるか判断されます。

【年金額】

（令和4年度）
1級 993,750円（月額82,812円）
2級 795,000円（月額66,250円）

※障害基礎年金の1級、2級は、障害基礎年金専用の診断書等をもとに決定されます。

そのため、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なる場合があります。

※障害基礎年金を受け取っている方に、生計を同一にしている子がいれば、加算がつく場合があります。「子」とは、「18歳到達年度末日までの子」または「20歳未満で、障害等級1級・2級に該当する障がいの状態にある子」のことをいいます。

【障害基礎年金請求に必要な書類例】

- ・診断書（窓口で相談後、必要な診断書と、診断書に記載する日付についてご案内します。）
- ・発病から現在までの「病歴・就労状況等申立書」（窓口でお渡しします。）
- ・請求者本人の通帳
- ・マイナンバー（通知）カードまたは、住民票（続柄、本籍、世帯全員の記載があるもの）
- ・受診状況等証明書（初診日の証明書で、窓口でご案内します。不要な場合もございます。）
- ・その他、必要に応じて、障害者手帳の写し、母子健康手帳の写し、戸籍の附票、課税・非課税証明書など

【相談について】

病院で医師の診療を初めて受けた日（初診日）に、厚生年金保険に加入している配偶者の扶養に入っていた場合（国民年金第3号被保険者の場合）は、「街角の年金相談センター町田」または「八王子年金事務所」で受付しています。

初診日に、厚生年金保険や共済年金に加入していた場合は、26ページの「障害厚生年金（厚生年金保険制度）をご覧ください。

それ以外の場合は、保険年金課国民年金係で受付しています。

障がいの原因となった、病気やけがで初めて医師の診断を受けた日（初診日）を窓口でお尋ねしますので、初診日をご確認の上、おこしください。

相談に来られる際は身分証明証（運転免許証、年金手帳、保険証、マイナンバー（通知カードなど）をお持ちください。

ご本人が窓口に来られない場合は、同世帯のご家族の方（窓口に来られる方の身分証明書をお持ちください）からのご相談を受付けております。

【お問合せ先】

- 「保険年金課国民年金係」 ☎ 042-724-2127 FAX 050-3101-6078
- 「街角の年金相談センター町田」 〒194-0021 町田市中町1-2-4 日新町田ビル5階
（町田駅から徒歩7分）
（電話でのご相談は、八王子年金事務所
042-626-3511 へお願いします）。
- 「八王子年金事務所」 〒192-8506 八王子市南新町4-1
（八王子駅から徒歩15分）
☎ 042-626-3511 FAX 042-621-0549

【障害基礎年金の受給要件について】

- ① 国民年金加入中のとき、20歳前のとき、60歳以上65歳未満で日本に住所があるときに、障がいの原因となった病気などについて、初めて病院で医師の診療を受けていること
- ② 障がい認定日（病院で医師の診療を初めて受けた日（初診日）から、原則1年6か月を経過した日）に、政令で定める障がい状態にあること。（次ページの表を参照）
- ③ 次の保険料納付要件を満たしていること
初診日の前日において、
 - 1 初診日がある月の2か月前までに、国民年金（免除期間を含む）や厚生年金保険、共済年金の保険料を納めた期間が、被保険者期間の3分の2以上あること。または、
 - 2 令和8年3月までは、初診日の前々月までの1年間に未納がないこと。

※ 20歳前の、年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は納付要件は不要です。

国民年金法施行令による障害等級表

施行令別表等

(1) 国民年金法施行令別表

(障害等級)

第4条の6 法第30条第2項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

別表（第4条の6関係）

障害の程度		障害の状態
1 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢の全ての指を欠くもの
	5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢の全ての指を欠くもの
	10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

障害厚生年金・障害手当金（厚生年金保険制度）

【ご案内】 身 知 精

障害厚生年金は、障害厚生年金 1 級、2 級、3 級の 3 つの等級、そして一時金としての障害手当金があります。

厚生年金保険や共済年金加入中のときに、病気やけがををしてしまい、その後、障がいが残ってしまった場合、その障がい障がい認定日（初診日から原則 1 年 6 か月経過した日）に、法令に定められる障がいの状態に該当する場合に支給されます。

初診日とは、障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日のことをいいます。

なお、保険料の納付要件を満たしている必要があります。

【年金額】

（令和 4 年度）

障害厚生年金 1 級：障害基礎年金 1 級（972,250 円）＋障害厚生年金 1 級の額

障害厚生年金 2 級：障害基礎年金 2 級（777,800 円）＋障害厚生年金 2 級の額

障害厚生年金 3 級：583,400 円（最低保障額）

障害手当金（一時金）：1,166,800 円（最低保障額）

障害厚生年金 1 級、障害厚生年金 2 級、障害厚生年金 3 級、障害手当金の年金額は、その人それぞれの給料によって異なる厚生年金保険料（共済年金保険料）の納めた額によって決まりますので、人によって支給額が異なります。

また、配偶者がいる場合に加算が付く場合があります。そのため、支給額については、相談時にご確認ください。

【相談について】

- ・厚生年金加入中に初診日がある場合

「街角の年金相談センター町田」または「八王子年金事務所」（042-626-3511）で受付しています。

電話での相談は、ねんきんダイヤル（0570-05-1165 または、03-6700-1165）で受付しています。年金手帳に記載の基礎年金番号をお伝えください。

- ・共済年金加入中に初診日がある場合

加入されていた共済組合にご相談ください。

障がいの原因となった、病気やけがで初めて医師の診断を受けた日（初診日）をお尋ねしますので、ご相談の際に初診日を教えてください。

相談に来られる際は身分証明証（運転免許証、年金手帳、保険証など）とご印鑑をお持ちください。

ご本人が窓口に来られない場合は、代理人の方（窓口に来られる方の身分証明書とご印鑑、および委任状をお持ちください）からのご相談を受付けております。

その他、ご本人、代理人の方が窓口に来られない場合は、ご相談ください。

【お問合せ先】

「街角の年金相談センター町田」

〒194-0021 町田市中町 1-2-4 日新町田ビル 5 階（町田駅から徒歩 7 分）

電話での相談は、八王子年金事務所（042-626-3511）へお願いします。

月曜日から金曜日 8：30～17：15 ただし週の初日は 19：00 まで（祝祭日・年末年始はお休み） 第 2 土曜日 9：30～16：00

「八王子年金事務所」 〒192-8506 八王子市南新町 4-1（八王子駅から徒歩 15 分）
☎ 042-626-3511 FAX 042-621-0549
月曜日から金曜日 8：30～17：15 ただし週の初日は 19：00 まで（祝祭日・年末年始はお休み） 第 2 土曜日 9：30～16：00

「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570-05-1165 ※IP 電話・PHS からは 03-6700-1165
時間：月曜日から金曜日 午前 8 時 30 から午後 5 時 15 分まで
週の初めは、午前 8 時 30 から午後 7 時まで
第 2 土曜日（祝日を含む） 午前 9 時 30 分から午後 4 時まで
※祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日の期間についてはお休みです。

特別障害給付金

現在、日本国内に在住する 20 歳以上 60 歳未満の方は、国民年金に加入することが義務付けられています。

しかしながら、①平成 3 年 3 月以前に国民年金に任意加入対象者であった学生（夜間部、定時制、通信制などを除きます）や、②昭和 61 年 3 月以前に国民年金の任意加入対象者であった、厚生年金保険などに加入されていた人の配偶者の方は、国民年金に任意加入であったために、公的年金制度に加入していない場合があります。

そのため、①、②の方で、国民年金に任意加入していなかった期間に、病気やけがをして初めて医師の診療を受けたこと（初診日）があり、現在障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障がいの状態に該当する場合には、特別障害給付金が支給されます。

ただし、65 歳の誕生日の前日までに障がいの状態に該当された人に限ります。申請についても、65 歳の誕生日の前日までに請求する必要があります。

※障害基礎年金や障害厚生年金などを受給することができる方は、対象になりません。

【支給額】（令和 4 年度） 1 級 月額 52,300 円
2 級 月額 41,840 円

【お問合せ先】 保険年金課国民年金係
☎ 042-724-2127 FAX 050-3101-6078

東京都心身障害者扶養共済制度（東京都）

【ご案内】 身 知 精

障がい者を扶養する保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、残された障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障がい者の将来に対して保護者の方が抱く不安の軽減を図ることを目的としています。

【加入資格】 ……次のすべての要件を満たしている方

- ① 障がい者を扶養する保護者であること。
- ② 都内に住所があること。
- ③ 特別な疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ④ 加入手続きを行う年度の初日（4 月 1 日）の年齢が 65 歳未満であること。

※この制度に加入できる方は障がい者一人に対して、一人の保護者のみです。

※最終的加入可否決定は、生命保険会社の告知書（健康状態）の審査後になります。

※加入承認まで 2 か月程度の期間を要します。

【対象障がい】 …次のいずれかに該当する障がいのある方

- ① 知的障がい者
- ② 身体障がい者（1級～3級）
- ③ 精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度の方（統合失調症、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

【掛金】 ……加入者の年齢によって変わります。

加入者 加入時 年齢	35歳 未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満
月額 (一口)	9,300 円	11,400 円	14,300 円	17,300 円	18,800 円	20,700 円	23,300 円

※掛金は、改定されることがあります。その場合は、改定後の金額が適用されます。

納付期間は、①加入期間が20年以上になったとき、②加入者の年度初日の年齢が65歳となったときの両要件を満たしたときまでです。

※掛金の減額、税制上の優遇措置があります。

【脱退】 ……次の場合は、脱退取り扱いになり納付済みの掛金はお返ししません。

- ① 掛金を2か月滞納したとき
- ② 加入者が死亡又は重度障がいとなったとき⇒下記の「年金の支給」へ
- ③ 障がい者が加入者より先に死亡した場合⇒下記の「A. 弔慰金」へ
- ④ 加入者が脱退の申し出をしたとき⇒下記の「B. 脱退一時金」へ
- ⑤ 加入者が東京都の区域外に転出し、転出先の自治体で扶養共済制度に加入したとき（東京都での加入期間は通算されます）

【弔慰金等の支払い】

A. 弔慰金		B. 脱退一時金	
障がい者が加入者より先に亡くなったときは、加入期間に応じて弔慰金を支給します。		加入者の申し出により脱退をしたときは、加入期間に応じて脱退一時金を支給します。	
加入期間	支給額（1口）	加入期間	支給額（1口）
1年以上5年未満	50,000円	5年以上10年未満	75,000円
5年以上20年未満	125,000円	10年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円	20年以上	250,000円

【年金の支給】 ……加入一口当たり月額20,000円（加入者が死亡又は重度障がいとなった月から）。障がい者に対して終身支給します。

（注）加入者の死亡（重度障がい）の理由によっては、年金が支給されない場合があります。

【年金管理者】 ……障がい者がご自身で年金を管理することが困難な場合は、障がい者に代わって年金を受領、管理する「年金管理者」を指定できます。

※詳細は、障がい福祉課にご確認ください。

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係

☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653

5 障がい者の手当制度

手当制度一覧表

制度	手当名	障がいの要件		手当額	担当
		年齢	障がいの程度		
国 制 度	A 障害児福祉手当	20歳未満の方	1 身体障害者手帳おおむね1～2級の方（一部） 2 愛の手帳おおむね1～2度の方（一部） 3 常時介護を必要とする状態にある障がいまたは精神障がいのある方 ※手帳の等級に関わらず、所定の診断書で審査します。	○ 施設に入所していない方 ○ 障がいを理由とする年金を受けていない方 ○ 障がい児本人・配偶者及び扶養義務者の所得が限度額未満の方	月額 15,220円
	B 特別障害者手当	20歳以上の方	1 身体障害者手帳おおむね1～2級の方（一部） 2 愛の手帳おおむね1～2度の方（一部） 3 常時特別な介護を必要とする状態にある障がいまたは精神障がいのある方 ※手帳の等級に関わらず、所定の診断書で審査します。	○ 施設に入所していない方 ○ 3ヶ月を超えて継続して入院していない方 ○ 障がい者本人・配偶者及び扶養義務者の所得が限度額未満の方	月額 27,980円
	C 特別児童扶養手当	20歳未満の方	次のいずれかの障がいに該当する児童を扶養している方 1 身体障害者手帳おおむね1～3級の方 2 愛の手帳おおむね1～3度の方 3 日常生活に著しい制限を受ける程度の疾病または精神障がいの方 ※手帳の等級に関わらず、所定の診断書で審査します。（手帳にかえられる場合があります）	○ 対象児童が施設に入所していない方 ○ 対象児童が障がいを理由とする年金を受けていない方 ○ 請求者（保護者）・配偶者及び扶養義務者の所得が限度額未満の方	1級 月額 53,700円 2級 月額 35,760円
	D 児童扶養手当	全年齢	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（児童が一定の障がいのときは20歳未満）を扶養している身体障害者手帳おおむね1～2級程度の方（精神障がいの方も対象となる場合があります。）	○ 保護者及び対象児童が施設に入所していない方 ○ 請求者（保護者）・配偶者及び扶養義務者の所得が限度額未満の方	扶養人数、所得額により金額が異なる
都 制 度	E 心身障害者福祉手当	20歳以上の方	1 身体障害者手帳 1～2級の方 2 愛の手帳 1～3度の方 3 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の方	○ 施設に入所していない方 ○ 本人の所得が限度額未満の方 ○ 65歳未満の方（新規）	月額 15,500円
	F 重度心身障害者手当	65歳未満の方	1 重度の知的障がい、常時著しい精神症状を有する方 2 重度の知的障がいと重度の身体障がいを有する方 3 重度の肢体不自由で両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な方	○ 施設に入所していない方 ○ 国立療養所（一般病床以外）国立保養所に入院していない方 ○ 3ヶ月を超えて継続して入院していない方 ○ 20歳未満→当該重度心身障害者の配偶者又は扶養義務者で主として当該重度心身障害者の生計を維持する者の所得 20歳以上→当該重度心身障害者本人所得 それぞれが限度額未満の方	月額 60,000円
	G 児童育成手当(障がい手当)	20歳未満の方	次のいずれかの障がいに該当する児童を扶養している方 1 身体障害者手帳 おおむね1～2級の方 2 愛の手帳 おおむね1～3度の方 3 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の方	○ 保護者及び対象児童が施設に入所していない方 ○ 保護者の所得額が限度額未満の方	月額 15,500円
	H 児童育成手当(育成手当)	全年齢	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している身体障害者手帳1～2級程度の方（精神障がいの方も対象となる場合があります）		月額 13,500円

※2023年4月1日から

6 医療費助成等

心身障害者（児）医療費の助成（マル障）

【ご案内】 身 知 精

保険証を使って病院等で診療、投薬等を受けた場合、窓口で支払う医療費の一部を助成します。

【対象者】 65歳未満の方で、身体障害者手帳1・2級（内部障がいとは3級まで）または愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1級に該当し、健康保険に加入している方。なお、以下のとおり助成制限があります

【助成制限】 次のいずれかに該当する方は助成対象外となります。

- ① 所得制限基準額を超過した方
- ② 後期高齢者医療被保険者証をお持ちで、住民税が課税されている方
- ③ 生活保護受給者
- ④ 公費等により医療費が支給される施設に入所している方
- ⑤ 手帳の等級が変わり、上記の障がい等級のいずれにも該当しなくなった方

【助成内容】 医療保険が適用された自己負担分から、一部負担金を差し引いた額を助成します。一部負担金は住民税の課税状況により、課税の方は1割負担、非課税の方は負担なしとなります。

【申請手続】 以下のものが必要となります。（郵送でも受け付けています。）

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳
 - ② 健康保険証
 - ③ 口座番号のわかるもの（本人名義）
（市外から新たに転入された方は④⑤のいずれかの資料も必要となります。）
 - ④ 課税・非課税証明書（所得、税額がわかるもの）
 - ⑤ マイナンバーの確認に必要なもの（個人番号カード等）（申請者が代理人の場合は代理権の確認や代理人の身元確認の書類も必要です。）
- ※⑤は2023年6月から受付可能となる予定です。

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係

☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653

お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

※障がい者支援センターは身体障害者手帳または愛の手帳で該当する方の窓口です。

自立支援医療（育成医療）

【ご案内】 ㊦

身体に障がいのある18歳未満の児童で、手術などにより障がいの程度を軽くしたり、取り除く等確実な治療効果が期待できる方が、指定自立支援医療機関において必要な治療を受ける場合に、医療費の一部を助成します。

ただし、市民税所得割額が一定以上の世帯の方は給付の対象外です（「重度かつ継続」対象者を除く）。医療費の1割が自己負担額となります。（市民税所得割額に応じた上限あり。）

入院時の食事代は助成対象外です。

※ 治療費を支払ったあとに還付請求はできませんので、事前にご相談ください。

【お問合せ先】 保健予防課 保健予防係

☎ 042-725-5422 FAX 050-3161-8634

自立支援医療（更生医療）

【ご案内】 ㊦

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方に対し、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

一部の疾病、治療を除き所得制限があります。自己負担額は保険医療費の1割になります。なお、1か月ごとに自己負担の上限を設けています。

自立支援医療（更生医療）は、指定された病院、薬局等でなければ取り扱うことができません。また、対象となる障害と標準的な治療の例を以下に記載します。

- (1) 視覚障害・・・白内障 → 水晶体摘出手術、網膜剥離 → 網膜剥離手術、瞳孔閉鎖 → 虹彩切除術、角膜混濁 → 角膜移植術
- (2) 聴覚障害・・・鼓膜穿孔 → 穿孔閉鎖術、外耳性難聴 → 形成術
- (3) 言語障害・・・外傷性又は手術後に生じる発音構語障害 → 形成術、唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者 → 歯科矯正
- (4) 肢体不自由・・・関節拘縮、関節硬直 → 形成術、人工関節置換術等
- (5) 内部障害
 - <心臓>・・・先天性疾患 → 弁口、心室心房中隔に対する手術
後天性心疾患 → ペースメーカー埋込み手術
 - <腎臓>・・・腎臓機能障害 → 人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)
 - <肝臓>・・・肝臓機能障害 → 肝臓移植術(抗免疫療法を含む)
 - <小腸>・・・小腸機能障害 → 中心静脈栄養法
 - <免疫>・・・HIVによる免疫機能障害 → 抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に対する治療

※心身障害者福祉センターでの判定を要する場合がありますので（上記(1)～(4)、(5)の一部）受診日の2～3か月前までにご相談ください。

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係

☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653

お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

自立支援医療（精神通院）

【ご案内】 精

精神疾患のために、通院による治療を継続的に受ける必要がある方に対し、通院医療費（医療保険適用分に限り）を助成します。精神障害者保健福祉手帳の所持は問いません。

原則として、医療費は1割負担になります。ただし、利用者本人収入や世帯の所得・疾患等に依りて、1か月あたりの自己負担に上限額が設定される場合があります。また、非課税世帯の場合、自己負担分の助成もあります。

加入されている健康保険や申請される年度により申請に必要な書類が異なりますので、申請をご希望の方は一度障がい福祉課へご連絡ください。

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-2145 FAX 050-3101-1653

小児精神障害者入院医療費助成制度

【ご案内】 精

18歳未満で精神疾患のために精神科病院又は精神科病床に入院する方に、各種医療保険適用後の自己負担分を助成します。ただし、食事療養費は患者負担になります。

申請をご希望の方は一度障がい福祉課へご連絡ください。

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-2145 FAX 050-3101-1653

B型・C型ウイルス肝炎医療費助成制度

【ご案内】 難

B型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療にかかる医療費を助成します。

【対象者】

都内に住所があり、上記治療を要すると診断された方が対象です。

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係
☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653

肝がん・重度肝硬変入院医療費助成制度

【ご案内】 難

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院医療または肝がんの外来医療にかかる医療費の一部を助成します。

【対象者】

都内に住所があり、B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断され入院医療（肝がんの場合は外来医療も対象）を受けていて、申請月前11か月以内で高額療養費算定基準額を超えた月が2か月以上あり、治療の研究への協力が同意される方。（他に所得制限等があります。）

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係
☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653

その他特殊医療費等助成制度

【ご案内】 ㊦

スモン、先天性血液凝固因子欠乏症等（血友病）、人工透析を必要とする腎不全にかかる医療費を助成します。

【対象者】

都内に住所があり、上記治療を要すると診断されており、医療保険に加入（被扶養者も含む。）していて、医療費助成の認定基準を満たしている方が対象です。

【お問合せ先】

障がい福祉課 福祉係

☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653

後期高齢者医療制度

【ご案内】 ㊦ ㊧ ㊨

65歳以上75歳未満で下記のいずれかに該当する方は申請し認定を受けることで、後期高齢者医療制度による医療を受けることができます。その場合は、現在加入している公的医療保険（健康保険、国民健康保険など）を脱退する必要があります。保険料も後期高齢者医療制度の保険料に変わります。

【対象者】

- ①身体障害者手帳の1～3級の方と4級の一部（音声機能、言語機能障害、下肢障害の1号・3号・4号）の方
- ②国民年金、厚生年金などで1級か2級の障害認定を受けている方
- ③愛の手帳1度・2度の方
- ④精神障害者保健福祉手帳の1級・2級の方

【後期高齢者医療制度による医療の自己負担割合】

一般 ……かかった医療費（保険適用分）の1割

一定以上の所得者…かかった医療費（保険適用分）の2割

現役並み所得者……かかった医療費（保険適用分）の3割

※後期高齢者医療制度の加入により、以前加入していた公的医療保険とは自己負担割合や保険料が変わる可能性があります。申請手続き前に保険年金課高齢者医療係にご確認ください。

※同一月に支払った医療費（保険適用分）が一定の限度額を超えた場合、その超えた金額が高額療養費として払い戻されます。該当する方には、東京都後期高齢者医療広域連合から通知いたします。

【お問合せ先】

保険年金課 高齢者医療係

☎ 042-724-2144 FAX 050-3101-5154

難病医療費等の助成

【ご案内】 ㊦

下記の難病医療費等助成対象疾病に罹患している方で、対象の疾病を治療するための診療、調剤、居宅における療養上の管理及びその治療に伴う看護等を受けた場合（保険が適用されていること）に患者負担額や利用者負担額の一部を助成します。なお、東京都の審査の結果、助成対象とならない場合があります。

生活保護を受けている方は下記の「国疾病」に罹患している場合のみ助成対象となります。

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係
 ☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653

難病医療費等助成対象疾病一覧

【国疾病】

＜あ行＞	
あ	135 アイカルディ症候群
	119 アイザックス症候群
	024 亜急性硬化性全脳炎
	046 悪性関節リウマチ
	083 アジソン病
	303 アツシャー症候群
	116 アトピー性脊髄炎
	182 アペール症候群
	297 アラジール症候群
	218 アルポート症候群
い	131 アレキサンダー病
	201 アンジェルマン症候群
	184 アントレー・ピクスラー症候群
	247 イソ吉草酸血症
	222 一次性ネフローゼ症候群
	223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎
	325 遺伝性自己炎症疾患
	120 遺伝性ジストニア
	115 遺伝性周期性四肢麻痺
	298 遺伝性腓炎
う	286 遺伝性鉄芽球性貧血
	175 ウィーバー症候群
	179 ウィリアムズ症候群
	171 ウイルソン病
	145 ウエスト症候群
	191 ウェルナー症候群
	233 ウォルフラム症候群
え	029 ウルリッヒ病
	168 エーラス・ダンロス症候群
	287 エプスタイン症候群
	217 エプスタイン病
	204 エマヌエル症候群
お	030 遠位型ミオパチー
	068 黄色靭帯骨化症

お	301 黄斑ジストロフィー
	146 大田原症候群
	170 オクシピタル・ホーン症候群
	227 オスラー病

＜か行＞	
か	232 カーニー複合
	141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
	097 潰瘍性大腸炎
	072 下垂体性ADH分泌異常症
	074 下垂体性PRL分泌亢進症
	073 下垂体性TSH分泌亢進症
	076 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
	077 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
	078 下垂体前葉機能低下症
	079 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
き	266 家族性地中海熱
	161 家族性良性慢性天疱瘡
	336 家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
	307 カナバン病
	269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
	187 歌舞伎症候群
	258 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
	316 カルニチン回路異常症
	257 肝型糖原病
	226 間質性膀胱炎(ハンナ型)
き	150 環状20番染色体症候群
	209 完全大血管転位症
	164 眼皮膚白皮症
	236 偽性副甲状腺機能低下症
	219 ギャロウェイ・モフト症候群
	001 球脊髄性筋萎縮症
	220 急速進行性糸球体腎炎
	271 強直性脊椎炎
	041 巨細胞性動脈炎

き	279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
	280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
	278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
	002	筋萎縮性側索硬化症
	256	筋型糖原病
	113	筋ジストロフィー
	く	075
106		クリオピリン関連周期熱症候群
281		クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
181		クルーゾン症候群
248		グルコーストランスポーター1欠損症
249		グルタル酸血症1型
250		グルタル酸血症2型
016		クドウ・深瀬症候群
け	096	クローン病
	289	クロンカイト・カナダ症候群
	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
	158	結節性硬化症
	042	結節性多発動脈炎
	064	血栓性血小板減少性紫斑病
	137	限局性皮質異形成
	262	原発性高カイロミクロン血症
	094	原発性硬化性胆管炎
	048	原発性抗リン脂質抗体症候群
	004	原発性側索硬化症
	093	原発性胆汁性胆管炎
こ	065	原発性免疫不全症候群
	043	顕微鏡的多発血管炎
	267	高IgD症候群
	098	好酸球性消化管疾患
	045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
	306	好酸球性副鼻腔炎
	221	抗糸球体基底膜腎炎
	069	後縦靭帯骨化症
	080	甲状腺ホルモン不応症
	059	拘束型心筋症
	241	高チロシン血症1型
	242	高チロシン血症2型
	243	高チロシン血症3型
	283	後天性赤芽球癆
	070	広範脊柱管狭窄症
	こ	332
192		コケイン症候群
104		コステロ症候群
274		骨形成不全症
185		コフィン・シリス症候群
176		コフィン・ローリー症候群
052		混合性結合組織病

さ	060	再生不良性貧血
	055	再発性多発軟骨炎
	211	左心低形成症候群
	084	サルコイドーシス
	212	三尖弁閉鎖症
	317	三頭酵素欠損症
	053	シェーグレン症候群
	し	159
032		自己貪食空胞性ミオパチー
095		自己免疫性肝炎
288		自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
061		自己免疫性溶血性貧血
260		シトステロール血症
318		シトリン欠損症
224		紫斑病性腎炎
265		脂肪萎縮症
107		若年性特発性関節炎
304		若年発症型両側性感音難聴
010		シャルコー・マリー・トゥース病
す	011	重症筋無力症
	208	修正大血管転位症
	177	ジュベール症候群関連疾患
	033	シュワルツ・ヤンペル症候群
	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
	138	神経細胞移動異常症
	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
	034	神経線維腫症
	121	神経フェリチン症
	009	神経有棘赤血球症
	005	進行性核上性麻痺
	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
せ	272	進行性骨化性線維異形成症
	025	進行性多巣性白質脳症
	308	進行性白質脳症
	309	進行性ミオクローヌステんかん
	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
	157	スタージ・ウェーバー症候群
	038	スティーヴンス・ジョンソン症候群
	202	スミス・マギニス症候群
	206	脆弱X症候群
	205	脆弱X症候群関連疾患
	054	成人スチル病
せ	117	脊髄空洞症
	018	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
	118	脊髄髄膜瘤
	003	脊髄性筋萎縮症
	319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
	328	前眼部形成異常
	028	全身性アミロイドーシス
	049	全身性エリテマトーデス
051	全身性強皮症	

<さ行>

さ	190	鰓耳腎症候群
---	-----	--------

せ	310	先天異常症候群
	294	先天性横隔膜ヘルニア
	132	先天性核上性球麻痺
	330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
	160	先天性魚鱗癬
	012	先天性筋無力症候群
	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
	311	先天性三尖弁狭窄症
	225	先天性腎性尿崩症
	282	先天性赤血球形成異常性貧血
	312	先天性僧帽弁狭窄症
	139	先天性大脳白質形成不全症
	313	先天性肺静脈狭窄症
	082	先天性副腎低形成症
	081	先天性副腎皮質酵素欠損症
	111	先天性ミオパチー
	130	先天性無痛無汗症
253	先天性葉酸吸収不全	
127	前頭側頭葉変性症	
そ	147	早期ミオクロニー脳症
	207	総動脈幹遺残症
	293	総排泄腔遺残
	292	総排泄腔外反症
	194	ソトス症候群

と	063	特発性血小板減少性紫斑病
	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
	163	特発性後天性全身性無汗症
	071	特発性大腿骨頭壊死症
	331	特発性多中心性キャスルマン病
	092	特発性門脈圧亢進症
140	ドラベ症候群	

<な行>		
な	268	中條・西村症候群
	174	那須ハコラ病
	276	軟骨無形成症
	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
に	295	乳幼児肝巨大血管腫
	251	尿素サイクル異常症
ぬ	195	ヌーナン症候群
ね	315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症
	335	ネフロン癆
の	334	脳クレアチン欠乏症候群
	263	脳髄黄色腫症
	122	脳表ヘモジデリン沈着症
	037	膿疱性乾癬(汎発型)
	299	囊胞性線維症

<た行>			
た	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	
	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	
	007	大脳皮質基底核変性症	
	326	大理石骨病	
	040	高安静脈炎	
	017	多系統萎縮症	
	275	タナトフォリック骨異形成症	
	044	多発血管炎性肉芽腫症	
	013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	
	067	多発性嚢胞腎	
	188	多脾症候群	
	261	タンジール病	
	210	単心室症	
	166	弾性線維性仮性黄色腫	
	296	胆道閉鎖症	
	ち	305	遅発性内リンパ水腫
		105	チャージ症候群
134		中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	
039		中毒性表皮壊死症	
101		腸管神経節細胞僅少症	
て	172	低ホスファターゼ症	
	035	天疱瘡	
と	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	
	057	特発性拡張型心筋症	
	085	特発性間質性肺炎	
	027	特発性基底核石灰化症	

<は行>		
は	006	パーキンソン病
	047	バージャー病
	087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
	086	肺動脈性肺高血圧症
	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
	230	肺胞低換気症候群
	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
	091	バッド・キアリ症候群
ひ	008	ハンチントン病
	321	非ケトーシス型高グリシン血症
	165	肥厚性皮膚骨膜炎
	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
	058	肥大型心筋症
	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
	314	左肺動脈右肺動脈起始症
	128	ピッカースタッフ脳幹脳炎
ふ	109	非典型溶血性尿毒症症候群
	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
	050	皮膚筋炎／多発性筋炎
	036	表皮水疱症
	291	ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)
	183	ファイファー症候群
	215	ファロー四徴症
	285	ファンconi貧血
015	封入体筋炎	

ふ	240	フェニルケトン尿症
	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
	235	副甲状腺機能低下症
	020	副腎白質ジストロフィー
	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
	110	ブラウ症候群
	193	ブラダー・ウィリ症候群
	023	プリオン病
へ	245	プロピオン酸血症
	228	閉塞性細気管支炎
	056	ベーチェット病
	031	ベスレムミオパチー
	126	ペリー症候群
	234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
	136	片側巨脳症
ほ	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
	323	芳香族L-アミノ酸炭酸酵素欠損症
	062	発作性夜間ヘモグロビン尿症
	337	ホモシスチン尿症
	254	ポルフィリン症

<ま行>		
ま	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
	167	マルファン症候群
	014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
	088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
	270	慢性再発性多発性骨髄炎
	099	慢性特発性偽性腸閉塞症
み	142	ミオクロニー欠神てんかん
	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
	021	ミトコンドリア病
む	264	無βリポタンパク血症
	329	無虹彩症
	189	無脾症候群
め	244	メーブルシロップ尿症
	324	メチルグルタコン酸尿症
	246	メチルマロン酸血症
	133	メビウス症候群
	169	メンケス病
も	090	網膜色素変性症

【都疾病】

あ行	都77	悪性高血圧
	都95	遺伝性QT延長症候群
か行	都866	肝内結石症
	都80	原発性骨髄線維症
	都88	古典的特発性好酸球増多症候群
は行	都91	びまん性汎細気管支炎

も	022	もやもや病
	178	モワット・ウィルソン症候群

<や行>		
や	196	ヤング・シンプソン症候群
ゆ	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん

<ら行>		
ら	019	ライソゾーム病
	151	ラスムッセン脳炎
	155	ランドウ・クレフナー症候群
り	252	リジン尿性蛋白不耐症
	216	両大血管右室起始症
	277	リンパ管腫症/ゴーハム病
	089	リンパ脈管筋腫症
る	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
れ	302	レーベル遺伝性視神経症
	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
	156	レット症候群
	144	レノックス・ガストー症候群
ろ	186	ロスムンド・トムソン症候群
	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症

<英数字>		
1	197	1p36欠失症候群
2	203	22q11.2欠失症候群
4	198	4p欠失症候群
5	199	5p欠失症候群
A	180	ATR-X症候群
C	103	CFC症候群
H	026	HTLV-1関連脊髄症
I	066	IgA腎症
	300	IgG4関連疾患
P	152	PCDH19関連症候群
T	108	TNF受容体関連周期性症候群
V	173	VATER症候群
α	231	α1-アンチトリプシン欠乏症
β	322	β-ケトチオラーゼ欠損症

は行	都831	母斑症(ヒッペル・リンドー病)
	都832	母斑症(マフチ症候群)
	都833	母斑症(神経皮膚黒色症)
	都834	母斑症(基底細胞母斑症候群)
ま行	都97	網膜脈絡膜萎縮症

※病名左横の数字は、疾病番号です。

2022年4月1日時点での対象疾病を掲載しています。

ひとり親家庭等医療費の助成

【ご案内】

離婚や未婚・配偶者の死亡・配偶者の障がい（概ね身体障害者手帳2級以上）・DV保護命令・1年以上の遺棄、拘禁に該当する父又は母、両親がいない児童を養育している養育者及び18歳になった年度の末日（一定の障がいがある場合は20歳未満）までの児童に対し、医療費を助成します（所得制限・一部自己負担あり）。

なお、健康保険に加入していない方、他の公費医療制度により自己負担のない方は当制度の対象にはなりません。

【お問合せ先】

子ども総務課 手当・医療費助成係

☎ 042-724-2143 FAX 050-3101-8377

小児慢性特定疾病の医療費の助成

【ご案内】

18歳未満の児童で、下記の病気にかかりその病状が認定基準に該当する場合に、保険証を使って指定医療機関（病院・診療所・薬局および訪問看護ステーション）で診療等を受けた際の自己負担分（保険適用分に限り）の一部を助成します。なお、保護者の方の所得に応じて月額自己負担上限額が異なります。

ただし、18歳以降もなお引き続き医療を受ける必要がある場合は、18歳に達した時点で有効な医療受給者証を有する方に限り、20歳未満まで延長して助成を受けることができます。

対象となる疾患群

（具体的な病名及びその認定基準については医療機関へご相談の上お問合せください。）

- ①悪性新生物
- ②慢性腎疾患群
- ③慢性呼吸器疾患群※
- ④慢性心疾患群
- ⑤内分泌疾患群
- ⑥こう原病
- ⑦糖尿病
- ⑧先天性代謝異常
- ⑨血液疾患群
- ⑩免疫疾患群
- ⑪神経・筋疾患群
- ⑫慢性消化器疾患群
- ⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群
- ⑭皮膚疾患群
- ⑮骨系統疾患群
- ⑯脈管系疾患群

※ ③慢性呼吸器疾患群について

気管支ぜんそく等の特定の病気については、他に大気汚染医療費助成という制度もあります。

詳細は保健予防課保健予防係（042-725-5422）へお問い合わせください。

【お問合せ先】

子ども総務課 手当・医療費助成係

☎ 042-724-2139 FAX 050-3101-8377

高額療養費制度（国民健康保険）

【ご案内】 身 知 精 難

1か月に支払った医療費（保険適用分）が以下の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を高額療養費として支給します。

【高額療養費の自己負担限度額（月額）】

① 70歳未満の方

所得区分	世帯の所得要件 ※1	3回目まで	4回目以降 ※2
ア	901万円超	252,600円+ (医療費 10割-842,000円) × 1%	140,100円
イ	600万円超～ 901万円以下	167,400円+ (医療費 10割-558,000円) × 1%	93,000円
ウ	210万円超～ 600万円以下	80,100円+ (医療費 10割-267,000円) × 1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税 非課税世帯 ※3	35,400円	24,600円

※1 国保加入者の前年中の所得（診療月が1月～7月は前々年所得）から基礎控除額を引いた額の合計。ただし、住民税の申告がない場合には所得区分アとなります。

※2 診療月を含む過去12か月に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

※3 同一世帯の世帯主とすべての国保加入者が住民税非課税の世帯。

◆70歳未満の方の自己負担限度額の計算条件

- ・ 1か月（月の1日～末日まで）単位で計算します。
- ・ 同一人が複数の医療機関にかかった場合、それぞれで21,000円以上の自己負担があったものを合算します（同じ医療機関でも内科と歯科、入院と外来別に計算します）。
- ・ 差額ベッド代など保険適用されない費用や、入院時の食事代は対象外です。

◆同一世帯で複数の世帯員が受診した場合

同一月に21,000円以上（病院別に計算。同一病院でも入院・外来別に計算）の自己負担をそれぞれで支払った場合、それらを合算し、限度額を超えた分が支給されます。

② 70歳から74歳の方

外来（個人単位）の限度額を適用後に、外来＋入院（世帯単位）の自己負担限度額を適用します。

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み 所得者 (負担割合 3割の方) ※1	現役並みⅢ 課税所得 〔690万円以上〕	252,600円＋ (医療費 _{10割} －842,000円)×1% [140,100円] ※4	
	現役並みⅡ 課税所得 〔380万円以上〕	167,400円＋ (医療費 _{10割} －558,000円)×1% [93,000円] ※4	
	現役並みⅠ 課税所得 〔145万円以上〕	80,100円＋ (医療費 _{10割} －267,000円)×1% [44,400円] ※4	
一般		18,000円 ※5	57,600円 [44,400円] ※4
低所得Ⅱ ※2		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ※3			15,000円

- ※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70～74歳の国保加入者がいる場合。
- ※2 同一世帯の世帯主とすべての国保加入者が住民税非課税の世帯。
- ※3 住民税非課税で、世帯員の所得が一定基準に満たない世帯。
- ※4 []内の金額は、診療月を含む過去12か月で年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額。
- ※5 年間144,000円が、1年間（8月～翌年7月）の自己負担の合計額に対する上限。

◆70歳以上の方の自己負担限度額の計算条件

- 1か月（月の1日～末日まで）単位で計算します。
- 外来は個人ごと、入院を含む自己負担限度額は世帯内の70歳以上の方（後期高齢者医療該当者は除く）で合算して計算します。
- 医療機関、医科・歯科の区別なく合算して計算します。
- 差額ベッド代など保険適用されない費用や、入院時の食事代は対象外です。

【お問合せ先】

- 国民健康保険にご加入の方 …保険年金課 保険給付係
☎ 042-724-2130 FAX 050-3101-5154
- その他健康保険にご加入の方 …ご加入の健康保険組合に直接お問い合わせください。

産科医療補償制度

【ご案内】 ④

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

【対象者・補償内容】

補償の対象 (①～③の基準を全て満たす場合、補償対象となります)		補償内容
①	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に出生したお子様の場合 総額 3,000万円
	在胎週数 <u>32週以上</u> で出生体重 <u>1,400g以上</u> 、または在胎週数 <u>28週以上</u> で所定の要件を満たすこと	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること	
③	身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性まひであること	

【補償申請期間】 お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで

【お問合せ先】

公益財団法人日本医療機能評価機構産科医療補償制度専用コールセンター
☎ 0120-330-637 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)
<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

高額療養費の長期特定疾病制度

【ご案内】 ④

血友病と人工透析を必要とする慢性腎不全と後天性免疫不全症候群の方の医療費の負担を軽減するための制度です。「特定疾病療養受療証」の交付を受け、医療機関の窓口に表示すれば、自己負担限度額が1か月につき医療機関ごとに入院・外来それぞれについて10,000円までとなります。

ただし、人工透析を必要とする慢性腎不全の方で、70歳未満の高額療養費制度における所得区分ア・イの方は、自己負担限度額が1か月につき医療機関ごとに入院・外来それぞれについて、20,000円までとなります。(「後期高齢者医療制度加入」の方は除く。)

【お問合せ先】

「国民健康保険加入」の方は、保険年金課 保険給付係
☎ 042-724-2130 (直通) FAX 050-3101-5154
「後期高齢者医療制度加入」の方は、保険年金課 高齢者医療係
☎ 042-724-2144 (直通) FAX 050-3101-5154
「その他健康保険加入」の方は、各健康保険組合へご相談ください。

障がい者歯科治療

【ご案内】 身 知 精

障がいのある方、要介護高齢者の方、有病高齢者の方など一般の歯科診療所で診療を受けにくい方を対象に診療を行います。診療申込は電話で予約してください。
なお、なるべく紹介状をお持ちになってご来院ください。

【お問合せ先】

町田市民病院 歯科・口腔外科
〒194-0023 町田市旭町 2-15-41
☎ 042-722-2230（代表）
FAX 042-722-0572（医事課 FAX のため口腔外科に取次の旨を記載）

障がい者歯科診療所

【ご案内】 身 知 精

専任の障がい者歯科治療認定医と障がい者歯科診療の研修を受けた町田市歯科医師会会員の協力歯科医師・協力歯科衛生士が治療にあたります。また、摂食嚥下指導（原則、毎月第2木曜日・最終水曜日）も行っています。

【受付】

完全予約制です。事前にお電話で連絡ください。
※摂食嚥下指導の診療日は、変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【診療日】

毎週水・木曜日（祝休日・年末年始を除く）

【診療時間】

9:00～12:00、13:00～17:00

【予約受付時間】

9:00～12:00、13:00～16:30
（土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く）
☎ 042-725-2225 FAX 042-725-2225

【診療場所】

休日応急歯科・障がい者歯科診療所（町田市健康福祉会館1階）
〒194-0013 町田市原町田 5-8-21

東京都立心身障害者口腔保健センター

【ご案内】 身 知 精

一般の歯科医療機関では十分に治療することが難しい障がい者（児）の方に対して、むし歯、歯周病や噛み合わせ、歯並びの治療、予防や摂食機能療法、言語療法などを行っています。

【お問合せ先】

東京都立心身障害者口腔保健センター
〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 8・9階
☎ 03-3267-6480（診療・予約） FAX 03-3269-1213
☎ 03-3235-1141（代表） FAX 03-3235-1144

町田市医療安全相談窓口（町田市保健所）

【ご案内】 身 知 精

「近くの医療機関を知りたい」、「医療に関してどこに相談したらいいかわからない」など、医療に関する相談や医療安全に関する助言および情報提供等を行っています。

【相談方法】 原則、電話相談

【相談受付時間】 月・火・木・金曜日（祝休日・年末年始を除く）
9：00～12：00、13：00～16：00

【相談専用電話】 ☎ 042-724-5075 FAX 050-3101-8202

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」

【ご案内】 身 知 精

ホームページのQRコード

医療機関の情報がほしい、保健・医療のことで相談したいとき、ご利用ください。

【東京都医療機関案内サービス「ひまわり」】

- 東京都の医療機関案内……毎日 24 時間受付
お問い合わせの時間に診療をしているお近くの医療機関を、オペレーターまたは自動応答サービスでご案内しています。
- 保健医療福祉相談……平日 9：00～20：00 受付（祝日、12/29～1/3 を除く）
保健、医療に関する相談やお問い合わせに相談員が応じます。



<パソコンサイト>



<携帯電話サイト>

【お問合せ先】 ※ホームページからも医療機関を探せます。

☎ 03-5272-0303 FAX 03-5285-8080（聴覚障がいの方等向け）

ホームページ(パソコン用) <https://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

(携帯電話用) <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/>

7 各種割引・助成制度

NHK 放送受信料の減免

【ご案内】 身 知 精

障がい者（児）のいる世帯は、放送受信料が減免される場合があります。

【全額免除】 世帯構成員のどなたかが、「身体障害者手帳」・「愛の手帳（療育手帳）」・「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちで、世帯構成員全員の市町村民税（特別区民税含む）が非課税の場合

【半額免除】 ①視覚障害または聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
②障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（身体障がいは1～2級、愛の手帳は1～2度、精神障がいは1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

【利用方法】 障がい福祉課に手帳と印鑑を持参し、「放送受信料免除申請書」に証明を受け、NHK 営業センターに提出してください。
市外から新しく転入され、全額免除を申請される方は、転入時期により前住地の区市町村で発行する非課税証明書が必要になります。また、免除申請と合わせて、別途 NHK へ住所変更の手続きが必要になります。詳細は下記の NHK 西東京営業センターまたは視聴者コールセンターにお問合せ下さい。

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係
☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653
障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-2145 FAX 050-3101-1653

お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）
NHK西東京営業センター ☎ 042-528-6000
NHKふれあいセンター
☎ 0570-077-077 FAX 045-522-3044

携帯電話等の料金割引

【ご案内】 身 知 精

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者が携帯電話を利用する場合、基本料金等が割引になることがあります。

【対象者】 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

【お問合せ先】 各携帯電話会社お客様センター

NTT 電話番号案内の無料利用（ふれあい案内）

【ご案内】 身 知 精

下記に該当する障がいのある方は、NTT の電話番号案内を無料で利用できます。
（ご利用には事前の登録が必要です。）

【対象者】

- ・障がいの内容が以下に該当する身体障害者手帳所持者
 - ①視覚障がい 1～6 級
 - ②肢体不自由（上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい） 1・2 級
 - ③聴覚障がい 2～4 級、6 級
 - ④音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3・4 級
- ・障がいの内容が以下に該当する戦傷病者手帳所持者
 - ①視覚の障がい 特別項症～第 6 項症
 - ②上肢の障がい 特別項症～第 2 項症
 - ③聴覚障がい 第 2 項症・第 4 項症
 - ④音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 第 1 項症・第 2 項症・第 4 項症
- ・愛の手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者

【お問合せ先】

NTT ふれあい案内事務局
☎ 0120-104-174（フリーダイヤル） FAX 0120-104-134
受付時間 9：00～17：00（土日祝、年末年始は除く）

水道・下水道料金の減免

【ご案内】 対象者をご覧ください

次のいずれかに該当される方は、申請により、水道については 1 か月当たり使用水量の 10 m³までの従量料金の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額、下水道については汚水排出量 1 か月当たり 8 m³までの料金が免除されます。条件によって、免除の金額が異なる場合があります。

※障害者手帳をお持ちでも、以下の条件に該当されない方は対象となりませんのでご注意ください。

【対象者】 ●水道・下水道料金の減免

- ① 生活保護世帯
- ② 児童扶養手当または特別児童扶養手当（児童手当は該当しません）を受けている世帯。

【お問合せ先】

東京都水道局多摩お客さまセンター ☎ 042-548-5110（直通）
☎ 0570-091-100
FAX 042-548-5115

生活保護世帯 生活援護課（生活保護の受給証明）
☎ 042-724-2134 FAX 050-3101-1651

児童扶養手当 子ども総務課（手当の受給証明）
☎ 042-724-2143 FAX 050-3101-8377

特別児童扶養手当 障がい福祉課（手当の受給証明）
☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653

○申請書提出先 〒194-0036 町田市木曽東 1-4-1
東京都水道局町田サービスステーション

郵便料金の割引

【ご案内】 ⑧

【以下については、開封のものは無料になります】

①点字郵便物等郵便

点字のみを掲げたものを内容とするもので、外装表面の左上部（横に長いものは右上部）に「点字用郵便」の文字を明瞭に記載するもの。

②特定録音物等郵便

視覚障がい者用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社が指定する施設から差し出し（外装にその施設の名称及び所在地の記載をしたもの）、または、これらの施設にあてて差し出されるもの。

【以下については、それぞれ割引になります】

③点字ゆうパックの料金

サイズ区分	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
運賃(税込)	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

（全国一律、30kgまで。点字ゆうパック、聴覚障がい者用ゆうパック共通。）

④心身障がい者用ゆうメール…図書館（事前に届出が必要）と障がいのある方との間で発受される冊子とした印刷物の場合はゆうメール（基本料金）から割引になります。

⑤心身障がい者団体発行の第三種郵便物…料金に特例があります。

⑥聴覚障がい者用ゆうパック…聴覚障がい者用ビデオテープ、その他録音物を内容とし、聴覚障がい者と日本郵便株式会社の指定する施設との間で貸し出し又は返却のために発受されるものに限り上記の金額となります。

【お問合せ先】

町田郵便局
〒194-8799 町田市旭町 3-2-22
☎ 0570-031-269 FAX 042-723-4250

鶴川郵便局
〒195-8799 町田市大蔵町 446
☎ 0570-943-603 FAX 042-734-3551

町田西郵便局
〒194-0299 町田市小山町 4275-2
☎ 0570-943-760 FAX 042-773-7949

通常はがきの無料配布（青い鳥郵便葉書）

【ご案内】 身 知

日本郵便では、障がい者の方に無料で通常郵便葉書（無地・インクジェット紙またはくぼみ入り）をお一人様につき20枚配布しています。

ご希望の方は、下記対象の手帳をご持参の上、お近くの郵便局にお申し込みください。
※配布する通常葉書は、指定された配布先に送付されます。なお、代理の方のお申し込みでも結構です。

【対象者】 身体障害者手帳に「1級」又は「2級」の表記がある方
療育手帳（愛の手帳）に「A」又は「1度」若しくは「2度」の表記がある方

【お問合せ先】 詳細はお近くの郵便局にお問合せください。
※例年4月1日～5月31日までが受付期間となります。
（お渡しは、4月20日以降になります。）
※それぞれ当日が土日又は休日に当たる場合は翌営業日が対象となります。

東京都障害者休養ホーム

【ご案内】 身 知 精

障がい者（児）の方が家族や仲間とくつろげる保養施設を指定し、宿泊料の一部を助成しています。

【対象者】 都内在住の障がい者（児）で身体障害者手帳・愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（有効期限内であること）。付添いの方は、障がい者（児）1人につき1人が助成対象となります。

【助成内容】 助成額は1泊につき、障がい者大人6,490円まで、小人5,770円まで。付添者大人3,250円まで。助成回数は1人につき同一年度で2泊まで。（ただし、本事業は予算の範囲内で助成することとし、利用の状況により、利用助成を制限させていただくことがあります。）

【利用方法】 利用したい施設へ直接電話をかけ予約してください。予約後、すぐに日本チャリティ協会へ電話又はFAXで予約状況を報告してください。助成の受付締切は、団体の場合利用日の3週間前、個人の場合は2週間前です。報告後、申込書（障がい福祉課にあります）に必要事項を記入し、日本チャリティ協会あてに郵送してください。

【お問合せ先】 日本チャリティ協会
〒160-0004 新宿区四谷1-19 アーバン四谷ビル4階
☎ 03-3353-5942 FAX 03-3359-7964

【指定施設】 障がい福祉課にパンフレットがございますので、ご参照ください。

自動車運転免許取得費の助成

【ご案内】 ④ ⑤

身体障がいの方が自動車運転免許を取得する際、費用の一部を助成します。

【対象者】 次のいずれにも該当する方。

- ①障がい程度が3級以上の身体障害者手帳又は4度以上の愛の手帳の交付を受けている方。ただし、内部障害については4級以上、下肢又は体幹に係る障害については5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で、歩行が困難な方。
- ②道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条に規定する適性試験に合格した方（愛の手帳は不要）。
- ③道路交通法（昭和35年法律第105号）第96条第1項に規定する運転免許試験の受験資格を有する方。
- ④引き続き3か月以上市内に住所を有する18歳以上の方。
- ⑤前年の所得税の年額が、400,000円以下の方。
- ⑥他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない方。

【助成額】 自動車運転教習所等の入所料、技能及び学科教習料並びに教材費の経費の実費額に3分の2を乗じて得た額（ただし、助成対象者の前年の所得税額に応じて階層区分ごとに定める額を限度とする）。

【申請方法】 運転免許証取得後、運転免許証の写し、身体障害者手帳、印鑑、運転免許取得経費証明書、領収書を揃えて申請してください。

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

自動車改造費の助成

【ご案内】 ④

手足の不自由な方が就労等に伴い自動車を取得する際に、その自動車のアクセル・ブレーキ等免許条件となっている箇所の改造が必要な場合、改造に要する費用を133,900円まで助成します。（但し、助成を受けて以降、5年間は対象外になります。）

【対象者】 市内に居住する18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている1級及び2級の上肢・下肢又は体幹機能障害者であり、本人又は扶養義務者等の前年の所得が特別障害者手当にかかる所得制限限度額の範囲内であって、かつ、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある方。

【申請方法】 事前に改造を行う業者の見積書、運転免許証、身体障害者手帳、印鑑を持って障がい福祉課へ

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

自動車事故対策機構（NASVA）

【ご案内】 身 知 精

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA：ナスバ）では、自動車事故の被害にあわれた方々を支援する事業を行っています。

【主な事業内容】

① 介護料等の支給

自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給しています。

② 療護施設の設置・運営

自動車事故により脳を損傷し、重度の意識障害を負った方（遷延性意識障害者）を対象に、社会復帰の可能性を追求しながら適切な治療と看護を行う専門病院である療護施設を全国11か所に設置・運営しています。

③ 交通遺児等生活資金貸付

中学校卒業までの交通遺児等の方に対して、無利子の生活資金の貸付を行っています。

【お問合せ先】 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管支所
☎ 03-3621-9941 FAX 03-3621-9944

心身障がい者通院交通費の助成

【ご案内】 身 知

心身障がい者（児）の方が、保険診療による医学的治療のためにご自宅から通院された際の交通費を助成します。助成額は1か月にかかる交通費の合計金額から2,500円を引いた金額のうち、バス・電車・有料道路利用の場合は金額の70%、タクシーは運賃額の35%に相当する額となります。

【対象者】

65歳未満で身体障害者手帳・愛の手帳を交付された方。

1か月の通院にかかる交通費合計金額が2,500円以下の方、生活保護を受けている方、第三者行為による通院の場合はこの制度は受けられません。

第1種身体障がい者、愛の手帳所持者、義務教育終了前の方については、1名介護者をつけられます。

【適用区域】 関東7都県、静岡県、山梨県、長野県

【助成額】 1か月最高1万円まで

【請求方法】 1か月分をまとめて、翌月14日（やむを得ない場合は、翌々月の14日）までに心身障がい者通院交通費助成金請求書をご提出ください。その際に通院の確認がとれるもの、タクシーの領収書（原本）等が必要となります。
※心身障がい者通院交通費助成金請求書と請求書の記入例が、町田市のホームページからダウンロードできます。

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係
☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

JR 旅客運賃の割引

【ご案内】 身 知

心身障がい者の方や介護者が JR 線を利用する場合、運賃が割引になる場合があります。

【対象者】 身体障害者手帳・愛の手帳の交付を受けている方や介護者。なお、第 1 種、第 2 種の区別はそれぞれの手帳に表示してあります。ただし、内部機能障害、愛の手帳で第 1 種、第 2 種の表示のない手帳をお持ちの方は、手帳を持って障がい福祉課福祉係までおいでください。

対象	割引対象乗車券類	割引率	
第 1 種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し回数乗車券は JR 線区間単独の発売となります。
第 1 種障がい者とその介護者 又は 12 歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第 1 種、第 2 種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが 100 キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます)

※JR 線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1 枚で発売できる範囲が予め決められています。

※障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めください。

【利用方法】 身体障害者手帳・愛の手帳(第 1 種、第 2 種の表示のあるもの)を発売窓口にて提示し、乗車券等を購入。又は、第 1 種障害者と介護者が大人の場合、自動券売機で小児券購入(片道 100 キロまでの普通片道乗車券)することも可能です。その場合には改札で手帳と合わせてご提示ください。

※障がい者割引が適用される方向けの交通系 IC カード(Suica、PASMO)がご利用いただけます。

※障がい者用 Suica・PASMO の購入方法、ご利用方法は JR みどりの窓口、各私鉄にお問い合わせください。

【お問合せ先】 JR 東日本

私鉄旅客運賃の割引

【ご案内】 身 知

対象・内容・利用方法とも JR の場合に準じますが、取扱いについては各私鉄にご確認ください。

【お問合せ先】 私鉄各社

都営交通の割引

【ご案内】 身 知

心身障がい者（児）の方が都営交通を利用する場合、身体障害者手帳または愛の手帳の提示により、料金が割引になります。

【対象者】 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方と同乗する介護者。
ご利用される交通機関によって、割引条件が異なります。
※ 手帳をお持ちの方ご本人は、都営交通の無料パスがご利用できます。

【内容】

- ①都電、日暮里・舎人ライナー：普通券、回数券、定期券が5割引となります。
※ 小児定期券の割引はありません。
- ②都バス：普通運賃が5割引、定期券が3割引となります。
- ③都営地下鉄：次の場合、普通券、回数券、定期券が5割引となります。
 - 第1種身体障害者手帳をお持ちの方：本人と介護者が同乗する場合のみ。
 - 愛の手帳をお持ちの方：1、2種とも本人及び同乗する介護者。
 ※ なお、第2種身体障害者手帳をお持ちの方については、本人が12歳未満の場合に同乗する介護者の定期券のみの割引となります。
※ 小児定期券の割引はありません。
※障がい者割引が適用される方向けの交通系ICカード（Suica、PASMO）がご利用いただけます。障がい者用Suica、PASMOの購入方法、ご利用方法については、都営交通にお問い合わせください。

【お問合せ先】 都営交通お客様センター
☎ 03-3816-5700 FAX 03-3812-7640
9：00～20：00（年中無休）

都営交通の無料パス（身体障がい者・知的障がい者）

【ご案内】 身 知

上記の都営交通の割引制度とは別に、心身障がい者（児）の方に都営交通の無料パスを発行いたします。ただし、シルバーパスをお持ちの方には発行できません。

【対象者】 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方。

【内容】 都営交通を無料でご利用いただけます。介護者の方は、無料パスの対象外ですので、上記の都営交通の割引制度による割引を受けてください。

【申請方法】 身体障害者手帳または愛の手帳を持って、障がい福祉課までおいでください。

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係
☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

都営交通の無料パス（精神障がい者）

【ご案内】 精

精神障がい者の方に、都営交通の無料パス（紙券のみ）を発行します。

※指定された駅の定期券販売所で手続きすることで、ICカード（パスモ）、磁気券での発行ができます。

【対象者】 精神障害者保健福祉手帳（有効期間内のもの）をお持ちの方
ただし、シルバーパス、その他の無料乗車券をお持ちの方は対象外です。

【内容】 都営交通を無料で利用できます。（2年間有効）。

【申請方法】 精神障害者保健福祉手帳を持って、障がい福祉課までおいでください。

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-2145 FAX 050-3101-1653

民営バス運賃の割引

【ご案内】 身 知

心身障がい者（児）の方が民営バスを利用する場合、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引になります。

割引を受けられるバス会社は、都内を運行する乗合バスとなります。（他県へ乗り入れている路線を含む）。ただし、一部のコミュニティバスを除きます。

【単独利用】 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方が単独で乗車する場合は、手帳を提示してください。

【介護人付】 身体障害者手帳第1種または愛の手帳をお持ちの方は、手帳とともに「心身障害者民営バス乗車割引証」を提示すると同乗する介護人も割引になります。

※障がい者割引が適用される方向けの交通系ICカード（Suica、PASMO）がご利用いただけます。障がい者用Suica、PASMOの購入方法、ご利用方法については、各バス事業者にお問い合わせください。

【定期券】 「民営バス通勤通学定期券割引購入申込書」に身体障害者手帳または愛の手帳を添えて定期券を購入してください。（身体障害者手帳または愛の手帳の提示のみで購入できるバス会社もあります。）
バス会社が適当と認めた同乗する介護人も対象となります。

【申請方法】 「割引証」または「定期券割引購入申込書」の交付は、身体障害者手帳または愛の手帳を持って障がい福祉課までおいでください。

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係
☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

精神障がい者の方のバス運賃の割引

【ご案内】 精

東京都の発行する写真つき精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（本人のみ）が、都内の路線バスを利用する場合、バスの運賃が半額になります。介護人は適用になりません。

【割引を受けられるバス事業者】

東急バス、東急トランセ、京王電鉄バス、京王バス東、京王バス南、京王バス中央、京王バス小金井、関東バス、西武バス、国際興業、小田急バス、小田急シティバス、京浜急行バス、羽田京急バス、京成バス、京成タウンバス、東武バスセントラル、東武バスウエスト、朝日自動車、立川バス、シティバス立川、西東京バス、神奈川中央交通、日立自動車交通、新日本観光自動車、大島旅客自動車、八丈町営バス、三宅村営バス、都営バス

【利用方法】

運賃支払いの際に、精神障害者保健福祉手帳の写真が添付されたページを乗務員に提示してください。パスモ・スイカをご利用になる場合は、運賃支払いの際、事前に乗務員に申し出てください。定期券は割引になりません。※都内区間のみ対象です。

航空運賃の割引

【ご案内】 身 知 精

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者 1 名（それぞれ 12 歳以上）が航空機を利用する場合、運賃割引が適用される場合があります。

【対象者】 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者（1 名）

【適用区間】 定期航空路線の国内線。なお、割引開始時期や適用条件、割引率等は航空会社によって異なりますので、各社にお問い合わせください

【利用方法】 航空会社営業所または指定代理店で搭乗券を購入する際、障害者手帳を提示してください。

【お問合せ先】 各航空会社営業所、代理店

フェリー旅客運賃の割引

【ご案内】 身 知 精

障がい者の方や介護者がフェリーを利用する場合、運賃が割引になります。（一部利用できない場合があります。）

【対象者】 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者
※割引の有無や内容は会社により異なりますので、あらかじめ利用する船会社にお問い合わせください。

【お問合せ先】 各船会社

タクシーの運賃割引

【ご案内】 身 知 精

障がい者の方がタクシーを利用する場合、運賃の10%が割引になります（一部利用できない場合があります）。

【利用方法】 タクシーの乗車に際し、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

【お問合せ先】 ①東京ハイヤー・タクシー協会
☎ 03-3264-8080 FAX 03-3221-7665
②個人タクシーの場合
日個連東京都営業協同組合
☎ 03-5976-9009 FAX 03-5976-9119
東京都個人タクシー協同組合
☎ 03-3384-9136 FAX 03-3384-9172

有料道路通行料金の割引

【ご案内】 身 知

【対象者】 ①身体障害者手帳の交付を受けた方が自ら運転する、障がい者本人または同居の親族等が所有する乗用自動車等(営業用自動車を除く)。
②第1種身体障がい者(児)または第1種知的障がい者(児)を乗せて介護者が運転する、障がい者本人または同居の親族等および介護者が所有する乗用自動車等(営業用自動車を除く)。

【利用方法】 事前登録が必要です。
身体障害者手帳または愛の手帳に障がい福祉課で証明をお受けください。
マイナポータルを利用してオンライン登録した場合は、有料道路 ETC 割引登録係から証明が届きます。
登録していない車両を使用する場合は事前申請が必要です。

【必要書類】 新規・更新・各種変更申請のいずれの場合も、次の書類が必要です。
①身体障害者手帳または愛の手帳
②自動車検査証（電子車検証の方は自動車検査証記録事項）又は軽自動車届出済証
③運転免許証（第2種身体障がい者の方のみ）
<ETC をご利用になる場合は以下の書類も必要になります。>
④ETC カード（障がい者本人名義のもの。但し、18歳未満の第1種障がい者(児)で、障がい者(児)本人が運転しない場合は、親権者又は法定後見人名義のものも可）
⑤ETC 車載器の管理番号が確認できるもの
（ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等）
※更新は有効期限の切れる2か月前から手続きができます。
登録内容に変更がある場合は、変更申請が必要です。

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係
☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）
各高速道路事業者

市関連施設の障がい者割引

【ご案内】 身 知 精

番号	施設名	入場料・利用料	障がい者割引
1	町田リス園 町田市薬師台1-733-1 042-734-1001	大人（中学生以上）500円 子ども（3歳以上）300円	大人（中学生以上）400円 子ども（3歳以上）200円
2	町田ダリア園 （開園期間中） 町田市山崎町1213-1 042-722-0538	大人550円 中学生以下無料	大人無料
3	町田市立国際版画美術館 町田市原町田4-28-1 042-726-2771	展覧会により異なります。 （中学生以下無料） ※常設展示室は無料	有料展覧会の場合、手帳持参の方と付き添いの方が半額
4	町田市民文学館 ことばらんど 町田市原町田4-16-17 042-739-3420	入館無料 ※特別展等、有料の展覧会があります。	有料展覧会は割引あり。金額は施設にお問い合わせください。
5	町田市立室内プール 町田市国師町199-1 042-792-7761	大人460円 小中学生無料（夏休み中は150円） 65歳以上150円	大人150円
6	町田市立学校温水プール 各温水プール管理事務所 ・町田第一中学校 042-727-7009 ・南中学校 042-799-2421 ・鶴川中学校 042-736-0591	大人460円 小中学生無料（夏休み中は150円） 65歳以上150円	大人150円
7	町田GIONスタジアム （町田市立陸上競技場） 町田市野津田町2035 042-735-4511	全て個人利用料金 ・大人310円 ・小中学生100円 ・65歳以上100円	大人100円
8	町田市立総合体育館 町田市南成瀬5-12 042-724-3440	全て個人利用料金 ・トレーニング室（大人のみ） 大人310円・65歳以上100円 ・開放利用 大人310円・小中学生100円・ 65歳以上100円 ・ジョギングコース 大人100円・小中学生50円・ 65歳以上50円	・トレーニング室 大人100円 ・開放利用 大人100円 ・ジョギングコース 大人 50円
9	サン町田旭体育館 町田市旭町3-20-60 042-720-0611	全て個人利用料金 ・トレーニング室（大人のみ） 大人310円・65歳以上100円 ・開放利用 大人310円・小中学生100円・ 65歳以上100円	・大人100円

※上記料金は今後変更される可能性があります。

公共駐車場の割引

【ご案内】 身 知 精

精算所で手帳を提示し申請してください。※その他の割引と併用できません。

- 【対象者】** 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者とその付添者。
- (1) 1時間無料 …八重洲、日本橋（大規模修繕工事に伴い閉鎖中。
※営業再開日は2023年度末予定）、宝町、新京橋、東銀座、板橋四ツ又、錦糸町パークタワー、東京しごとセンター、練馬中央陸橋ユニバーサルデザイン、西新宿第四
- (2) 無料 …都庁第一・第二本庁舎、健康プラザ「ハイジア」地下（駐車禁止除外指定車のみ）、世田谷区立二子玉川公園、北鹿浜公園（専用スペースに駐車）、生物園第一・第二

【お問合せ先】 東京都道路整備保全公社
☎ 03-5381-3383 FAX 03-5381-3355

海上公園等の無料入場

【ご案内】 身 知 精

公園窓口で手帳を提示し申請してください。

【対象者】 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、その付添者（原則1名まで）。

【対象場所】 東京港野鳥公園

【お問合せ先】 東京港野鳥公園管理事務所
☎ 03-3799-5031 FAX 03-3799-5032

海上公園駐車場の無料利用

【ご案内】 身 知 精

各駐車場窓口もしくは各公園窓口で手帳を提示し申請すると、駐車場が無料利用できます。

【対象者】 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、その引率職員又は付添者。

【対象場所】 お台場海浜公園（北口・公園内中央）
大井ふ頭中央海浜公園（第1・第2）、城南島海浜公園（第1・第2）、若洲海浜公園、辰巳の森海浜公園（第1・第2）、有明テニスの森公園（オリンピック後の改修工事に伴い、閉鎖中）、青海南ふ頭公園、シンボルプロムナード公園（A棟・B棟）

【お問合せ先】 詳しくは、各駐車場管理会社へお問い合わせください。

市立公園有料駐車場の無料利用

【ご案内】 身 知 精

各公園駐車場料金所で障害者手帳を提示してください。
町田中央公園は、サン町田旭体育館の受付、鶴間公園はクラブハウス内の受付、薬師池公園は、薬師池公園警備室、リス園受付、西園インフォメーション受付のいずれかで障害者手帳を提示してください。

【対象者】 普通自動車に乗車の身体障害者手帳・愛の手帳または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

【対象場所】 野津田公園、小野路公園、相原中央公園、鶴間公園、日向山公園、忠生公園、薬師池公園、芹ヶ谷公園、町田中央公園

【お問合せ先】 都市づくり部公園緑地課
☎ 042-724-4397 FAX 050-3161-6269

都立有料公園の無料入園

【ご案内】 身 知 精

各公園窓口で、障害者手帳を提示してください。

【対象者】 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者とその付添者（必要な範囲に限る。）

【対象場所】 恩賜上野動物園、井の頭自然文化園、多摩動物公園、神代植物公園、旧芝離宮恩賜庭園、浜離宮恩賜庭園、清澄庭園、小石川後樂園、六義園、向島百花園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園、夢の島熱帯植物館、葛西臨海水族園、旧岩崎邸庭園

【お問合せ先】 東京都建設局公園緑地部管理課事業普及担当
☎ 03-5320-5365 FAX 03-5388-1532

都立公園駐車場の無料利用

【ご案内】 身 知 精

各駐車場窓口で、障害者手帳を提示してください。

【対象者】 身体障害者手帳・愛の手帳、または療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者

【対象場所】 代々木公園、砧公園、上野恩賜公園、水元公園、井の頭恩賜公園、神代植物公園、小金井公園、石神井公園、光が丘公園、野川公園、葛西臨海公園、駒沢オリンピック公園、府中の森公園、夢の島公園、木場公園、東綾瀬公園、舎人公園、潮風公園、篠崎公園、大泉中央公園、宇喜田公園、大島小松川公園、城北中央公園、武蔵野公園、高井戸公園、武蔵国分寺公園、武蔵野の森公園、赤塚公園、浮間公園、和田堀公園、蘆花恒春園、汐入公園、中川公園、武蔵野中央公園、浜離宮恩賜庭園

【お問合せ先】 公益財団法人 東京都公園協会
☎ 03-3232-3011 (代) FAX 03-3232-3049

東京都立博物館・美術館の無料入場

【ご案内】 身 知 精

受付窓口で手帳を提示し申請してください。但し、全ての展覧会に当てはまるものではありません。必ず、予め各施設にお問い合わせください。

【対象者】 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳所持者とその付添者（2名まで。ただし、東京都美術館は1名まで。）

【対象場所】 東京都江戸東京博物館（大規模修繕工事に伴い休館中 ※2025年度中は休館予定）、江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都庭園美術館、東京都美術館。
駐車場については、予めお問い合わせください。

【お問合せ先】 東京都江戸東京博物館（休館中）
☎ 03-3626-9974（代表）FAX 03-3626-9950

江戸東京たてもの園
☎ 042-388-3300（代表）FAX 042-388-1711

東京都写真美術館
☎ 03-3280-0099

東京都現代美術館
☎ 03-5245-4111（代表）

東京都庭園美術館
☎ 03-3443-0201（代表）FAX 03-3443-3228

東京都美術館
☎ 03-3823-6921（代表） FAX 03-3823-6920

●公共施設等入場料等の割引（参考）

上記の公共施設の入場、利用割引のほかに、身体障害者手帳又は愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、公共施設等を利用されるとき、入場料等が割引になる場合があります。

8 税等の優遇制度、資金の貸付

所得税の障害者控除

【ご案内】 身 知 精

納税義務者自身が障がい者である場合、又は同一生計配偶者及び扶養親族のうちに障がい者がいる場合には、所得金額から障がい者 1 人について 27 万円（障がいが重度の場合は 40 万円）が控除されます。また、同居の同一生計配偶者や扶養親族の障がいが重度の場合は、控除額は 75 万円となります。詳細は、勤務先の給与担当課、町田税務署にご確認ください。

【対象者】

- ①身体障害者手帳所持者
- ②愛の手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者
- ④障害者控除対象者認定書等の交付を受けている者

【お問合せ先】

- ・勤務先の給与担当課
- ・町田税務署 〒194-8567 町田市中町 3-3-6
☎042-728-7211

【国税庁HPタックスアンサー】

タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

ホームページの QR コード



住民税の障害者控除

【ご案内】 身 知 精

納税義務者自身が障がい者である場合、又は同一生計配偶者及び扶養親族のうちに障がい者がいる場合には、所得金額から障がい者 1 人について 26 万円（障がいが重度の場合は 30 万円）が控除されます。また、同居の同一生計配偶者や扶養親族の障がいが重度の場合は、控除額は 53 万円となります。

この控除を受けるためには、所得税の確定申告で障害者控除を申告した場合やお勤め先の年末調整で障害者控除の適用を受けている場合を除き市民税課に申告する必要があります。

【対象者】

- ①身体障害者手帳所持者
- ②愛の手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者
- ④障害者控除対象者認定書等の交付を受けている者

【お問合せ先】 市民税課 ☎ 042-724-2114、2115 FAX 050-3085-6084

軽自動車税（種別割）の減免

【ご案内】 身 知 精

障がい者またはその障がい者と生計を一にする方が自家用ナンバーの軽自動車を所有し、その障がい者のために使用する場合、普通自動車（自動車税の減免については町田都税支所へお問い合わせください）、軽自動車、二輪車を含むすべての自動車と原動機付自転車のうち、障がい者1名につき1台に限り減免されます。

また、軽自動車の構造を身体障がい者用に改造したもの（自動車検査証に「身体障害者輸送用」と表記されているもの）も減免されます（納期限内に申請書を提出することが必要）。

なお、軽自動車税（環境性能割）については、下記をご参照ください。

【対象者】

身体障害者手帳所持者で上肢機能障がい1・2級、下肢機能障がい1～6級、体幹機能障がい1～3・5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（上肢機能障がい1・2級、移動機能障がい1～6級）、視覚障がい1～3級・4級の1、聴覚障がい2・3級、平衡機能障がい3・5級、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸及び小腸の機能障がい1・3・4級、免疫機能障がい1～3級、音声機能又は言語機能障がいのうち、こう頭摘出に係るもの3級、肝臓機能障がい1～4級、愛の手帳所持者で1～3度、精神障害者保健福祉手帳所持者で自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けている1級の方。

【お問合せ先】 市民税課

☎ 042-724-2113 FAX 050-3085-6084

自動車税（種別割、環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）の減免

【ご案内】 対象者についてはお問い合わせください

内容は、上記軽自動車税（種別割）の減免と少し異なるところがありますので、必要書類及び申請期限については、以下へお問い合わせください。

- 【注意点】
- ①自動車税（種別割）と軽自動車税（種別割）の重複減免は受けられません。どちらか1台の減免となります。
 - ②申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。
 - ③手帳交付申請中の場合でも減免申請することができますので、ご相談ください（この場合も期限内の申請が必要になります）。

【お問合せ先】 東京都自動車税コールセンター

☎ 03-3525-4066

固定資産税の減額

【ご案内】 対象者・対象住宅についてはお問い合わせください

住宅のバリアフリー改修を促進するため、バリアフリー改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度です。新築された日から10年以上を経過した住宅で、専用住宅、併用住宅（居住部分の床面積割合が当該家屋の1/2以上）が対象です。賃貸住宅は対象となりません。

【対象者】 減額対象の住宅に次のいずれかの方が居住していること。

- ①65歳以上の方
- ②要介護認定又は要支援認定を受けている方
- ③障がいのある方で障害者手帳等をお持ちの方

改修工事の内容や申請方法、減額の期間等の詳細については、以下へお問い合わせください。

※改修工事の完了後3か月以内にご申請ください

※減額は家屋のみです。土地の減額はありません。

【お問合せ先】 資産税課家屋・償却資産係
☎ 042-724-2118・2119 FAX 050-3085-6094

個人事業税の減免

【ご案内】 対象者についてはお問い合わせください

納税が困難で、以下の事由に該当するときには、個人事業税を減免できる場合があります。減免を受けるためには、個人の事業税の各納期限までに申請をする必要があります。

なお、減免申請にあたっては、納税通知書のほかに、障害者手帳、医療費の領収書、り災証明書など、減免事由を証する書類を添付する必要があります。

- 【対象者】**
- ①生活保護法に基づく生活扶助を受けているとき。
 - ②納税者の合計所得金額(青色申告特別控除適用前の事業所得と事業所得以外の所得を合算したもの)が370万円以下で、納税者またはその扶養親族が障がい者であるとき。
 - ③医療費の支出や災害、盗難等による損害が一定条件を満たしているとき。
- ※視力障がいの方で、両眼の(屈折異常のある方については矯正)視力が0.06以下で、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧柔道整復その他の医業に類する事業を営む場合は、課税対象とはなりません。

【お問合せ先】 八王子都税事務所 個人事業税班
〒192-8611 八王子市明神町 3-19-2
☎ 042-644-1114 (直通) FAX 042-644-1513

贈与税非課税（特定障がい者の信託受益権に係る非課税制度）、相続税の軽減

【ご案内】 身 知 精

特定障がい者の方が一定の信託受益権の贈与を受ける場合、又は障がい者の方が相続する場合、税の軽減等を受けられる場合があります。

【対象者】 贈与税の場合： ①身体障害者手帳 1・2 級の方
②愛の手帳所持者
③精神障害者保健福祉手帳所持者
相続税の場合： ①身体障害者手帳所持者
②愛の手帳所持者
③精神障害者保健福祉手帳所持者

【お問合せ先】 町田税務署
〒194-8567 町田市中町 3-3-6
☎ 042-728-7211
電話によるご相談は音声案内により「1」を選択してください。
「国税局電話相談センター」におつなぎします。

【国税庁HPタックスアンサー】

ホームページのQRコード

タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>



少額預金利子所得（マル優）等の非課税

【ご案内】 身 知 精

金融機関（銀行）に所定の手続きをすることにより、一定限度額以内の預貯金の利子が非課税になります。

【対象者】 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等

【種類】 少額預金・少額公債で、非課税限度額は各元本 350 万円

【申請手続】 手帳等及び個人番号カード等の確認書類を提示して、非課税貯蓄申告書（金融機関等にありま）を、金融機関等を経由して税務署長に提出します。
なお、書面による提出に代えて、電磁的方法により非課税貯蓄申告書に記載すべき事項の提供を行うことができます。
また、確認書類についても、書類の提示に代えて、署名用電子証明書等の送信により確認を受けることができます。

【お問合せ先】 ①各金融機関
②町田税務署
〒194-8567 町田市中町 3-3-6
☎ 042-728-7211
電話によるご相談は音声案内により「1」を選択してください。
「国税電話相談センター」におつなぎします。

【国税庁HPタックスアンサー】

タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>



生活福祉資金の貸付

【ご案内】 身 知 精

障がいのある方がいる世帯等の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的貸付制度です。自動車購入経費、技能習得費、福祉用具購入経費、住宅の増改築、補修等に必要経費等の生活福祉資金の貸付を行っています（貸付には一定の条件・審査があります）。※まずはお電話にてお問合せください。

【お問合せ先】 町田市社会福祉協議会
 〒194-0013 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 4階
 ☎ 042-722-4898（代） FAX 042-723-4281

9 日常生活援助

居宅介護(ホームヘルプ)/短期入所(ショートステイ)等

【ご案内】 身 知 精 難

障害者総合支援法の障害福祉サービスの中に、居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)等のサービスがあります。

このサービスを利用するには、障害福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。(詳しくは、17ページをご覧ください)。

受給者証によりサービス提供事業者と契約を結び、居宅介護等のサービスを利用します。

【対象者】 身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方、精神障がい者、または心身に障がいがあると判定された障がい児で、日常生活に支障がある方、難病の方。(原則として、介護保険のサービスを利用可能な方を除く)。

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター(→ P.12)

移動支援事業(ガイドヘルプ)

【ご案内】 身 知 精

社会参加を促進するため、一人で外出の困難な障がい者(児)にヘルパーを派遣し、移動の支援を行います。

※通学や通勤、作業所等への通所、宿泊を伴う外出にはご利用いただけません。

【対象者】 一人で外出の困難な中学生以上の方のうち、下記のいずれかに該当する方。

- ①愛の手帳をお持ちの方
- ②精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、精神障がいを理由として外出が困難な方
- ③身体障害者手帳をお持ちの方で、肢体不自由の障がい程度の等級が1級である方のうち、両上肢及び両下肢の機能の障がいを有する方

※ 介護保険制度の対象の方、重度訪問介護、行動援護、同行援護、施設入所支援、療養介護の支給決定を受けている方は、移動支援の対象外です。また、重度脳性麻痺者介護事業との併給はできません。②については、原則身体介護はつきません。

視覚障がいにより移動に著しい困難がある方の移動支援については、障害者総合支援法に同行援護サービスがあります(詳しくは、17ページをご覧ください)。

【費用】 利用料は無料ですが、交通費、入場料等の費用はヘルパーの分を含めて負担していただく必要があります。

【申請窓口】 お住まいの地域の障がい者支援センター(→ P.12)

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター(→ P.12)

グループホーム家賃助成

【ご案内】 身 知

身体障害者手帳、愛の手帳所持者が東京都内のグループホームを利用する場合、家賃を一部助成します。

○ 収入の制限があります。

区分	入居者の所得額	家賃助成額
1	月額 73,000 円未満	月額 24,000 円（但し、家賃額が 24,000 円を下回る場合は家賃額とする）から特定障害者特別給付費を控除した額
2	月額 73,000 円以上 97,000 円未満	月額 12,000 円（但し、家賃額が 12,000 円を下回る場合は家賃額とする）から特定障害者特別給付費を控除した額

※生活保護受給中の方は、対象となりません。

※施設借上費の助成（精神障がい者又は通過型グループホームの入居者対象の助成）を受けている場合は対象となりません。

○ 収入の認定

対象となる収入： 給与収入、福祉的就労の収入、不動産所得、譲渡所得、公的年金、各種手当収入（手当等の福祉的給付金のうち、月額 17,000 円以下の額は収入として認定しません）等。

控除対象額： 社会保険料、所得税、地方税、通所に係る交通費、基礎控除（収入によって控除額が別途定められています）等。

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係

☎ 042-724-2145 FAX 050-3101-1653

お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

家族支援サービス（レスパイト）

【ご案内】

障がい児（者）の支援をしているご家族を対象に、障がい児（者）の支援を一時的に代替するサービスです。なお、利用は有料となります。

【お問合せ先】 ●ひまつぶし de すい〜ん

〒195-0072 町田市金井 2-4-7

☎ 042-736-7399 FAX 042-736-7399

●ほっと・ステーションらら

（主に医療的ケアを必要とする方対象・緊急時のみ）

〒195-0045 町田市南成瀬 2-32-11

☎ 042-703-4567 FAX 042-703-5668

在宅難病患者一時入院事業

【ご案内】 難

東京都では、在宅で療養する難病患者が介護者または家族等の疾病・事故等により一時的に介護が受けられなくなった場合、当該患者が短期間入院できるように、都内の病院にベッドを確保しています。

【対象者】 都内に在住で、東京都難病医療費等助成対象疾患にかかっている方
※本事業の利用には条件がありますので、詳細は保健予防課にお問い合わせください。

【入院期間】 1回の申請で最長1か月間。年間（年度内）で90日間が限度ですが、状況に応じて複数回利用が可能。

【お問合せ先】 町田市保健所 保健予防課
《保健所中町庁舎》
〒194-0021 町田市中町 2-13-3
☎ 042-722-0622 FAX 050-3161-8634

町田市障がい者緊急一時保護事業

【ご案内】 身 知

病気や急を要する冠婚葬祭等により、障がい者（児）の介護者が不在となった時に、施設などで障がい者（児）を保護します。
冠婚葬祭の中でも、急を要しない法事や結婚式は対象になりません。

【対象者】 町田市内在住で身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方
※介護保険の該当者は対象外です。

【利用期間】 原則として7日以内（1泊から利用可能です。）

【受付時期】 町田福祉園、ひまつぶしdeすび〜んは利用開始日の1か月前から
島田療育センターは利用開始日の2か月前から

【費用】 利用料は無料ですが、食事等の実費が必要です。また、利用する施設によっては他に費用が必要となる場合があります。

【お問合せ先】 お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）
※閉庁時で緊急の場合、
町田市役所代表（042-722-3111）へご連絡ください。

訪問看護ステーション

【ご案内】

病気やけがなどで、寝たきりか寝たきりになる心配のある方に、看護師や理学療法士等が訪問して、日常の看護、医療処置などを行っています。かかりつけ医に相談の上、下記へご連絡ください。なお、かかりつけ医のいない方は直接下記へご相談ください。

【対象者】 上記のような状態の方で、健康保険に加入している方

【お問合せ先】

●医療法人社団史世会 訪問看護ステーション旭	☎ 042-729-6306 FAX 042-729-6308	〒194-0023 旭町 1-17-15
●きらら訪問看護ステーション	☎ 042-794-2255 FAX 042-794-2256	〒194-0037 木曾西 4-35-41
●在宅療養支援ステーション楓の風 町田	☎ 042-788-1231 FAX 042-788-1233	〒194-0011 成瀬が丘 2-23-5 SNビル 402
●ジャスミン訪問看護ステーション	☎ 042-795-9110 FAX 042-795-9109	〒194-0011 成瀬が丘 2-22-8 101
●せりがや訪問看護ステーション	☎ 042-722-3710 FAX 042-722-3745	〒194-0013 原町田 4-27-33
●ウィル訪問看護ステーション八王子	☎ 042-703-6788 FAX 042-633-2800	〒194-0211 相原町 796-4 ドミール・ボンファー102号
●訪問看護ステーションカミヤ	☎ 042-788-1181 FAX 042-788-7711	〒194-0001 つくし野 2-36-13
●花いかだ訪問看護ステーション	☎ 042-703-8861 FAX 042-703-8862	〒194-0035 忠生 3-13-25メソネット HARA101
●医療法人社団慶泉会 訪問看護ステーション あゆみ	☎ 042-799-6556 FAX 042-799-6567	〒194-0005 南町田 2-1-45 SAKAEビル 4階
●鶴川訪問看護ステーション	☎ 042-812-3755 FAX 042-738-2304	〒194-0021 中町 4-12-18-102・201
●訪問看護ステーション 合掌苑鶴間	☎ 042-788-0633 FAX 042-788-0624	〒194-0005 南町田 5-3-28 鶴の苑
●訪問看護ステーション 口笛	☎ 042-706-8810 FAX 042-706-8809	〒194-0004 鶴間 7-3-3 介護老人保健施設オネスティ南町田内
●社会福祉法人賛育会 訪問看護ステーション 清風園	☎ 042-735-3066 FAX 042-734-8930	〒195-0072 金井 7-17-20
●医療法人社団 三医会 訪問看護ステーション 鶴川ひまわり	☎ 044-987-6969 FAX 044-987-2323	〒195-0054 三輪町 1059-1 鶴川記念病院内
●社会福祉法人コメント 訪問看護・野の花ステーション	☎ 042-728-0159 FAX 042-728-0159	〒194-0013 原町田 5-4-19 コメント会館 1階
●あすか訪問看護ステーション	☎ 042-708-0205 FAX 042-708-0206	〒195-0053 能ヶ谷 6-2-50
●町田市医師会 訪問看護ステーション	☎ 042-726-1496 FAX 042-726-1513	〒194-0023 旭町 1-4-5 町田市医師会館内
●訪問看護 ナースソリューション たんぽぽ	☎ 042-860-7256 FAX 042-860-7257	〒194-0021 中町 4-13-1 1階
●ハロー訪問看護リハビリステーション	☎ 042-850-6066 FAX 042-850-6067	〒194-0045 南成瀬 1-1-2 プラザ成瀬 3-20

●みんなの訪問看護リハビリステーション木曾	☎ 042-851-9702 FAX 042-851-9703	〒194-0022 森野6-195-5 横山第三ビル1階
●訪問看護ステーション デューン町田	☎ 042-860-7246 FAX 042-860-7247	〒194-0022 森野1-9-18 プリマ・コスモ3階
●訪問看護ステーション デューン多摩境	☎ 042-860-0562 FAX 042-860-0582	〒194-0215 小山ヶ丘3-2-13 delfino2A号室
●町田病院訪問看護ステーション	☎ 042-794-6620 FAX 042-791-1566	〒194-0037 木曾西4-12-22
●南町田訪問看護ステーション ペンギン	☎ 042-706-8663 FAX 042-706-8664	〒194-0004 鶴間4-5-8
●よつば訪問看護ステーション	☎ 042-708-1355 FAX 042-708-1356	〒195-0053 能ヶ谷4-1-1 岡田ビル2階
●よつば訪問看護ステーション木曾	☎ 042-794-6411 FAX 042-794-6412	〒194-0037 木曾西1-1-18 2階
●訪問看護ステーションまちぎた	☎ 042-860-0309 FAX 042-860-0650	〒194-0212 小山町1729-1
●玉川学園ゆい訪問看護ステーション	☎ 042-851-8101 FAX 042-851-8260	〒194-0041 玉川学園7-4-21 玉学ハイツ106
●ティエル訪問看護リハビリステーション町田	☎ 042-706-8948 FAX 042-706-8949	〒194-0011 成瀬が丘3-8-3
●訪問看護ステーション悠々園	☎ 042-734-5573 FAX 042-737-7113	〒195-0053 能ヶ谷3-2-1 リレイス鶴川501号室
●アロハナスステーション	☎ 042-732-3657 FAX 042-732-3659	〒194-0022 森野5-21-1 シブヤツインビル303
●訪問看護ステーションまちだ正吉苑	☎ 042-785-5551 FAX 042-785-5552	〒194-0044 成瀬8-10-1
●シャロームまちさが訪問看護リハビリステーション	☎ 042-728-3222 FAX 042-860-6072	〒194-0022 森野2-23-8
●はる訪問看護ステーション	☎ 042-860-0077 FAX 042-860-0088	〒194-0212 小山町1026-1 コーポチェリオ105
●つるかわ駅前訪問看護ステーション	☎ 042-708-9863 FAX 042-708-9864	〒195-0062 大蔵町552-1
●医療法人社団幸益会みどり訪問看護ステーション	☎ 042-794-4766 FAX 042-794-4769	〒195-0074 山崎町2055-2 グランハート町田医療施設B棟・C棟 2階C-215
●訪問看護ステーションいしずえ町田	☎ 042-707-6208 FAX 042-707-6209	〒194-0013 原町田2-4-4 ほそのビル2階

●訪問看護あい羽	☎ 042-794-4392	FAX 042-794-4489	〒194-0203 函師町 1332-15
●ウィレッジ訪問看護リハビリステーション	☎ 042-794-6241	FAX 042-794-6243	〒194-0038 根岸 2-1-2 OTMビル 4階
●ウィレッジ訪問看護リハビリステーション多摩境	☎ 042-860-1906	FAX 042-860-1907	〒194-0212 小山町916 ヒルバードM. O 1階
●医療法人社団天紀会 ドゥ町田訪問看護ステーション	☎ 042-860-0081	FAX 042-860-0082	〒194-0201 上小山田町 2140 2階
●敬愛クリニック訪問看護ステーション	☎ 042-789-3730	FAX 042-794-9899	〒194-0035 忠生 4-5-10 ウエルストーンアネックス 2階
●リハラボ訪問看護リハビリステーション町田	☎ 042-860-7978	FAX 042-860-7955	〒194-0015 金森東 1-11-45
●まちだ丘の上病院 訪問看護リハビリステーション	☎ 042-860-5602	FAX 042-860-5603	ヨリドコ 〒195-0064 小野路町 892-1
●訪問看護ファミリー・ホスピス成瀬	☎ 042-706-9728	FAX 042-706-9738	〒194-0015 金森東 4-1-36 ファミリー・ホスピス成瀬ハウス
●ふれあい町田ホスピタル 訪問看護事業部	☎ 042-798-1121	FAX 042-798-1122	〒194-0215 小山ヶ丘 1-3-8

在宅重症心身障害児（者）等訪問事業

【ご案内】 身 知 難

ご家族が自信を持ってご本人の在宅療養に当たれるよう、看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。

【対象者】 都内に住所を有し、在宅で生活する重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児の方

【訪問回数】 原則として週 1 回
※詳細は、保健予防課にお問い合わせください。

【お問合せ先】 町田市保健所 保健予防課
《健康福祉会館》
〒194-0013 町田市原町田 5-8-21
☎ 042-725-5127 FAX 050-3161-8634

障がい児（者）福祉員制度

【ご案内】 身 知

障がい児・者を介護している家族の方が所用（通院・公的機関への手続き等）で外出する場合、福祉員が障がい児・者を一時的に預かります。

【対象者】

市内在住の65歳未満の身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）を所持する方、またはこれに準ずると認められる方（18歳以上では身体障害者手帳1・2級、もしくは愛の手帳（療育手帳）1～3度の方のみ）。ただし、重度で特別な技術と設備を必要とする方、伝染性または悪性疾患がある方、医師等の治療介護が必要な方はお預かりできません。

【利用できる要件】

- ・障がい児・者のために、医療・療育・機能回復訓練等の関係機関に出かけるとき
 - ・家族が病気になり、通院等で出かけるとき
 - ・市役所等の公的機関に、家庭の用事で出かけるとき
 - ・冠婚葬祭等の社会的慣習で出かけるとき
 - ・地域の福祉向上の事業に参加するとき（地域懇談会、廃品回収、学校の保護者会等）
- ※買い物・仕事・行楽等が要件の場合は、利用できません。

【費用】

18歳未満の方、4時間まで 200円、以降1時間につき100円
18歳以上の方、4時間まで1,000円、以降1時間につき500円

【利用方法】

子ども発達支援課に申請して、利用カードの交付を受けてください。
なお、ご利用に際して、お客様ご自身で福祉員の方に予約を入れていただきます。

【お問合せ先】

子ども発達支援課 推進係（町田市子ども発達センター内）
☎ 042-709-3455 FAX 042-726-0454

救急直接通報システム

【ご案内】 身 難

ひとり暮らし等で、身体に重度の障がいがあるために緊急時の即応が困難である方に、緊急通報システム装置を給付または貸与します（ただし、協力員の選任が必要となります）。

【対象者】

原則18歳以上の在宅重度身体障がい者であって、緊急時に援助を必要とするなど、常時注意を要する状態である方。
なお65歳以上の方は、高齢者支援課にお問い合わせください。

【費用】

対象者の属する世帯の所得状況により自己負担があります。

【お問合せ先】

障がい福祉課 総務係
☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

高齢者支援課

☎ 042-724-2141 FAX 050-3101-6180

住宅火災直接通報システム

【ご案内】 身 難

ひとり暮らし等の重度心身障がい者で、緊急時の即応が困難である方に住宅用防災機器と連動する通報機器を給付、または貸与します（ただし、協力員の選任が必要となります）。

【対象者】 18歳以上のひとり暮らしなどの重度心身障がい者
65歳以上の方は、高齢者支援課にお問い合わせください。

【費用】 対象者の属する世帯の所得状況により自己負担があります。

【お問合せ先】 障がい福祉課 総務係
☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

高齢者支援課
☎ 042-724-2141 FAX 050-3101-6180

ふれあい収集（高齢者等訪問収集）

【ご案内】 身 難

高齢者及び障がい者の方々の在宅サービスを支援するため、ごみや資源を排出することが困難な世帯に対して、決まった曜日に訪問し、玄関先等からごみや資源の収集を行います。併せて、希望された場合やごみが出ていなかった場合はお声かけをし、安否の確認を行います。

【対象者】 町田市内に居住する次のいずれかに該当する方で、集積所等までごみ及び資源物を持ち出すことが困難で、かつ隣人その他の方の協力が得られない方。

- ① 65歳以上のみの世帯で、その世帯の全員が要介護2以上又はそれと同等の状態と認められる方
- ② 身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている方のみの世帯
- ③ 市長が特に必要と認める世帯

【申込方法】 ケアマネジャー等に相談の上「町田市高齢者等訪問収集事業利用申請書」をごみ収集課まで提出してください。
「町田市高齢者等訪問収集事業利用申請書」は、障がい者支援センター、高齢者支援センター、高齢者支援課又は町田市バイオエネルギーセンター内ごみ収集課窓口にあります。

【お問合せ先】 ごみ収集課
☎042-797-7111

ヘルプマーク

【ご案内】 身 知 精 難

障がいのある方や難病の方等の援助を必要とする方が携帯し、日常生活や災害時、緊急時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのマークです。

【対象者】 障がいのある方、難病の方、日常生活や緊急時に支援の必要な方
※ただし、身分証明書の提示により町田市内在住、在勤、在学が確認出来る方に限ります

【配布場所】 障がい福祉課窓口（郵送可）、障がい者支援センター

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係
☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）



補装具

【ご案内】 身 難

身体障害者手帳所持者が職業や日常生活に必要な補装具を購入、または修理する際の費用を支給します（介護保険等の他制度から給付されるものは除く）。

※障害者総合支援法第4条に定める難病患者のうち、必要と認められる方については給付対象となる場合があります。

【支給判定】 補装具費の支給を受けるには、補装具を購入する前に、原則として東京都心身障害者福祉センターの判定が必要です（ただし、判定を省略できる場合もありますので、事前にご相談ください）。

【費用】 原則として1割負担です。世帯の状況に応じた月額負担上限額があります（18歳以上の障がい者について、費用負担額は本人と配偶者のみの所得で判断します）。

（※1）なお、世帯で最多納税者の市民税所得割額（※2）が、46万円以上（※3）の場合は対象外になります。

（※2）所得割額は、①申請する月が7月から翌年3月の場合：当該年度、②4月から6月の場合：前年度のものを確認します。

（※3）① 指定都市からの転入の方の場合、平成29年度税制改正前の標準税率（6%）を用います。

② 所得割額は、住宅借入等特別税額控除及び寄附金税額控除については、控除される前の金額を用います。

③ 年少・特定扶養親族控除については、廃止される前の計算を用います。

障がい別に交付される主な補装具の例

障がい別	補装具
視覚	眼鏡・義眼・視覚障害者安全つえ
聴覚	補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
音声・言語	意思伝達装置
肢体不自由	義肢・装具・車いす・座位保持装置・歩行器など

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

日常生活用具

【ご案内】 身 難

在宅の障がい者の方の日常生活を容易にするため、別表の用具を給付します（ただし、介護保険該当者の場合 1～5、7、9、14～16 の用具については介護保険から貸与、購入等を受けてください）。

※障害者総合支援法第4条に定める難病患者のうち、必要と認められる方については給付対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【申請手続き】 購入前に、次のものをご持参のうえ申請してください。

- ①身体障害者手帳
- ②品物の見積書
- ③品物のカタログ（44、45 の用具は不要。46 の用具については初回のみ必要、再給付時は不要です。）
- ④診断書（41 の用具について必要。10、11、36～38、40、44～46 の用具についても必要な場合があります。）


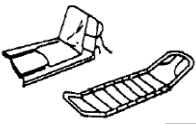
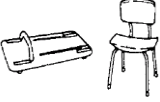
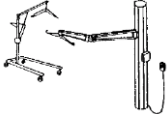




【費用】 原則として1割負担です。世帯の状況に応じた月額上限負担額があります（18歳以上の障がい者について、費用負担額は本人と配偶者のみの所得で判断します）。

- （※1）なお、世帯で最多納税者の市民税所得割額（※2）が、46万円以上（※3）の場合は対象外になります。
- （※2）所得割額は、①申請する月が7月から翌年3月の場合：当該年度、②4月から6月の場合：前年度のものを確認します。
- （※3）① 指定都市からの転入の方の場合、平成29年度税制改正前の標準税率（6%）を用います。
- ② 所得割額は、住宅借入等特別税額控除及び寄附金税額控除については、控除される前の金額を用います。
- ③ 年少・特定扶養親族控除については、廃止される前の計算を用います。

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係 ☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653 お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

日常生活用具 別表

別表

種 目	対 象 者	性 能	耐用年数
1 簡易浴槽 ¥58,300  介護保険制度優先	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がい程度が1級又は2級のもの	空気式又は折りたたみ式で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの。	8年
2 入浴担架 ¥133,900  介護保険制度優先	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がい程度が1級又は2級のもの（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
3 入浴補助用具 ¥90,000 上限額まで分割支給可  介護保険制度優先	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がい者（児）で、入浴に介助を必要とするもの ② 3歳以上の難病患者等であって、入浴に介助を必要とするもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者（児）又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
4 移動用リフト ¥257,500  介護保険制度優先	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がい程度が1級又は2級のもの ② 3歳以上の難病患者等であって、下肢又は体幹に障がいがあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	障がい者（児）を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型、その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
5 歩行支援用具 ¥60,000 上限額まで分割支給可  介護保険制度優先	① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい有するもので、家庭内の移動等において介助を必要とするもの ② 3歳以上の難病患者等であって、下肢が不自由なもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
6 T字杖、棒杖 ¥3,150 	身体障害者手帳の交付を受けた者で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい有するもの	障がい者が容易に使用し得るもの。	3年
7 便器 ¥16,500  介護保険制度優先 ※紙おむつとの併給不可	① 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、下肢又は体幹機能障がい程度が1級又は2級のもの ② 学齢児以上の難病患者等であって、常時介護を要するもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	手すりのついた腰掛け式のもの。ただし、取り替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。	8年
8 特殊便器 ¥70,000  ※紙おむつとの併給不可	① 学齢児以上の愛の手帳の交付を受けた者（児）で、障がいの程度が1度又は2度の自ら排便の処理が困難なもの ② 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、上肢障がいの程度が1級又は2級のもの ③ 学齢児以上の難病患者等であって、上肢に障がいがあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）	障がい者（児）が容易に使用し得るもの及び知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年





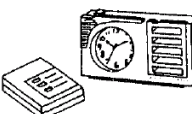
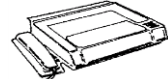
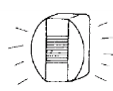
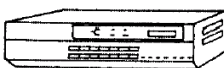

別表

<p>9 特殊マット</p> <p>¥50,000</p>  <p>介護保険制度優先</p>	<p>① 3歳以上の愛の手帳の交付を受けた者(児)で、障がいの程度が1度又は2度のもの</p> <p>② 3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級のもの</p> <p>③ 身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る。)</p> <p>④ 3歳以上の難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもので必要と認められたもの(医師の意見書を要する。)</p>	<p>じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工したもの。</p>	<p>5年</p>
<p>10 頭部保護帽</p> <p>プラスチック</p> <p>¥15,000 ¥37,000</p> 	<p>障がい種別に関わらず、てんかんの発作等により頻繁に転倒し、頭部を保護する必要があるもの(身体障がい者(児)にあっては、手帳保持者に限る。)(医師の意見書を要する場合がある。)</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。</p>	<p>3年</p>
<p>11 携帯用会話補助装置</p> <p>アプリのみ</p> <p>¥100,000 ¥10,000</p> 	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声機能若しくは言語機能障がい者(児)又は肢体不自由者(児)で、音声言語の著しい障がいを有するもの(医師の意見書を要する場合がある。)</p>	<p>携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの。 ※タブレット等、日常生活品として一般に普及しているものは対象外</p>	<p>5年</p>
<p>12 火災警報器</p> <p>¥15,500(1個) (2個まで支給可)</p> 	<p>65歳未満の者で、</p> <p>① 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、障がいの程度が1級又は2級のもの</p> <p>② 愛の手帳の交付を受けた者(児)で、障がいの程度が1度又は2度のもの</p> <p>※1世帯1つの給付とする</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。</p>	<p>8年</p>
<p>13 自動消火装置</p> <p>¥28,700</p> 	<p>65歳未満の者で、</p> <p>① 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、障がいの程度が1級又は2級のもの</p> <p>② 愛の手帳の交付を受けた者(児)で、障がいの程度が1度又は2度のもの</p> <p>③ 難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもので必要と認められたもの(医師の意見書を要する。)</p> <p>※1世帯1つの給付とする</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るもの。</p>	<p>8年</p>
<p>14 特殊寝台</p> <p>¥200,000</p>  <p>介護保険制度優先</p>	<p>① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級のもの</p> <p>② 3歳以上の難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもので必要と認められたもの(医師の意見書を要する。)</p>	<p>使用者の頭部又は脚部の傾斜角度を調整できる機能を有するもの。</p>	<p>8年</p>
<p>15 体位変換器</p> <p>¥15,000</p>  <p>介護保険制度優先</p>	<p>① 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級又は2級のもの(下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とするものに限る。)</p> <p>② 学齢児以上の難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもので必要と認められたもの(医師の意見書を要する。)</p>	<p>介護者が障がい者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。</p>	<p>5年</p>


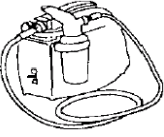
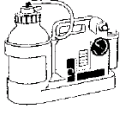
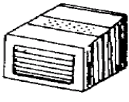

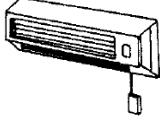
別表

<p>16 特殊尿器</p> <p>¥100,000</p>  <p>介護保険制度優先</p>	<p>① 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障がい程度が1級のもの（常時介護を要する者に限る。）</p> <p>② 学齢児以上の難病患者等であって、自力で排尿ができないもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので、障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。</p>	<p>5年</p>
<p>17 コンピュータソフトウェア</p> <p>¥100,000</p>	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの</p>	<p>障がい者（児）が容易に使用し得るもの。</p>	<p>5年</p>
<p>18 パーソナルコンピュータ周辺機器</p> <p>¥100,000</p>	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、上肢障がいの程度が1級又は2級のもの</p>	<p>障がい者（児）が容易に使用し得るもの。 ※タブレット等、日常生活品として一般に普及しているものは対象外</p>	<p>5年</p>
<p>19 ポータブルレコーダー</p> <p>①録音再生機 ¥85,000</p> <p>②再生専用機 ¥48,000</p>	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいに係る障がいの程度が1級又は2級のもの</p>	<p>① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。</p> <p>② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。</p>	<p>6年</p>
<p>20 時計</p> <p>¥13,300</p> 	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの</p>	<p>視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの</p>	<p>10年</p>
<p>21 点字タイプライター</p> <p>¥63,100</p> 	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの</p>	<p>視覚障がい者（児）が容易に操作できるもの。</p>	<p>5年</p>
<p>22 点字器</p> <p>¥10,400</p>	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、視覚障がいのあるもの</p>	<p>視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。</p>	<p>7年</p>
<p>23 音声式体温計</p> <p>¥9,000</p> 	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの ※1世帯1つの給付とする。</p>	<p>視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。</p>	<p>5年</p>
<p>24 体重計</p> <p>¥18,000</p> 	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの ※1世帯1つの給付とする。</p>	<p>視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。</p>	<p>5年</p>
<p>25 電磁調理器</p> <p>¥23,000</p> 	<p>① 身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの</p> <p>② 身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢障がいの程度が1級又は2級のもの</p> <p>③ 身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障がいの程度が1級のもの ※1世帯1つの給付とする</p>	<p>障がい者が容易に操作できるもので、コンロ型電磁調理器であるもの。</p>	<p>6年</p>

別表

<p>26 視覚障がい者用拡大・音声読書器</p> <p>¥198,000</p> 	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの</p>	<p>画像入力装置を、読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの又は音声で読上げるもの。</p>	<p>8年</p>
<p>27 音響案内装置</p> <p>1級 ¥53,000</p> <p>2級 ¥12,000</p> <p>※1級の者で、送信機の場合 ¥12,000</p> 	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの（2級の者は、送信機のみに限る。）</p>	<p>視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと。</p>	<p>10年</p>
<p>28 点字ディスプレイ</p> <p>¥264,800</p> 	<p>身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの</p>	<p>文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの。（上記性能に加えキーによる入力が可能な商品についても対象とする。）</p>	<p>6年</p>
<p>29 活字文書読上げ装置</p> <p>¥99,800</p> 	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障がいの程度が1級又は2級のもの</p>	<p>文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。</p>	<p>6年</p>
<p>30 屋内信号装置</p> <p>¥87,400</p> 	<p>身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障がいの程度が2級のもの</p>	<p>音・音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。</p>	<p>10年</p>
<p>31 聴覚障がい者用通信装置</p> <p>¥20,000</p> 	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障がい（有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの）</p>	<p>音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障がい者（児）が容易に使用し得るもの。</p>	<p>5年</p>
<p>32 フラッシュベル</p> <p>¥12,400</p> 	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声・言語機能障がいの程度が3級以上のもの</p>	<p>障がい者（児）が容易に使用し得るもの。</p>	<p>10年</p>
<p>33 情報受信装置</p> <p>¥88,900</p> 	<p>聴覚障がい者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの</p>	<p>字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。</p>	<p>6年</p>
<p>34 会議用拡聴器</p> <p>¥38,200</p> 	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障がいの程度が4級以上のもの</p>	<p>障がい者（児）が容易に使用し得るもの。</p>	<p>6年</p>

別表

<p>35 携帯用信号装置</p> <p>¥20,200</p> 	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声・言語機能障がい程度が3級以上のもの</p>	<p>送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの。</p>	<p>6年</p>
<p>36 ネブライザー（吸入器）</p> <p>¥36,000</p> 	<p>① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、呼吸器機能障がい程度が3級以上であるもの、又は同程度の身体障がい者（児）が必要と認められるもの（医師の意見書を要する場がある。）</p> <p>② 難病患者等であって、呼吸器機能障がいのあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）</p>	<p>障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。</p>	<p>5年</p>
<p>37 電気式たん吸引器</p> <p>¥56,400</p> 	<p>上記と同じ</p>	<p>上記と同じ</p>	<p>5年</p>
<p>38 パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）</p> <p>¥40,000</p> <p>呼吸状態を継続的にモニタリングする機能のあるもの（常時人工呼吸器を要する者に限る。）</p> <p>¥157,500</p>	<p>① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障がい有するもの、又は同程度の身体障がい者（児）が必要と認められるもの（医師の意見書を要する場がある。）</p> <p>② 難病患者等であって、呼吸器機能障がいのあるもので必要と認められたもの（医師の意見書を要する。）</p>	<p>障がい者（児）が容易に使用し得るもの。</p>	<p>5年</p>
<p>39 空気清浄器</p> <p>¥20,000</p> 	<p>身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障がい程度が3級以上のもの</p>	<p>障がい者が容易に使用し得るもの。</p>	<p>6年</p>
<p>40 透析液加温器</p> <p>¥72,100</p> 	<p>3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、人工透析を必要とするもの（自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。）（透析液の納品書又は医師の意見書を要する場がある。）</p>	<p>自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの。</p>	<p>5年</p>
<p>41 ルーム・クーラー</p> <p>¥50,000</p> 	<p>身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障がい程度が1級又は2級のものかつ、頸椎損傷等により体温調節機能を喪失したもの（医師により体温調節機能を喪失したものと認められたものに限る。）（医師の意見書を要する。）</p>	<p>障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。</p>	<p>6年</p>
<p>42 点字図書</p>	<p>学齢児以上の視覚障がい者（児）で、主に情報の入手を点字によっているもの</p>	<p>月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。</p>	<p>—</p>

別表

<p>43 人工喉頭 笛式 ¥5,150 電動式 ¥72,000</p>	<p>身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、音声・言語又はそしやく機能の障害があり、喉頭摘出したもの</p>	<p>障がい者（児）が容易に使用し得るもの。</p>	<p>笛式4年 電動5年</p>
<p>44 ストマ用装具 蓄便袋 ¥8,858/月 蓄尿袋 ¥11,639/月</p>	<p>身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、小腸機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害があり、ストマ造設したもの（医師の意見書を要する場合がある。）</p>	<p>障がい者（児）が容易に使用し得るもの。</p>	<p>—</p>
<p>45 紙おむつ ¥12,000/月 ※ 便器、特殊便器との併給不可</p>	<p>① 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、二分脊椎により排尿若しくは排便機能障がいのもの（医師の意見書を要する場合がある。） ② 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、2歳以前の疾病等により下肢又は体幹機能障がいを有するもので、その程度が1級又は2級のもの（便意・尿意の意思表示が困難なものに限る。）（医師の意見書を要する。※所定の様式あり。）</p>	<p>介護者が容易に使用し得るもの。</p>	<p>—</p>
<p>46 収尿器 男性用 ¥15,862 女性用 ¥17,510</p>	<p>身体障害者手帳の交付を受けた者であって、排尿機能障がいを有するもの（医師の意見書を要する場合がある。）</p>	<p>障がい者が容易に使用し得るもの。</p>	<p>1年</p>

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具

【ご案内】 対象の疾病については、小児慢性特定疾病情報センターのホームページまたは、下記のQRコード（町田子育てサイト）からご確認ください。

小児慢性特定疾病児童等（障害者総合支援法等その他の制度利用ができない児童等）に対し、必要な日常生活用具を給付します。

給付を希望される方は、申請前に下記担当にご相談ください。本制度や申請方法について説明いたします。

なお、制度の詳細については、次のホームページをご覧ください。
※事前に購入した場合は該当しませんので、必ず購入前に申請してください。

ホームページのQRコード



【費用】 生計を同一にする扶養義務者全員の所得の状況に応じて、自己負担額が発生します。

【お問合せ先】 保健予防課 保健予防係

☎ 042-725-5244 FAX 050-3161-8634

〈まちだ子育てサイト〉

中等度難聴児補聴器給付事業

【ご案内】 ⑧

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器等の装用により言語能力、生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器及び補聴システムを購入する場合にその費用の一部を助成します。

（注）助成を受けるためには、補聴器等を購入する前に申請手続きが必要となります。

【対象者】

次の①から④に該当する方。ただし、中等度難聴児または中等度難聴児と同一世帯の方のうち、いずれかの方の市民税所得割額が46万円以上の場合は対象外になります。

- ① 町田市内に住所を有する18歳未満の方
- ② 両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上で、身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象とならない方
- ③ 補聴器等の装用により、コミュニケーション能力等の向上が見込まれると医師が認める方
- ④ 初めて助成を受ける方、または前回の助成金の交付を受けた日から5年を経過している方

【申請手続き】 購入前に、以下の書類を提出してください。

- ・申請書（所定の様式があります）
- ・意見書（所定の様式があります）
- ・補聴器等の見積書

【助成金交付額】

片耳1台あたりの補聴器等購入費と、基準価格を比較し、少ない方の額の9割（対象者が生活保護法による被保護世帯、または市民税非課税世帯に属する場合は10割）の金額とします。

【お問合せ先】 子ども発達支援課 推進係（町田市子ども発達センター内）

☎ 042-709-3455 FAX 042-726-0454

重度身体障がい者訪問入浴サービス事業

【ご案内】 ⑨

ご家庭での入浴困難な身体に障がいのある方に、横になったまま入浴できる専用の浴槽で、自宅で入浴していただける訪問入浴サービスを実施しています。

【対象者】 64歳までの介護保険非該当者で身体障害者手帳の肢体不自由にかかる障害の程度が1級の方
 ※40歳以上65歳未満で介護認定を受けた方または65歳以上の方は、介護保険サービスをご利用ください

【利用回数】 月3回

【利用料金】 1回 1401円（生活保護世帯および市民税非課税世帯は無料）

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
 ☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
 お住まいの地域障がい者支援センター（→P.12）

住宅設備改善

【ご案内】 ⑨ ⑩

在宅の重度身体障がい者の方の日常生活を容易にするため、下表の設備改善に要する費用を給付します。住宅設備改善工事着手前にご相談ください（介護保険該当者は、介護保険の居宅介護住宅改修制度を先にご利用ください）。いずれも申請は、一世帯当り原則1回限りです。

専門家による住宅改修のアドバイザー制度があります。ご利用ください。

※障害者総合支援法第4条に定める難病患者のうち、必要と認められる方については給付対象となる場合があります。

【費用】

原則として1割負担です。世帯の状況に応じた月額負担上限額があります（18歳以上の障がい者について、費用負担額は本人と配偶者のみの所得で判断します）。

（※1）なお、世帯で最多納税者の市民税所得割額（※2）が、46万円以上（※3）の場合は対象外になります。

（※2）所得割額は、①申請する月が7月から翌年3月の場合：当該年度、②4月から6月の場合：前年度のものを確認します。

（※3）① 指定都市からの転入の方の場合、平成29年度税制改正前の標準税率（6%）を用います。

② 所得割額は、住宅借入等特別税額控除及び寄附金税額控除については、控除される前の金額を用います。

③ 年少・特定扶養親族控除については、廃止される前の計算を用います。

種目及び基準額	対 象 者
小規模改修 200,000円	学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が3級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者 (ただし、日常生活用具の紙おむつを受給している者は、トイレ改修(特殊便器への取替えを含む)の対象外とする。また、特殊便器への取替えについては上肢機能障がい2級以上の者を対象とする。)
中規模改修 641,000円	学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者
屋内移動設備(階段昇降機含む) 機器本体 979,000円 設備費 353,000円	学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢、下肢、又は体幹に係る障がいの程度が1級の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者

※バリアフリー改修を行った住宅について固定資産税の減免を受けられる場合があります。
(詳しくは 68 ページをご覧ください。)

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター(→ P.12)

補助犬の給付

【ご案内】 身

身体障がい者の方の自立と社会参加の促進のために補助犬を給付します。

※補助犬とは、盲導犬（視覚に障がいがある方を、安全・快適に誘導する犬）、介助犬（身体に障がいがある方のために、物の拾い上げや運搬、ドアの開閉等日常生活での介助・支援を行う犬）、聴導犬（聴覚に障がいがある方のために、ブザーや電話の呼出音等を伝え必要に応じて音源へ誘導する犬）をいい、国の指定する法人から認定されます。

【対象者】 盲導犬：満 18 歳以上で身体障害者手帳の視覚に係る障がいの程度が 1 級の方
 介助犬：満 18 歳以上で身体障害者手帳の肢体不自由に係る障がいの程度が 1・2 級の方
 聴導犬：満 18 歳以上で身体障害者手帳の聴覚に係る障がいの程度が 2 級の方

【費用】 無料。ただし補助犬の飼育、管理、治療などに要した費用は自己負担です。

【申請方法】 申請方法は年度により異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

【お問合せ先】 障がい福祉課 支援係
 ☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
 お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

町田市立図書館の障がい者サービス

【ご案内】 身 知 精

町田市立図書館では、市内在住・在勤・在学の、視覚障がい等のために通常の印刷文字による読書が困難な方、または市内在住の肢体不自由や寝たきり等で来館が困難な方のために、次のようなサービスを行っています。

【利用登録】 図書館を利用するには利用者登録が必要です。
 登録は、電話、郵送、来館のいずれかの方法でお受けします。
 ご利用には条件があります。詳しくは、お問い合わせください。

【内容】 視覚障がい等①～④（④については視覚障がいのある方のみ）、来館が困難な方⑤
 ①対面朗読（ご希望の資料等を音訳ボランティアが読みます）
 ②資料の貸出（点字・録音・CD・DVD・一般図書等）
 ③点字・録音資料の製作
 ④視覚障がいのある方への点字・録音資料の郵送による貸出・返却
 ⑤来館が困難な方への資料の宅配（代理の来館者がおらず、移動図書館などの利用も不可能な場合）

【お問合せ先】 町田市立中央図書館 障がい者サービス担当
 〒194-0013 町田市原町田 3-2-9
 ☎ 042-728-8220 FAX 042-729-6160

点字図書館

【ご案内】 身

点字図書館では、目の不自由な方の教養と福祉の増進をはかるために各種事業を行っています。事業内容、利用方法は各図書館により異なりますので、ご利用前に各問い合わせ先に直接お問い合わせください。

【日本点字図書館】

〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4

☎ 03-3209-0241 (代) FAX 03-3204-5641

事業内容 点字図書・録音図書の製作と貸し出し、点字図書・録音図書のインターネット配信及びダウンロードサービス、視覚障がい者用図書レファレンスサービス、蔵書にない点字・録音資料のプライベート製作、専門対面リーディングサービス、中途視覚障がい者への点字教室・IT 教室の開催・視覚障がい者用具の販売、自立訓練（生活訓練）

【東京ヘレン・ケラー協会点字図書館】

〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20

☎ 03-3200-0987 FAX 03-3200-0982

事業内容 点字図書・録音図書の製作と貸し出し、視覚障がい者への点字教室・生活サポート事業の実施、点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成など

【日本視覚障害者団体連合点字図書館】

〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2

☎ 03-3200-6160 FAX 03-3200-7755

事業内容 点字図書・録音図書の製作と貸し出し、点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成など

【ロゴス点字図書館】

〒135-8585 江東区潮見 2-10-10 日本カトリック会館 1F

☎ 03-5632-4428 FAX 03-5632-4454

事業内容 点字図書・録音図書の製作と貸し出し、点訳・音訳ボランティアの育成と指導、目の見えない・見にくい人のための点字教室、視覚障がい当事者・家族を対象とした生活相談や ICT サポートなど

視覚障がい者日常生活情報点訳等のサービス

【ご案内】 身

日常生活上必要とする情報の点訳・墨訳又は対面朗読及び FAX による電話朗読サービスを行います。（但し、図書館や点字図書館で取り扱っているもの又は営利に関するものは除く。）ご利用には事前予約が必要です。

【対象者】 都内居住または在勤・在学の身体障害者手帳を所持する視覚障がい者

【費用】 無料。ただし、録音のための記録媒体にかかる費用、FAX による電話朗読時の電話の費用等は自己負担です。

【お問合せ先】 東京都障害者福祉会館
〒108-0014 港区芝 5-18-2
☎ 03-3455-6321 (代) FAX 03-3453-6550

点字・録音刊行物の作成・配布事業

【ご案内】 身

原則として都政刊行物から視覚障がい者に必要な情報を選定し、点字、カセットテープ又はデイジー版として毎月1点を無料配布しています。

【対象者】 都内在住の視覚障がい者（原則18歳以上の身体障害者手帳所持者）

【お問合せ先】 （公社）東京都盲人福祉協会
〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23
☎ 03-3208-9001 FAX 03-3208-9005
Eメール info@tomoukyo.or.jp

点字による即時情報ネットワーク(点字J・Bニュース)

【ご案内】 身

- ①…（原則として土日祝を除き毎日）新聞等の情報を抜粋し点字誌として郵送提供します。
- ②… ①の情報を音声化して、電話により365日24時間提供（電話料金はかかります）します。

【対象者】 都内在住の視覚障がい者

【お問合せ先】 （公社）東京都盲人福祉協会
〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23
☎ 03-3208-9001 FAX 03-3208-9005
☎ 0570-021802
（電話ナビゲーションシステム専用電話）
Eメール info@tomoukyo.or.jp

市のお知らせ(音声版・点字版)

【ご案内】 身

視覚障がいのある方に、「声の広報（デイジー版）」、「点字版広報まちだ」を発行し、希望者に無料で郵送します。詳細はお問い合わせください。

【お問合せ先】 広報課 ☎ 042-724-2101 FAX 042-724-1171

広報東京都(点字版・テープ版・デイジー版)

【ご案内】 身

毎月1日に発行する都のお知らせ「広報東京都」を、点字版・テープ版・デイジー版に編集して発行し希望者に無料で郵送します。

また、東京都公式ホームページの「WEB 広報東京都」のページでも音声を聞くことができます。

WEB 広報東京都 <https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>

【対象者】 都内在住の視覚障がい者の方

【お問合せ先】 東京都 政策企画局 戦略広報部 広報広聴課 出版担当
☎ 03-5388-3093 FAX 03-5388-1329

市議会だより(点字版・テープ版・デージー版)

【ご案内】 ⑨

視覚障がいのある方に、「町田市議会だより点字版」と「声の町田市議会だより(カセットテープ版、デージー版)」を発行しています。費用は無料です。

【お問合せ先】 議会事務局 調査法制係
☎ 042-724-4049 FAX 050-3161-7663

都議会だより(点字版・テープ版・デージー版)

【ご案内】 ⑨

「都議会だより」の点字版・テープ版・デージー版を年 4 回発行し、希望者に無料で郵送します。

また、都議会ホームページの「都議会だより」のページでも音声を聞くことができます。

【対象者】 都内在住の視覚障がい者の方

【お問合せ先】 東京都議会 議会局 管理部 広報課
☎ 03-5320-7126 FAX 03-5388-1779
URL <https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/>

盲人ホーム

【ご案内】 ⑨

あんま・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許を有する視覚障がい者が、自営や雇用されることの困難な場合に、一定期間、施設利用者として患者を施術しながら、必要な技術指導や研修を受けることにより、その自立更生を図ることを目的としています。

【盲人ホーム 杉光園(さんこうえん)】
〒110-0016 台東区台東 3-1-6 日盲社協会館内
☎ 03-3831-0990 FAX 03-6240-1352

【光の家鍼灸マッサージホーム】
〒191-0065 日野市旭が丘 1-17-17
☎ 042-581-7109 FAX 042-581-9568 (社会福祉法人東京光の家)

【盲人自立センター 陽光園】
〒164-0001 中野区中野 2-29-15 サンハイツ中野 208 (陽光園)
☎ 03-3380-9944 FAX 03-3380-9944 (社会福祉法人ひかり会)

あいサポートセンター

【ご案内】 身

視覚に障がいのある方の学習や自立生活を支援するために、育児相談や訪問による支援、就学支援（年長）、通級指導教室、進路相談、その他見え方に関する相談等を行っています。まずは電話などでご相談ください。

【相談受付時間】 9:00～16:30

【お問合せ先】 都立八王子盲学校・教育支援部
〒193-0931 東京都八王子市台町 3-19-22
☎ 042-623-3278 FAX 042-623-6262

手話通訳者及び要約筆記者の派遣

【ご案内】 身

聴覚および音声・言語機能に障がいのある方が、日常生活を営むうえで手話通訳や要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

【対象者】 市内に住所を有する聴覚および音声・言語機能障がい者、および関係団体

【内容】 主に医療、職業、教育、保育、届け出などに関する事項に必要なとき

【費用】 無料

【その他】 ①要約筆記の方法

全体投影（手書き※1・パソコン）

主に、会議や講演会などの複数人向けの方法。機器を利用し、その場で話された内容を文字に変えて、会場のスクリーンに映します。

ノートテイク（手書き・パソコン※2）

主に個人（1～2名）向けの方法です。利用者の隣で用紙に書いたり、入力して伝えます。

※1 全体投影の手書きには OHC と OHP があります。

※2 オンライン会議にも対応しています。詳細はご相談ください。

②要約筆記の機材について

要約筆記ご利用時に利用者に用意していただくものがあります。ご用意いただけない場合には貸し出しをいたしますので、ご相談ください。

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係
FAX 050-3101-3638 ☎ 042-724-2148

東京手話通訳等派遣センター
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階
☎ 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868

お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出

【ご案内】 ④

都内在住の聴覚障がい者の方が健聴者との意思の疎通をはかったり、社会活動等における知識の習得のために必要なとき、コミュニケーション機器を貸し出しています。

【対象者】 都内在住の身体障害者手帳を所持する聴覚障がい者およびその保護者、聴覚障がい者団体等

【貸出機器】 ①オーバーヘッドカメラ（OHC）・オーバーヘッドプロジェクター（OHP）・OHP 台・特大スクリーン・大スクリーン
②ヒアリングループ
③液晶プロジェクター

【費用】 無料

【お問合せ先】 東京手話通訳等派遣センター
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル 5階
☎ 03-3352-3359 FAX 03-3354-6868

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター

【ご案内】 ㊦

社会福祉法人聴力障害者情報文化センターは、東京都の聴覚障害者情報提供施設として、聴覚障害者とそのご家族・関係者を支援する事業を行っています。詳細とご利用方法は、次のホームページでもご覧いただけます。(http://www.jyoubun-center.or.jp/)

【①字幕付ビデオ・手話付ビデオ等の貸出し】

聴覚障がい者の方を対象に字幕や手話を付けたビデオ・DVD を無料で貸し出しています。一部、聞こえる方も利用できるものや上映会で使用できるものがあります。センターへの来所が難しい方は、郵送での貸出も実施しています。(送料は自己負担)

【②字幕付 16mm映画フィルムの貸出し】

聴覚障がい者を対象とした上映会を主催する団体、施設および公的機関などに無料で貸出しています(送料のみ主催者負担)。

取扱責任者は 16mmフィルム映写の資格取得者であることが必要です。

【①、②のお問合せ先】

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
FAX 03-6833-5005 ☎ 03-6833-5004
Eメール video@jyoubun-center.or.jp

【③相談事業】

名称	内容	対象	費用	問合せ先
生活相談	生活や職業、精神保健福祉相談、聞こえのことなど、生活全般についての相談に応じるとともに、聴覚障がい者や福祉機器などに関する情報提供を、来所・FAX・Eメール・電話で行っています。(来所相談の場合は要予約) 受付：火・水・木・土曜は 10時～17時、金曜日は 10時～19時	聴覚障がい者 および その関係者	無料	社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター 〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3 FAX 03-6833-5005 ☎ 03-6833-5004 E.mail soudan@jyoubun-center.or.jp (FAX・Eメールは 24 時間受付。 担当の相談員が回答します。)

【④図書・資料の閲覧と貸出】

火・水・木・土曜は 10時～17時まで、金曜日は 10時～19時まで、どなたでも利用できるスペースを開放しています。聴覚障がいに関する資料、図書等の貸出、閲覧、パソコン利用ができます。

10 住宅の優遇制度

都営住宅の申込

【ご案内】 身 知 精 難

障がい者の方がいる世帯、または単身障がい者の方の都営住宅の申込みには次のようなものがあります。それぞれの申込資格・応募方法などの詳細は、下記へ問い合わせてください。

【家族向・単身者向】

年2回（5月上旬、11月上旬）抽せんで行われ、家族向には、障がい者の方の当せん確率が高くなる優遇抽せん制度があります。

- ①身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）、戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方がいる世帯は、一般の世帯より7倍当せん確率が高くなります。
- ②身体障害者手帳5級～、愛の手帳4度・精神障害者保健福祉手帳3級（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）、原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方、難病患者等の方がいる世帯は、一般の世帯より当せん確率が5倍高くなります。

【地元公募】

年4回（3月上旬、6月上旬、9月上旬、12月上旬）のほか、市では市内にお住まいの方を対象に市内の都営住宅の募集を行う場合があります。この募集の優遇抽せん制度はありません。

【ポイント方式による募集（家族向）】

年2回（2月上旬、8月上旬）、心身障がい者世帯、車いす使用者世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯、多子世帯、特に所得の低い一般世帯を対象に募集を行います。抽せんではなく住宅困窮度を判定し、困窮度の高い世帯から順に募集戸数分の世帯を入居資格審査対象者とし、審査合格者に住宅をあっせんします。継続して3年以上都内に住んでいること等の条件があります。

【単身者向・単身者用車いす使用者向住宅の募集(抽せん)】

年2回（2月上旬、8月上旬）、一定条件に該当する人だけを対象に募集します。障がい者については身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）の方。

単身者用車いす使用者向は、身体障害者手帳1～2級が必要です。

【募集方法】「広報まちだ」、「広報東京都」、東京都住宅供給公社ホームページに掲載

【募集案内配布場所】

募集案内は東京都住宅供給公社（町田窓口センター）、住宅課、市庁舎1階総合案内所、各市民センター、各駅前連絡所、木曽山崎コミュニティセンターで配布します。

【お問合せ先】 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター 都営募集課 ※地元公募を除く
〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3階
都公募 ☎ 03-3498-8894 地元公募 ☎ 042-713-5094
テレホンサービス ☎ 03-6418-5571 FAX03-3409-4527

※ 収入が少なく生活が困難な状況にある世帯、障がい・難病など特別な事情のある世帯については、収入に応じて設定された使用料が減額される場合があります。

市営住宅の申込

【ご案内】 身 知 精 難

障がい者の方がいる世帯、または単身障がい者の方の市営住宅の申込みには次のようなものがあります。それぞれの申込資格・応募方法などの詳細は、下記へ問い合わせてください。

【家族向・単身者向・車いす使用者向住宅】

年4回（6月上旬、9月上旬、12月上旬、3月上旬）抽せんで行われます。

車いす使用者向は、身体障害者手帳1～2級または戦傷病者手帳交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上であることが必要です。

※この募集の優遇抽せん制度はありません。

※住戸が空き次第の募集となるため、家族向・単身向・車いす使用者向が各募集月に募集がない場合があります。

【募集方法】「広報まちだ」、町田市ホームページ、東京都住宅供給公社ホームページに掲載

【募集案内配布場所】

募集案内は東京都住宅供給公社（町田窓口センター）、住宅課、市庁舎1階総合案内所、各市民センター、各駅前連絡所、木曽山崎コミュニティセンターで配布します。

【お問合せ先】 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター 都営募集課

☎042-713-5094 FAX 03-3409-4527

町田市住宅課

☎042-724-4269 FAX 050-3161-6109

※収入が少なく生活が困難な状況にある世帯、障がい・難病など特別な事情のある世帯については、収入に応じて設定された使用料が減額される場合があります。

都市再生機構「UR賃貸住宅」の申込

【ご案内】 身 知

高齢者等向け特別設備改善住宅

高齢者または障がい者の方向けに浴室の段差の緩和や設備を改善、そして緊急時にボタンひとつで通報できる連絡通報用装置の設置等を行った賃貸住宅です。対象となる住宅は、中層住棟（5階建以下）の場合は1階の一部の住宅、高層住棟（6階建以上）の場合は1～3階のうちUR都市機構が指定した一部の住宅です。

【対象者】

- ①身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の障がいのある方
- ②療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で常時介護を要する方、または児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障がい、またはこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方。ただし介護者として親族の同居が必要となります。

※その他の要件についてはUR営業窓口にお問い合わせください。

【お問合せ先】 UR 都市機構 東日本賃貸住宅本部

〒163-1382 新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー

☎ 0120-411-363 9:30～18:00（定休日無。※年末年始を除く）

ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/chintai/>

新築のUR賃貸住宅（抽選）に申込の場合

身体・知的障がいがある方がいる世帯が、抽選を伴う新築 UR 賃貸住宅に申込む際、当選率が「普通」区分の 20 倍に優遇されます。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている 4 級以上の障がいのある方
 (2) 下記のいずれかに該当する方。

- ①療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護を要する方。
 ②児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障がいまたはこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方。

【お問合せ先】

UR 都市機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業開発課
 〒163-1382 新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー16 階
 ☎ 03-5323-3560

東京都住宅供給公社の優先申込

【ご案内】 身 知 精 難**【優先お申込み制度】**

リンク先 <https://www.to-kousya.or.jp/chintai/kosodate/index.html>

①子育て世帯等優先申込制度（ファミリーウィーク）について

先着順募集をおこなう住宅のうち、公社の定めるお部屋については、以下の対象世帯の方は募集公開から 7 日間優先的にお申込みいただけます。

なお、優先申込期間を経過してもお申込みがなかった場合は、対象世帯以外の方でもお申込みいただける住宅として先着順募集をおこないます。

優先対象世帯：心身障がい者の方がいる世帯（※1）

長期疾病等による歩行が困難な方がいる世帯（※2）

（※1）以下のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳の交付を受けていて、1～4 級の障がいのある方
- ・戦傷病者手帳の交付を受けていて、恩給法別表第 1 号表ノ 3 に規定する障がいの程度のうち第 1 款症以上の障がいのある方
- ・重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で 1～3 度）もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて 1～2 級の障がいのある方

（※2）医師の診断書等により歩行が困難であることが証明できる方

②シルバーウィーク（高齢者等優先申込制度）

先着順募集を行う住宅のうち、公社の定めるお部屋（対象住戸の 1 階および 2 階のお部屋）については、以下の対象世帯の方に募集公開から 7 日間優先的にお申込みいただけます。

なお、優先申込期間を経過してもお申込みがなかった場合は、対象世帯以外の方でもお申込みいただける住宅として先着順募集をおこないます。

優先対象世帯：心身障がい者の方がいる世帯（※1）、

長期疾病等による歩行が困難な方がいる世帯（※2）

（※1）以下のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳の交付を受けていて、1～4 級の障がいのある方
- ・戦傷病者手帳の交付を受けていて、恩給法別表第 1 号表ノ 3 に規定する障がいの程度のうち第 1 款症以上の障がいのある方

- ・重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1～3度）もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて1～2級の障がいのある方
- （※2）医師の診断書等により歩行が困難であることが証明できる方

【お問合せ先】 東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター
 ☎ 03-3409-2244 営業時間/9:30～18:00
 定休日/日曜日、祝日、年末年始

住まいの電話相談窓口

【ご案内】 身 知 精

住宅に困窮する方々へ安定した居住を支援することを進めるために、住宅確保要配慮者に向けた支援を行っています。電話により相談をお受けし、相談内容に応じて、相談者にとって必要な居住支援または生活支援サービスを扱う団体の紹介や、ニーズに合った不動産団体の紹介を行います。

【対象者】 高齢者、障がい者、子育て家庭などの住まいにお困りの方

【相談日時】 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
 8:30～17:00

【相談先】 社会福祉法人悠々会
 ☎ 050-5526-1681
 上記の電話につながりにくい場合は、下記の番号までご連絡ください。
 ☎ 042-737-7288（社会福祉法人悠々会代表電話）
 ナビダイヤルの「4」をご選択ください。

【お問合せ先】 住宅課
 ☎042-724-4269 FAX050-3161-6109

国際シンボルマーク

【ご案内】 身 知 精

英語の International Symbol of Access を日本語に訳した呼び名です。このマークは、障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す全世界共通のマークです。障がい者が住みよい街づくりに寄与することをねらいとしています。国際シンボルマークは、国際リハビリテーション協会（RI）が定めたものです。

【国際シンボルマークの使用について】

1. 現在、国や自治体において、建築物への設置基準が制定されております。建築物にマークを設置する際は、国（バリアフリー新法）や自治体（まちづくり条例）などの設置基準にもとづき使用することを推奨しています。
2. 公共輸送機関に設置する際は、障がいのために移動能力が限定されている方に、安全に利用できるスペースが確保されていることを確認し、設置者の責任でご使用ください。
3. 個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。障がいのある方が、車に乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。

したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、または障がい者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用ください。

【お問合せ先】 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
(JSRPD)
〒162-0052 新宿区戸山 1-22-1
☎ 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523



国際シンボルマーク

11 文化・レクリエーション

障がい者スポーツ大会

【ご案内】 身 知 精

町田市では、11月3日に、障がいのある方を対象に、スポーツの機会を通じて互いに交流し親睦を深めていただくために、障がい者スポーツ大会を行っています。

【お問合せ先】 障がい福祉課 総務係
☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653

障がい児スポーツ教室

【ご案内】 身 知 精

障がいのある小学生以上18歳以下の方に、スポーツを通して楽しみながら汗を流していただくために年間36回程度、土曜日の午後に体育館とプールの2箇所で開催しています。

【対象者】 小学生以上18歳以下の障がいのある方

【費用】 参加費の負担があります。（年間3,000円程度。会場使用料、保険料）

【お問合せ先】 障がい福祉課 総務係
☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653

障がい児（者）水泳教室

【ご案内】 身 知 精

町田市では、障がいのある方が水に親しみ、楽しむ場として、夏休み期間中の7月末に、水泳教室を開催しています。

【対象者】 小学生以上の障がいのある方

【お問合せ先】 障がい福祉課 総務係
☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653

町田市障がい者青年学級

【ご案内】 身 知 精

主に知的障がいのある方が中心となって「生きる力・働く力の獲得」を目的とした、音楽・演劇・スポーツ・創作活動・料理・日帰り旅行等を行います。土曜日または日曜日の月2回開催で10時から16時（昼食あり）。6月から翌年2月まで。

【対象者】 町田市内在住で、障害者手帳をお持ちの18歳以上の方。

【実施場所】 生涯学習センター、ひかり療育園

【食費】 年間9,000円

【お問合せ先】 町田市生涯学習センター
☎ 042-728-0071 FAX 042-728-0073
〒194-0013 原町田6-8-1

東京都障害者スポーツ大会

【ご案内】 身 知 精

陸上競技、水泳、卓球、アーチェリー、ボウリング、フライングディスク競技等の他、重度障害者競技会としてのボッチャ、スポーツの集いを実施しています。

※事前に申し込みが必要です。

【対象者】 身体障がい者及び知的障がい者及び精神障がい者
(参加資格があります。詳細は下記までお問い合わせください。)

【お問合せ先】 東京都障害者スポーツ協会
☎ 03-5206-5586 FAX 03-5206-5587
HP アドレス <https://tsad-portal.com>

東京都障害者福祉会館

【ご案内】 身 知 精

障がい者・ボランティア及び家族などの障がい者の福祉の増進を目的とする関係者を対象とした福祉施設です

【対象者】 障がい者の方、及び障がい者福祉の増進を目的とする関係者の方

【事業内容】 ①集会室などの利用公開
②相談（ピアカウンセリング、法律相談）
③視覚障がい者の日常生活情報点訳等サービス

【利用料】 無料

【お問合せ先】 〒108-0014 港区芝5-18-2
☎ 03-3455-6321 FAX 03-3453-6550
HP アドレス <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/syoukan/>

東京都障害者スポーツセンター

【ご案内】 身 知 精

障がいのある方々の健康増進と社会参加を促進するための障がい者専用のスポーツ施設です。障がいのある方がいつでも一人で来ても、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができます。詳しくはお問い合わせください。

【施設】 スポーツ施設（体育館・プール・卓球室・トレーニング室など）
文化施設（集会室・印刷室など）
宿泊施設

【対象者】 ①障害者手帳をお持ちの方
②障害者手帳交付者と同程度の障がいを有する方
③障がい者の介護をする方
④障がい者の福祉増進を目的とする団体
⑤その他、特に都知事が認める方

【休館日】 水曜日、国民の祝日の翌日、年末年始

【お問合せ先】 東京都障害者総合スポーツセンター
〒114-0033 北区十条台 1-2-2
☎ 03-3907-5631 FAX 03-3907-5613
<https://tsad-portal.com/mscd>

東京都多摩障害者スポーツセンター
〒186-0003 国立市富士見台 2-1-1
☎ 042-573-3811 FAX 042-574-8579
<https://tsad-portal.com/tamaspo>

パラ（障がい者）アートスクール

【ご案内】 身 知 精

以下の4コースの教室を、第1・3日曜日に開講しています。

- A：マンガ・イラスト
- B：一般絵画 a
- C：書道
- D：一般絵画 b

【対象者】 障がいのある方

【実施場所】 東京都障害者福祉会館

【受講料】 入会金 2,000円（初めて受講される方のみ）
年間 31,500円

【お問合せ先】 （公財）日本チャリティ協会パラアート事務局
〒160-0004 新宿区四谷1-19 アーバン四谷ビル 4階
☎ 03-3341-0803 FAX 03-3359-7964

12 交通に関する制度

福祉輸送サービス共同配車センター

【ご案内】 身 利 精

高齢、障がい者等の移動制約者を対象に、通院や買物、施設見学等に車いす及びストレッチャーのまま乗り降りできる車両を運行しています。

【料金】

有料。ただし、生活保護世帯・非課税世帯の方で、市外への外出の場合は免除措置があります。証明できる資料を提出してください。（有料道路、有料駐車場の料金は利用者の負担となります）。

【利用方法】

事前登録が必要です。詳細は、お電話にてお問い合わせください。

【お問合せ先】

町田市社会福祉協議会 福祉輸送サービス共同配車センター
☎ 042-727-6361 FAX 042-727-6361

低床バスの運行

【ご案内】 身

車いすを利用している方が、らくに乗車できる低床バスが運行されています。
低床バス：市内各所（日によって運行路線が変わります）

【お問合せ先】

神奈川中央交通 町田営業所
☎ 042-735-5970 FAX 042-734-3291

町田ハンディキャブ友の会

【ご案内】 身

身体に障がいがあるために外出が困難な方々（車いす利用者、視覚障がい者、高齢者など歩行困難な方）に、移動の「足」として車いすでそのまま乗れるリフト付車両やスロープ付車両などを利用して、自立促進と行動範囲の拡大を図ることを目的としています。

【対象者】

利用会員＝車いす利用者、視覚障がい者、高齢者など歩行困難な方

【費用】

利用会員＝入会金 2,000 円、会費年額 3,000 円、その他利用に際し、ガソリン代実費と負担金がかかります。

【利用方法】

利用日の 1 週間以上前に事務局にお申し込みください。
なお、賛助会員、運転ボランティアを求めています。

【お問合せ先】

NPO 法人町田ハンディキャブ友の会
〒194-0013 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館内
☎ 042-721-5721 FAX 042-721-6605

駐車禁止等除外標章申請手続

【ご案内】 身 知 精

駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障がい者等本人が現に使用中の車両であり、かつ当該標章を掲出している車両だけが除外対象車両となります。

車両を離れるときは、「運転者の連絡先又は用務先」の掲出が必要です。

【駐車できる場所】

- ①公安委員会指定による駐車禁止の場所
- ②時間制限駐車区間（パーキングメーター、パーキングチケット）は、指定された駐車枠内に指定された方法による駐車。

駐車するときは駐車禁止等除外標章と運転者の連絡先又は用務を記した書面を車の前面ガラスに掲示することになります。

※なお、ステッカーを掲示した場合でも、次のような場所は駐車できません。

- 駐停車禁止場所の駐車
- 法定駐車禁止場所の駐車
- 駐車の方法に従わない駐車
- 車庫代り駐車、長時間駐車

※他の道府県では、時間制限駐車区間（パーキングメーターまたはパーキングチケットが設置されている場所）については、規制の対象から除外されない場合もあります。

【申請手続】

1. 申請者

申請者は都内に住所を有し、「身体障害者等用除外標章交付対象者」に記載する手帳の種類、障害の区分及び障害の等級に該当する身体障害者等本人です。

※申請は、申請者である身体障害者等本人が行ってください。

ただし、申請者が未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合や、身体的理由により来署することが困難であると認められる場合は、当該申請者の親権者、配偶者、三親等以内の血族若しくは姻族、又はパートナーシップ関係の相手方が申請代理人として申請してください。この場合は、申請者との関係を証明できる書面及び申請代理人本人の確認ができる身分証明書を持参してください。

2. 申請場所

都内全ての警察署（交通課）で申請することができます。（平日 8:30～16:30 受付。土、日、祝日及び 12/29～1/3 を除く）

3. 必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 身体障害者手帳等
- ・ 住民票（発行日から3か月以内のもの）（ご提出いただきます）
代理人が申請する場合は、申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等）
申請代理人本人の確認ができる身分証明書（運転免許証、健康保険証等）

【対象者】

手帳の種類	障がいの区分	障がいの級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1 級から 3 級までの各級又は 4 級の 1	
	聴覚障害	2 級又は 3 級	
	平衡機能障害	3 級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2
		下肢機能障害	1 級から 4 級までの各級
		体幹機能障害	1 級から 3 級までの各級
		運動機能障害	上肢機能障害
	移動機能障害		1 級から 4 級までの各級
		心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害	1 級又は 3 級
		肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級
	免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	
	（再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方）		
戦傷病者手帳	上肢機能障害、下肢機能障害、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸小腸機能障害、肝臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症	
	視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、体幹機能障害	特別項症から第 4 項症までの各項症	
愛の手帳 （東京都療育手帳）	1 度又は 2 度 （3・6・12・18 歳に達したときの更新申請が終了している方）		
精神障害者 保健福祉手帳	1 級 （精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方）		
小児慢性疾患手帳	色素性乾皮症の認定を受けている方		

【お問合せ先】

町田警察署 交通総務係

〒194-0023 町田市旭町 3-1-3

☎ 042-722-0110 FAX 042-724-9190

南大沢警察署

〒192-0364 八王子市南大沢 1-8-3

☎ 042-653-0110 FAX 042-676-0378

障がい者用駐車区画利用カード

【ご案内】 身 難

障がい者用駐車区画を利用する際に、車のダッシュボードに掲示するカードを配布しています。

このカードの掲示により、駐車区画を正しく利用していることのアピールになるほか、駐車場を利用している多くの方が障がい者用駐車区画を知る機会につながります。利用対象の方は、ご活用ください。

【対象者】 身体の不自自由な方、身体内部に障がいのある方など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方

【配布場所】 障がい福祉課（114番窓口）、福祉総務課（703番窓口）、お住まいの地域の障がい者支援センター
※町田市ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

【お問合せ先】 福祉総務課
☎ 042-724-2133 FAX 050-3101-0928

**この車には、
障がい者用駐車区画の利用が
必要な方がいます。**



障がい者用駐車区画利用カード

※上記の利用カードに記載している各マーク（「車椅子ステッカー」等）の配布は行っておりません。

13 保育・教育

町田市子ども発達センター

【ご案内】 身 知 精

町田市内に暮らす 0 歳から 18 歳未満までの障がいや発達に心配のある子どもを対象に専門的な助言や療育を行い、他の支援機関と連携を取ることで、家族や関係機関を支え、切れ目のない発達支援を行います。

【子どもの発達や障がいについての相談】

- ① 発達相談
お子さんの発達について心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。保護者の方のお話を聞き、お子さんの様子を見させていただきながら、必要な支援の手立てを一緒に考えていきます。
- ② 医療的ケアに関する相談
医療的ケアが必要なお子さんのことで心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。医療的ケア児コーディネーターが、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスに関するご相談をお受けします。
- ③ 障害児相談支援・計画相談支援
障害児通所支援サービス等の利用を希望される 18 歳未満のお子さん及びその保護者の方を対象に、相談支援専門員が、お子さんの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援します。

※ 相談を希望される方は事前に予約が必要となります。

【療育サービス】

- ① 療育体験
0 歳から就学前までのお子さんを対象に、集団活動を通して評価や指導が必要な場合に参加していただくグループです。グループ終了時に保護者と面談を行い、今後の支援についてご提案します。
 - ② 親子通園
療育体験を終了した 1 歳児から 2 歳児のお子さんと保護者を対象に、小集団の療育を行います。
 - ③ 年少・年中・年長児グループ指導
療育体験、親子通園などを終了したお子さんを対象に、グループ指導を行います。
- ※ ②、③については、通所受給者証（児童発達支援）を持っていない方が対象となります。

【障害児通所支援】

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスで、児童発達支援と保育所等訪問支援があります。利用には町田市から通所受給者証の交付を受ける必要があります。

- ① 児童発達支援
3 歳児から 5 歳児のお子さんを対象に小集団で療育を行います。週 5 日通園と週 1 日通園があります。
- ② 保育所等訪問支援
保護者からの依頼を受けて、訪問支援員が幼稚園、保育園、学童保育クラブ等を訪問し、お子さんと関係機関の先生方を対象に支援を行います。

【お問合せ先】 町田市子ども発達センター 8:30~17:00
〒194-0021 町田市中町 2-13-14
☎ 042-726-6570 FAX 042-726-0454

保育園・幼稚園等

【ご案内】 身 知 精

①障がい児・特別な配慮が必要なお子さんの申込み

保育園等の障がい児等の受入れについては、「心身に障がいを有する児童で、集団保育が可能であり、原則として医療行為の必要がないこと」となります（医療的ケアが必要なお子さんは「②医療的ケア児の受入れ」をご覧ください）。入園を希望する場合は保育・幼稚園課までお問い合わせください。

お子さんの状態や保育園等の体制等によって受入れ状況が異なりますので、必ず事前に医療機関にて、集団保育の可否や配慮が必要な事項等の確認をしてください。申込み前にお子さんと一緒に入園を希望する保育園等の見学を行い、保育園等での対応についてご相談ください。また、申込み時にお申出がなく内定や入園した場合には、内定や入園が取消しとなる場合がありますので、ご注意ください。

【対象者】 就学前の障がい児

②医療的ケア児の受入れ

町田市では、2019年4月から市内公立保育園にて、医療的ケア児の受入れを開始しております。入園を希望する場合は、事前に保育・幼稚園課までお問い合わせください。

受入れにあたっては、町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会の意見・助言等を参考に町田市が決定します。お子さんの健康状況や医療的ケアの内容に変更が生じたこと等によって保育の実施ができなくなることがあります。

【対象者】 次の3項目を満たすお子さん

- ア. 医療的ケアが必要な3歳児以上を基本とし、保育の必要性が認められ、かつ、主治医に集団保育を実施することが適切であると認められたお子さん。
- イ. 対応できる医療的ケアは経管栄養（経鼻胃管・胃ろう）、喀痰の吸引（口腔・鼻腔内吸引）・導尿を基本とします。
- ウ. 保育を行う日・時間は、平日（月～金曜日）の1日8時間（8:30～16:30）の範囲内です。

【お問合せ先】 保育・幼稚園課 ☎ 042-724-2137 FAX 050-3161-8635

教育相談（教育センター）

【ご案内】 知 精

市内の年長児から18歳までのお子さんの教育上の課題について、専門の相談員が本人、保護者、関係者の相談に応じています。主な相談内容は、不登校、いじめ、集団不適應、友人関係、学習に関すること、生活面に関すること、その他子どもの教育に関する相談です。

【来所相談】 月曜日～金曜日・第1・3土曜日、8:30～12:00、13:00～17:00
☎ 042-792-6546 FAX 050-3163-1021（予約制）

【電話による教育相談】 月・水・金曜日、9:00～12:00、13:00～16:00
☎ 042-792-6548

【お問合せ先】 教育センター 教育相談担当
〒194-0036 町田市木曽東3-1-3
☎ 042-792-6546 FAX 050-3163-1021

障がい児就学相談

【ご案内】 身 知 精

障がいなどのため学校教育において特別な支援を必要とする児童・生徒について、就学、転学の相談を行っています。

町田市ホームページにおいて、5・6月中旬に就学相談についてお知らせします。

【お問合せ先】 教育センター 就学相談担当
☎ 042-793-3057 FAX 050-3163-1021

就学奨励費（特別支援学級）

【ご案内】 身 知 精

市立小・中学校の特別支援学級等に在籍するお子様がいるご家庭を対象に、学校の授業や行事に必要な費用の一部を援助しています。

【対象者】 市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者又は小学校の通級指導学級に在籍する児童の保護者

【支給内容】 学用品通学用品費・給食費・修学旅行費・通学費・保護者付添通学費・入学準備金・オンライン学習通信費等を支給します。支給内容は、保護者の所得に応じて決定します。
なお、小学校の通級指導学級在籍者は、通級費のみを支給します。

【申請手続き】 就学援助費・奨励費申請書を在籍する市立小・中学校又は学務課に提出してください。
就学奨励費（通級費等）申請書は、通級指導学級に提出してください。

【お問合せ先】 学務課 ☎ 042-724-2176 FAX 050-3161-7996

就学奨励費（通常の学級）

【ご案内】 身 知

小・中学校の通常の学級に在籍し「特別支援学校に入学可能な障がいの程度」に当てはまる場合、就学奨励費の対象となることがあります。

【対象者】 小・中学校の通常の学級に在籍し学校教育法施行令第22条の3に当てはまる児童・生徒の保護者

【支給内容】 学用品通学用品費・給食費・修学旅行費・通学費・保護者付添通学費・入学準備金・オンライン学習通信費等を支給します。支給内容は、保護者の所得に応じて決定します。

【申請手続き】 まずは学務課までご連絡ください。申請に必要な書類についてご案内いたします。

【お問合せ先】 学務課 ☎ 042-724-2176 FAX 050-3161-7996

学童保育クラブ

学童保育クラブは、仕事をしているなどの理由で保護者が日中不在になるご家庭の児童をお預かりし、適切な遊びと生活の場を提供して、その健全な育成を図るところです。小学校に就学する児童で、原則市内に在住し、入会の要件を満たしている児童が対象となります。

【お問合せ先】 児童青少年課 ☎ 042-724-2182 FAX 050-3101-8380

特別支援教育

障がいなどのため特別な支援を必要とする児童・生徒が、その障がいの程度や成長発達に応じた適切な教育を受けることができるように、市内の小・中学校には特別支援学級が、そのほかにも、都立の特別支援学校が設置されています。

知的障がい学級（固定制）

【ご案内】 知

知的な発達の遅れや、日常生活の会話はほぼ可能なものの、学習の遅れや抽象的な概念の理解に困難がある児童・生徒を対象として、能力や可能性に応じて、個別指導やグループ指導を行います。

小学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第一小学校	中町1-20-30	☎ 042-722-3105 FAX 042-721-4793
町田第二小学校	原町田4-26-40	☎ 042-722-3316 FAX 042-721-4493
町田第五小学校	玉川学園4-14-7	☎ 042-725-8178 FAX 042-721-4678
南大谷小学校	南大谷811-1	☎ 042-725-2551 FAX 042-721-4734
藤の台小学校	藤の台3-1-1	☎ 042-726-1005 FAX 042-721-4792
本町田小学校	本町田2032	☎ 042-721-5561 FAX 042-721-5563
南第二小学校	成瀬7-11-1	☎ 042-727-0805 FAX 042-721-1947
南第四小学校	金森東3-21-1	☎ 042-796-1326 FAX 042-795-8759
南つくし野小学校	南つくし野2-4-8	☎ 042-796-1950 FAX 042-795-8762
鶴川第二小学校	能ヶ谷7-24-1	☎ 042-735-5498 FAX 042-735-2631
鶴川第四小学校	鶴川3-22	☎ 042-735-2868 FAX 042-735-2594
金井小学校	金井ヶ丘1-30-1	☎ 042-735-0010 FAX 042-735-2745
忠生小学校	忠生3-10-2	☎ 042-791-1021 FAX 042-791-5916
小山田南小学校	小山田桜台2-7	☎ 042-797-4541 FAX 042-797-1845
木曽境川小学校	木曽西1-9-1	☎ 042-791-2086 FAX 042-791-5484
七国山小学校	山崎町1314-2	☎ 042-791-2171 FAX 042-791-4796
小山小学校	小山町944	☎ 042-797-2733 FAX 042-797-0759
小山ヶ丘小学校	小山ヶ丘5-37	☎ 042-770-6251 FAX 042-770-6258
小山中央小学校	小山ヶ丘3-7-1	☎ 042-798-0670 FAX 042-798-0672
相原小学校	相原町1673	☎ 042-771-2341 FAX 042-772-4698

中学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第一中学校	中町1-27-5	☎ 042-722-2420 FAX 042-721-4407
南大谷中学校	南大谷985-1	☎ 042-723-5567 FAX 042-721-4324
南中学校	金森3-27-1	☎ 042-796-2248 FAX 042-795-8764
つくし野中学校	南つくし野2-14-2	☎ 042-795-0323 FAX 042-795-8765
成瀬台中学校	成瀬台2-5-1	☎ 042-728-6030 FAX 042-721-4489
鶴川中学校	小野路町1905-1	☎ 042-735-2405 FAX 042-735-2401
薬師中学校	金井1-20-1	☎ 042-725-5002 FAX 042-721-4453
忠生中学校	忠生3-14-1	☎ 042-791-0821 FAX 042-791-6514
山崎中学校	山崎町1445	☎ 042-793-1021 FAX 042-791-5985
堺中学校	相原町752	☎ 042-771-2348 FAX 042-772-4218

自閉症・情緒障がい学級（固定制）

【ご案内】 精

知的な発達に遅れを伴わない自閉症・情緒障がいのある児童で、意思疎通や対人関係、行動への課題や集団参加、ルールへの遵守といった社会生活への適応に課題がある児童を対象に、能力や可能性に応じて、個別指導やグループ指導を行います。

小学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第一小学校	中町1-20-30	☎ 042-722-3105 FAX 042-721-4793
本町田小学校	本町田2032	☎ 042-721-5561 FAX 042-721-5563
南第四小学校	金森東3-21-1	☎ 042-796-1326 FAX 042-795-8759
鶴川第四小学校	鶴川3-22	☎ 042-735-2868 FAX 042-735-2594
忠生小学校	忠生3-10-2	☎ 042-791-1021 FAX 042-791-5916
小山中央小学校	小山ヶ丘3-7-1	☎ 042-798-0670 FAX 042-798-0672

中学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第三中学校	本町田1853	☎ 042-722-6095 FAX 042-721-4386

肢体不自由学級（固定制）

【ご案内】 身

日常会話はほぼ可能なものの、脳性麻痺や進行性筋萎縮症等により、身体が不自由な児童・生徒を対象として、学習指導を行うと共に、作業療法や理学療法などの自立活動も行います。

小学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第六小学校	南大谷1260	☎ 042-722-3659 FAX 042-721-4730

中学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第一中学校	中町1-27-5	☎ 042-722-2420 FAX 042-721-4407

弱視学級（巡回指導）

【ご案内】 目

通常の学級での学習が可能であるが、眼鏡等を使用しても十分な視力を得ることができなかつたり、手先を使う作業やボール遊びなどで遠近感や立体感を必要とする動作が苦手であったりする児童を対象として、週に1～2回弱視学級の教員がお子さんの在籍校を訪問し、個別指導を行います。

小学校

学校名	所在地	電話・FAX
本町田東小学校	本町田3350	☎ 042-722-8193 FAX 042-721-1894

難聴学級（巡回指導）

【ご案内】 ④

通常の学級での学習が可能であるが、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくいなど、聴覚に障がいのある児童・生徒を対象として、週に1～2回難聴学級の教員がお子さんの在籍校を訪問し、個別指導を行います。

小学校

学校名	所在地	電話・FAX
本町田東小学校	本町田3350	☎ 042-722-8193 FAX 042-721-1894
山崎小学校	忠生2-15-26	☎ 042-793-2004 FAX 042-791-4183

中学校

学校名	所在地	電話・FAX
町田第二中学校	南大谷1327	☎ 042-722-1101 FAX 042-721-4399

言語障がい学級（巡回指導）

【ご案内】 ④

通常の学級での学習が可能であるが、ある音が正しく発音できない、発音や言葉がはっきりしない、吃音により言葉のリズムがスムーズでないなどの児童を対象として、週に1～2回言語障がい学級の教員がお子さんの在籍校を訪問し、個別指導を行います。

小学校

学校名	所在地	電話・FAX
本町田東小学校	本町田3350	☎ 042-722-8193 FAX 042-721-1894
成瀬中央小学校	成瀬2-8	☎ 042-728-6020 FAX 042-721-4261

情緒障がい等学級（巡回指導）

【ご案内】 ④

通常の学級での学習が可能であるが、心因性等の理由により、対人関係や集団への適応性に課題がある児童・生徒を対象として、児童・生徒が指定された曜日や時間に学級へ通い、個別指導やグループ指導を受けます。

本市では「サポートルーム」と呼んでいます。

特別支援学校（東京都立）

【ご案内】 身 知

肢体不自由（小学部・中学部・高等部）、知的障がい（高等部）

学校名	所在地	電話・FAX
町田の丘学園	野津田町2003	☎ 042-737-0570 FAX 042-737-0580

知的障がい（小学部・中学部）

学校名	所在地	電話・FAX
町田の丘学園山崎校舎	山崎1-2-17	☎ 042-792-4260 FAX 042-792-4264

※ このほかに東京都立の学校で、視覚に障がいがあるお子さんや、聴覚に障がいがあるお子さんのために特別支援学校が設置されています。

※ これらの特別支援学校に入学するためには、町田市の相談を経て、東京都の就学相談を受けていただく必要があります。

【お問合せ先】 教育センター 就学相談担当
☎ 042-793-3057 FAX 050-3163-1021

ろう学校（私立）

【ご案内】 身

日本聾（ろう）話学校 幼稚部・小学部・中学部
〒195-0063 町田市野津田町並木 1942
☎ 042-735-2361 FAX 042-734-8292

14 就職支援

ハローワーク町田(公共職業安定所)

【ご案内】 身 知 精 難

職業紹介、指導および相談業務をしており、障がい者のための相談窓口があります。専門の職員・相談員を配置し、ケースワーク方式により、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、就業指導等を行っています。

障がい者に限定した求人のほか、一般の求人への応募も可能です。個別にその方にあった求人を開拓したり、面接に同行する等のサービスを行っています。(※予約制)

なお、雇用保険や、公共職業訓練などの各種相談も受けています。

【利用時間】 8：30～17：15（土日祝・年末年始を除く）

【お問合せ先】 ハローワーク町田（公共職業安定所）専門援助部門
〒194-0022 町田市森野 2-28-14 町田合同庁舎 1 階
☎ 042-732-7316 FAX 042-732-8724

就労支援センター「らいむ」

【ご案内】 身 知 精

就労を希望される方の準備支援や、就職後に職場定着支援を希望される方にジョブコーチ支援をします。障がいの種別を問わず、ハローワーク等関係支援機関とも連携を取り、就労に向けて包括的な支援を行います。(※予約制)

○職業相談・生活相談

就労や生活の様々な問題についての相談を受け付けます。

○職業準備支援

履歴書作成サポート・面接訓練等就労支援やハローワーク・企業面接等への同行等を行います。

○職場定着支援

実習から採用後まで、職場訪問などを経て利用者の皆さんと企業の架け橋となり、安定して勤続していく為のサポートを行います。

○その他

離職調整（再就職支援）や福祉サービス等利用に関わる相談等に応じます。

【対象者】 町田市内に在住の身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を所持する方、事業主

【相談時間】 10：00～18：00（土日祝・年末年始を除く）

【お問合せ先】 〒194-0021 町田市中町 1-9-20-101
☎ 042-721-2460 FAX 042-732-3350

町田市障がい者就労・生活支援センター「りんく」 / 「Let's」(レッツ)

【ご案内】 身 知 精 難

障がいがある方が、安心して長く働き続けられるよう、関係機関と連携しながら、身近な地域における就労と、就労に向けての生活との両面に渡って一体的なサポートを行い、障がい者雇用の促進と、障がい者の自立と社会参加の一層の促進をめざします。(※予約制)

○就労全般に関する相談

○就労に向けた支援

- ・ハローワークでの求職者登録・訓練機関などの情報提供、必要な支援が受けられます。
- ・職場実習・職場見学などのメニューの提供が受けられます。
- ・就職後、安心して働けるための支援が受けられます。また、長く仕事が続けられる環境づくりや余暇活動の紹介、職場での悩みなどの相談を行っています。

○企業からの相談

- ・企業が障がいがある方を安心して雇用できるよう情報提供及び相談を行っています。

○地域のネットワークづくり

- ・企業、福祉、医療、教育、労働等の関係機関とのネットワークをつくり、地域における障がい者雇用の促進を図っています。

【対象者】 町田市内に在住、在学の概ね 65歳未満の障がいがある方（児を含む）（身体・知的・発達・精神・難病）、事業主

【相談時間】 9：30～18：30
（土日祝・年末年始を除く。ただし月1回のみ土曜日 9：30～15：00）

【お問合せ先】 〒194-0013 町田市原町田 4-24-6 セリがや会館内
URL：<http://www.link-lets.com>

りんく（主に身体・知的障がいのある方を対象）
☎ 042-728-3161 FAX 042-728-3163

Let's（レッツ）（主に精神・発達障がい及び高次脳機能障がいがある方を対象）
☎ 042-728-3162 FAX 042-709-3652

障害者就業・生活支援センター「TALANT」 (タラント)

【ご案内】 身 知 精

障害者雇用促進法に基づく事業で、一般就労を希望する障がいがある方の企業就労を進めるための支援機関です。

障害者手帳を活用して、他支援機関、企業等と連携しながら就業支援や、就労に関する生活支援を実施しています。また就労に関するご相談以外に、準備訓練として基礎訓練機関のご紹介、就労に関するプログラムの実施、職場定着支援、就労に関する制度の紹介などを、個別に応じて行います。(予約制・登録制)

【対象者】 八王子、町田、多摩、稲城、日野（南多摩圏域）にお住まいの精神、知的、身体、発達障がいがある方及び家族、事業主
※他地域（他県）の方も、ご相談に応じます。

【相談時間】 月曜日～金曜日、第2・第4土曜日
10:00～17:30（年末年始を除く）

【お問合せ先】 〒192-0046 八王子市明神町 4-5-3 ^{はししょう} 橋捷ビル4階
☎ 042-648-3278 FAX 042-648-3598
URL : <https://wakakusaf.or.jp>

国立職業リハビリテーションセンター

【ご案内】 身 知 精 難

さまざまな障がいがある方への職業訓練、就職活動支援などの一体的な職業リハビリテーションサービスを提供しています。

【対象者】

- ①身体障がい、高次脳機能障がい、難病、発達障がい、精神障がい、知的障がいなどの障がいがある方。
- ②ハローワークに求職登録をしている方。
- ③訓練受講及び就職に意欲があり、職業訓練を受講後に職業的自立を目指している方。
- ④国立職業リハビリテーションセンターに通所可能な方。または通所可能な地域で住居を確保して通所できる方。ただし、身体障がい、高次脳機能障がいまたは難病のある方で通所が困難な場合は、同じ敷地内にある「国立障害者リハビリテーションセンター」の宿舎を利用することもできます。

【訓練系（科）】

訓練系	訓練科	訓練コース	対象者	
メカトロ系	機械製図科	機械CADコース	身体、高次脳、 難病、発達、精神	
	電子機器科	電子技術・CADコース		
	テクニカルオペレーション科	FAシステムコース 組立・検査・物品管理コース		
建築系	建築設計科	建築CADコース		
ビジネス情報系	DTP・Web技術科	DTPコース		身体（視覚）
		Webコース		
	OAシステム科	ソフトウェア開発コース	身体（視覚）	
		システム活用コース		
		視覚障害者情報アクセスコース		
	経理事務科	会計ビジネスコース	身体、高次脳、 難病、発達、精神	
OA事務科	OAビジネスコース	身体、高次脳、 難病、発達、精神		
職域開発系	職域開発科	物流・組立ワークコース	高次脳、発達、 精神	
		オフィスワークコース		
	職業実務科	販売・物流ワークコース	知的	
		オフィスワークコース ホテル・アメニティワークコース		

【訓練期間】 原則 1 年

【費用】 受講料は無料
(ただし、参考書、作業着、安全靴等は自己負担※必要とする訓練科のみ)【申請方法】 訓練受講についてはハローワークを通して申請してください。
※障害者リハビリテーションセンターの宿舍利用を希望する場合は、
訓練受講申請を行う前に障がい福祉課支援係へご相談ください。【お問合せ先】 〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2
(西武新宿線 航空公園駅から徒歩 15 分)
ホームページ <http://www.nvr.cd.jeed.go.jp/>

※相談・見学等は、予め電話で予約してください。

■入所を希望される方の相談・見学説明会（職業指導部 職業評価課）
☎ 04-2995-1201、1712 FAX 04-2995-1277■障害者雇用に関する事業主の相談・見学（職業指導部 職業指導課）
☎ 04-2995-1207、1712 FAX 04-2995-1277■見学を希望される方（見学説明会を除く）（管理課）
☎ 04-2995-1029 FAX 04-2995-1052■その他（管理課）
☎ 04-2995-1711 FAX 04-2995-1052ハローワーク町田（町田公共職業安定所）
☎ 042-732-7316 FAX 042-732-8724障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653

障害者職業センター

【ご案内】 身 知 精

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場定着、職場復帰を目指す障がいのある方、障がい者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障がいのある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。（※予約制）

【障がいのある方へのサービス】

- 就職や職場定着、職場復帰等の目標達成に向けて、「職業相談」「職業評価」を行い「職業リハビリテーション計画」を策定します。
- 就職活動に不安がある方、在職中で職場定着に悩んでいる方等に対して、「作業遂行力の向上を図る支援」、「職場定着に関するスキル向上のための講座・グループワーク」、「職業に関する知識・スキル習得の講座」を相互に組み合わせた支援や個別相談等を実施し、今後の就職活動や職場定着への円滑な移行を目指します。

【障がい者と事業主双方へのサービス】

- 障がい者が円滑に職場に適応し、安定して働き続けられるよう、事業所にジョブコーチを派遣し、障がい者及び事業主に対して、障がい特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行っています。
- うつ病等の精神障がいにより休職している方、その方の復職を考えている事業主に対して、主治医等と連携し、職場復帰に向けた支援を行います。（リワーク支援）

【事業主へのサービス】

- 障がい者雇用の相談対応や情報提供を行うほか、障がい者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、必要に応じて支援プランを作成し、雇用管理に関する専門的な助言・援助を体系的に行います。

【お問合せ先】

●東京障害者職業センター

〒110-0015 台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3 階
 ☎ 03-6673-3938 FAX 03-6673-3948
 ホームページ <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/tokyo/>

●東京障害者職業センター多摩支所

〒190-0012 立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル 5 階
 ☎ 042-529-3341 FAX 042-529-3356

●リワークセンター東京

〒111-0041 台東区元浅草 3-18-10 上野 NS ビル 7 階
 ☎ 03-5246-4881 FAX 03-5246-4882

●神奈川障害者職業センター

〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1
 ☎ 042-745-3131 FAX 042-742-5789

ホームページ <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/kanagawa/>

●神奈川障害者職業センター 職業準備支援室・リワーク支援室

〒252-0303 相模原市南区相模大野 3-13-7 YSビル 5 階
 ☎ 042-745-8845

日本視覚障害者職能開発センター

【ご案内】 ④

視覚障がいがある方に職業相談・職業訓練を行うとともに、各種相談や地域交流を行っています。

センター内で、視覚障がいがある方のための就労継続支援B型（テープ起こし作業等）、就労移行支援（パソコン等の訓練）施設である「東京ワークショップ」を運営しているほか、事務職への就労に向けた職業能力開発訓練（OA実務科）を実施しています。募集期間等は下記へお問い合わせください。

【お問合せ先】 日本視覚障害者職能開発センター
〒160-0003 新宿区四谷本塩町2-5
☎ 03-3341-0900 FAX 03-3341-0967
E-mail : shokunou@jvdcb.jp
ホームページ : <https://jvdcb.jp>

IT 技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習）

【ご案内】 ④

就労を目指す重度の身体障がいがある方を、在宅でコンピュータ技術者として養成します。

【対象者】 東京都内に住所を有し、外出困難な重度身体障がいがある方（身体障害者手帳1～3級）で、高校卒業程度の学力を持ち、在宅で週4日以上、1日4～6時間程度の学習時間が確保できる方。

【養成期間】 2年（1日4～6時間、週4日以上の学習時間を各自確保していただきます）講師による自宅訪問指導（2週間に1回程度）、センターでのスクーリング（年4～5回半日）があります。
※夏季休暇（1か月）、春期・冬期休暇（各2週間程度）有り

【費用】 年間60,000円（テキスト代、講習費用等）
※インターネット利用料金、スクーリングの交通費等は自己負担となります。

【申込期間・方法】 最新の申込期間・方法等の情報は問合せ先にご確認ください。

【お問合せ先】 東京コロニー職能開発室
〒170-0005 豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル6階
☎ 03-6914-0859 FAX 03-6914-0869
ホームページ <https://www.tocolo.or.jp/syokunou/>

障害者職業能力開発校

【ご案内】 身 知 精

障がいがある方の能力に適合した訓練を行い、修了後、ハローワークと連携して就職の相談・支援をします。※最新の情報はホームページまたは問合せ先へお問い合わせください。

【対象者】 職業訓練の受講意欲と就職する意欲があり、職業的自立が見込まれる方
 症状が安定し、1日6～8時間の訓練を受けられる方
 集団での訓練に適應できる方 等
 （身体障がいがある方で、通校が困難な場合はご相談ください。）

【訓練科目】

・東京障害者職業能力開発校

3～6か月の科目

【身体・精神・発達障がい対象】 就業支援科／調理・清掃サービス科／オフィスワーク科
 【精神・発達障がい対象】 職域開発科

1年間の科目

【身体・精神・発達障がい対象】 ビジネスアプリ開発科／ビジネス総合事務科／グラフィック DTP 科／ものづくり技術科／建築 CAD 科／製パン科

【重度視覚障がい対象】 OA 事務科

【知的障がい対象】 実務作業科

・神奈川障害者職業能力開発校

6か月の科目

【精神障がい対象】 ビジネス実務／サービス実務

1年間の科目

【身体・精神障がい対象】 総合 CAD／IT チャレンジ／Web・DTP 制作

【視覚障がい対象】 ビジネスサポート

【身体・知的障がい対象】 ビジネスキャリア

【知的障がい対象】 総合実務

【募集期間・入校月】 科目等により募集期間や入校月が異なります。
 最新の情報はホームページや以下へお問い合わせください。

【費用】 授業料は無料、教科書は支給・教材は貸与、食費・作業服等は自己負担。
 ※雇用保険又は訓練手当が支給される場合があります。

【申込方法】 ハローワーク（公共職業安定所）へお問い合わせください。

【所在地・お問合せ先】

- ・東京障害者職業能力開発校 〒187-0035 小平市小川西町 2-34-1
 ☎ 042-341-1411 FAX 042-341-1451
 ホームページ <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/index.html>
- ・神奈川障害者職業能力開発校 〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1
 ☎ 042-744-1243 FAX 042-740-1497
 ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f3e/kanakou/>
- ・ハローワーク町田 〒194-0022 町田市森野 2-28-14 町田合同庁舎 1 階
 ☎ 042-732-7316 FAX 042-732-8724

(公財) 東京しごと財団

【ご案内】

障がいのある方の就業促進を図るため、地域の就労支援機関等と連携し、セミナーや相談、定着支援等の様々な事業を行っています。

【障害者就業支援情報コーナー（東京しごとセンター10階）】

就職を希望する障がいのある方や家族、関係機関、障がい者雇用を検討する企業の方に対して、ニーズや困りごとを詳しくお聞きし、状況に適した情報提供を行います。障害者手帳をお持ちでない方や、障がいがあるかもしれないと思う方も利用できます。（職業紹介はしていません。）

【就活セミナー】

就職活動に役立つビジネスマナーや、自己理解・企業理解などをテーマにした4日間のセミナーです。障がいのある方と地域の就労支援機関職員がペアになって参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく、就職活動のポイントをお伝えして、練習を行います。

【企業見学支援事業】

障がいのある方が働いている現場を見たり、人事担当者・当事者の方から直接話を聞くことで、障がい者雇用のイメージや企業等で働くことのイメージをつかんでいただく事業です。

【職場体験実習】

企業等で働いた経験がない（少ない）、自分の適性が分からないなど、企業等で働くことに不安がある場合に、いきなり「就職」ではなく、仕事を「体験」できます。この職場体験実習により、企業等の現場を知ることができ、また、実習中の体験を通じて、自分の新たな課題を発見することもできます。

【障害者委託訓練事業】

ハローワークと連携して、障がいのある方が就職に必要な基礎知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等、地域の多様な委託先を活用した短期の職業訓練を実施します。

- ・知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、喫茶、接客、他作業系など）
- ・障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業に必要なパソコン操作と職場実習など）
- ・実践能力習得訓練コース（事務補助作業、清掃など）
- ・e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な障がい者等が対象。WEB制作実践講座など）
- ・在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）

【東京ジョブコーチ支援事業】

障がいのある方が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また雇用する企業がスムーズに受け入れられるよう、東京ジョブコーチが職場内の環境を整えて定着を支援します。

【お問合せ先】

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課
〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8階
☎ 03-5211-2681 FAX 03-5211-5463
ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

雇用保険（失業等給付）

【ご案内】 身 知 精

雇用保険の失業給付には、被保険者が離職し失業状態となり、再就職をしようという意思と能力があり、かつ積極的に就職活動を行ったが職業に就くことができない状態にあるとき、失業中の生活を保障するために支給する基本手当、早期に再就職したときに支給する再就職手当などがありますが、障がい者など就職が困難な方には、次のような優遇措置・支給があります。

【基本手当】

所定給付日数（基本手当の支給を受けることができる最大の日数）が一般より多くなります。

【常用就職支度手当】

一定の要件を満たして再就職したときに、支給されます。
（再就職手当との併給はできません）

【お問合せ先】

ハローワーク町田（公共職業安定所）雇用保険課 給付係
☎ 042-732-7399 FAX 042-739-2581

15 選挙に関する制度

郵便等による不在者投票制度

【ご案内】 ⑤

身体に重度の障がいがあり、投票所へ行くことが困難な方が、郵便等のやりとりによって自宅等で投票できる制度です。

【対象】

代理記載制度（以下※印参照）の該当者を除いてご自身で字を書くことができ、下記のいずれかに該当される方。

●身体障害者手帳をお持ちの方で、以下の障がいに該当するものとして記載されている方

- ①両下肢、体幹、移動機能障がい……………1級若しくは2級
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸……………1級若しくは3級
- ③免疫、肝臓………1～3級

●戦傷病者手帳をお持ちの方で、以下の障がいに該当するものとして記載されている方

- ①両下肢、体幹……………特別項症～第2項症
- ②心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸……………特別項症～第3項症

●介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方（介護保険の認定は有効期間が定めてあり、更新の手続きが必要なため、更新のたびに新規申請の手続きが必要です。）

※【代理記載制度について】

上記のいずれかに該当され、かつ身体障害者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が1級または戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている方で、ご自身で字を書くことが困難な方は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができる制度です。

【申請方法】

いつでも申請できます。選挙管理委員会にある申請書にご記入のうえ、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を添えて申請してください（申請書は郵送もいたします）。該当となる方に郵便等投票証明書を交付いたします。

【ご注意】

申請後、郵便等投票証明書を交付するまでに1か月程度かかることもあります。特に選挙直前だと間に合わないこともあります。申請はお早めをお願いします。

【お問合せ先】

選挙管理委員会事務局
〒194-8520 町田市森野2-2-22 9階
☎ 042-724-2168 FAX 042-724-1195

代理・点字投票制度

【ご案内】 身

投票所等では、障がいや病気などにより、自ら投票用紙に候補者の氏名等を書くことが困難な方を、係員が投票の秘密を侵すことなく投票のお手伝いをします。

また、目が不自由な方は、点字による投票ができます。このような方は本人が投票所等に行き、係員にお申し出ください。

【お問合せ先】 選挙管理委員会事務局
☎ 042-724-2168 FAX 042-724-1195

選挙に関する情報提供

【ご案内】 身

選挙管理委員会では、選挙公報の点字版及び音声版 CD を「選挙のお知らせ」として郵送しています。

また、「広報まちだ」の選挙特集では町田市での投票方法のご案内、選挙啓発紙「まちだ しるばら」では、明るい選挙推進運動についてお知らせしています。

いずれも点字版・音声版 CD を郵送していますので、ご希望の方は選挙管理委員会事務局まで、ご連絡ください。

【お問合せ先】 選挙管理委員会事務局
☎ 042-724-2168 FAX 042-724-1195

16 ボランティア・講習会

町田ボランティアセンター

【ご案内】 身 知 精

ボランティア活動を希望する方々とボランティアを必要とする方々との連絡調整のほか、ボランティア活動の推進のための各種事業を行っています。

【事業内容】 ①ボランティアに関する相談
②ボランティアの普及、啓発事業
③ボランティア養成事業（各種養成講座の開催等）
④その他、ボランティア活動の推進のための事業

【お問合せ先】 町田市社会福祉協議会 町田ボランティアセンター
〒194-0013 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 4 階
☎ 042-725-4465 FAX 042-723-4281

手話講習会

【ご案内】 身

聴覚障がいのある方への理解を深めながら、手話の技術を学び、手話を通してボランティア活動ができる方を養成する講習会です。

【対象者】 市内在住・在勤・在学者

【内容】 ①入門コース ②基礎コース ③上級コース ④養成コース

【費用】 有料

【お問合せ先】 町田市社会福祉協議会 町田ボランティアセンター
〒194-0013 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 4 階
☎ 042-725-4465 FAX 042-723-4281

手話通訳者等の養成 （東京都手話通訳者等養成講習会）

【ご案内】 身

手話通訳者と、地域の手話講習会の指導者を養成するための講習会を行っています。

【対象者】 3年以上の手話学習歴を有し聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後、都内で通訳や手話指導等の活動ができる方。

【費用】 無料（テキスト代は自己負担）

【お問合せ先】 東京手話通訳等派遣センター（養成・研修課）
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル 5 階
☎ 03-3352-3359 FAX 03-3354-6868

要約筆記者養成講座

【ご案内】 身

耳が不自由な方（主に中途失聴・難聴の方）のために、話し言葉をその場でノートやOHPに書いて必要な情報を伝える要約筆記者を養成するための講座です。

【対象者】 市内在住・在勤・在学者

【費用】 有料

【お問合せ先】 町田市社会福祉協議会 町田ボランティアセンター
〒194-0013 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 4階
☎ 042-725-4465 FAX 042-723-4281

東京都要約筆記者養成講習会

【ご案内】 身

手話習得が難しい中途失聴者や、難聴者の方のコミュニケーション支援手段としての要約筆記の技術講習を行い、要約筆記者を養成します（手書きコース、パソコンコース）。

【対象者】 都内在住・在勤・在学の18才以上の方で聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後、派遣事業に都内全域で応じられる方（登録試験あり）

【費用】 無料（ただし、教材費は自己負担）

【お問合せ先】 東京手話通訳等派遣センター（養成・研修課）
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階
☎ 03-3352-3359 FAX 03-3354-6868

点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成

【ご案内】 身

点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員を養成するための講習会を行っています。

【対象者】 点訳についての知識と経験を持ち、講習修了後、都内で点訳の指導活動・奉仕活動ができる方

【費用】 無料（教材等は自己負担）

【お問合せ先】 (社)日本視覚障害者団体連合 点字図書館
〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2
☎ 03-3200-6160 FAX 03-3200-7755

音訳奉仕員指導者の養成

【ご案内】 身

音訳奉仕員指導者を養成するための講習会を行っています。

【対象者】 音訳についての知識と経験を持ち、講習修了後、都内で音訳の指導活動ができる方

【費用】 無料（教材等は自己負担）

【お問合せ先】 (社)日本視覚障害者団体連合 点字図書館
〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2
☎ 03-3200-6160 FAX 03-3200-7755

17 防災対策

災害時の対応について

【ご案内】 身 知 精 難

【災害時予防対策】

- 災害時に備え、普段から各家庭で3日分程度の飲料水・食料・医薬品等を備蓄しましょう。
- 災害時の避難先や連絡方法、災害発生時の対応について、家族や近隣住民の方と普段から話し合しましょう。
- 防災情報メール配信（※）の登録をしましょう。

※防災情報メール配信サービスについて

町田市防災行政無線で放送した内容（災害発生・高齢者の行方不明・市民の生命身体にかかわる情報など）や気象警報情報、その他防災情報をメールで配信しています。メール配信は、町田市のホームページから登録することができます。

【災害発生時】

- 自分自身の安全確保、家族の安否確認をしてください。
- あわてて外に飛び出すことがないように、心を落ち着かせて冷静に行動してください。

【万が一避難をしなければならなくなった場合】

- 近隣の公園や小中学校等の校庭が避難広場となります（加入している町内会・自治会等にて避難広場を定めている場合があります）。
- 避難するのが困難な場合、近隣住民の方に声をかけ、避難援助協力をお願いしてください。

町田市では、身体障害者手帳1級・愛の手帳1度・要介護認定3以上の方など、自力で災害に対処することが困難な方を災害時要配慮者と位置付け、支援に向けた体制強化や二次避難施設の整備を行っています。

【お問合せ先】

地域福祉部 障がい福祉課 総務係 ☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653
 防災安全部 防災課 ☎ 042-724-2107 FAX 050-3085-6519

二次避難施設

【ご案内】 身 知

災害時は、まず避難施設である小中学校等へ避難していただきます。

避難施設での生活が困難な方については、災害発生後の4日目以降を目安として、民間福祉施設で構成されている二次避難施設に移送されます。発災直後に直接二次避難施設に行っても受け入れることはできません。

以上のルールをお守りくださるようご理解ご協力をお願いいたします。

現在、市と市内の障がい者福祉施設22施設、高齢者福祉施設30施設、計52施設との間で、「災害時における二次避難施設の設置運営に関する協定書」を締結しています。

【お問合せ先】

障がい福祉課 総務係
 ☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653

ストーマ装具保管事業

【ご案内】

災害時に、オストメイト（人口肛門・人工ぼうこう保有者）が使用しているストーマ装具の持ち出しが出来なくなる場合に備えて、希望した保管場所でストーマ装具を保管いたします。

【対象者】

人工肛門又は人工ぼうこうを造設し、ストーマ装具を使用している町田市内在住の方。

【保管場所】

- ・町田市ひかり療育園（忠生 3-6-2）
- ・町田市社会福祉協議会（原町田 4-9-8 市民フォーラム 4 階）
- ・町田市わさびだ療育園（金森東 3-18-9）

【申請手続】

保管を希望される方はストーマ装具保管事業利用申請書に必要事項を記入のうえ、障がい福祉課、又は、お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）に提出してください。

※申請書は、町田市ホームページからダウンロードもしくは障がい福祉課、お住まいの地域の障がい者支援センターにも用意しています。

後日申請者に、保管受付期間が記されたストーマ装具保管事業利用承認通知書を送付いたしますので、この通知書と保管するストーマ装具を持参の上、直接希望した保管場所に搬入してください。

【注意事項】

- ・ストーマ装具保管事業利用承認通知書に記載された保管受付期間内に、ストーマ装具を搬入しなかった場合は、承認は無効となります。
 - ・災害発生時は、直接保管している場所へ受け取りに来てください。
 - ・ストーマ装具はご自身で用意した横 35 cm×縦 25 cm×厚さ 6 cm程度の容器に入れ、どこから見てもわかるように氏名、住所、電話番号等を記入してください。
 - ・ストーマ装具保管事業の利用期限は、1 年間です。保管期限満了時期になりましたら、個別に通知いたします。
- なお、引き続きストーマ装具の保管を希望される場合は、同封する保管事業利用更新申請書の提出が必要となります。

【お問合せ先】 障がい福祉課 総務係

☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653

災害時等障がい者支援バンダナ

【ご案内】 身 知 精 難

災害時に身につけることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするものです。障がいの種別や状態に応じて、伝えたいメッセージが見えるように三角に折り、肩から羽織って身に付けます。災害への備えとしてぜひご活用ください。

【対象者】

障がい、難病のある町田市内在住の方。

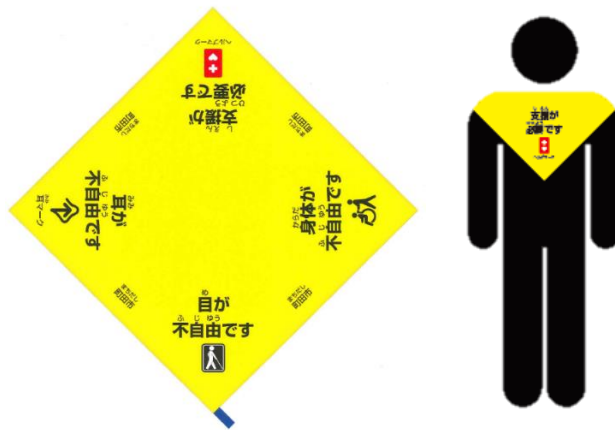
【配布場所】

- ・町田市役所 障がい福祉課窓口（郵送可）
 - ・障がい者支援センター
- ※代理で受け取りにいらした方にも配布します。

【お問合せ先】

障がい福祉課 総務係

☎ 042-724-2147 FAX 050-3101-1653



18 講座・訓練等

(1) 視覚障がい者対象講座

名 称	内 容	対 象	費 用	問合せ先
あん摩マッサン指圧師、はり師、きゅう師の養成	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家試験受験資格を得るための養成施設 ○高等課程（5年）	義務教育修了以上の身体障害者手帳（視覚障害）所持、または取得見込み者	授業料： 年間90万円 教材費： 約60,000円 ※東京都の委託生は授業料無料	ヘレン・ケラー学院 Tel 03-3200-0525 Fax 03-3200-0608 新宿区大久保3-14-20
中途視覚障害者のための点字講習会	点字の解読と書き方を初歩から進捗に合わせて個別指導 開催日 水曜日	中途視覚障がい者	無料	東京ヘレン・ケラー協会 点字図書館 Tel 03-3200-0987 Fax 03-3200-0982 新宿区大久保3-14-20
点字教室	点字を知らない中途視覚障害者のための教室（個別プログラム） 火曜日（午後）	視覚障害者当事者で、点字を習得したい方。（身体障害者手帳をお持ちでない方） ※手帳をお持ちの方は、当館の自立訓練を紹介しています。	無料	社会福祉法人日本点字図書館 自立支援室 〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4 Tel 03-3209-0241 Fax 03-3204-4133
IT教室	(1) 音声ガイドを利用したのパソコン及びスマートフォン・タブレットの操作を指導（初心者対象） 開催日 水曜日・木曜日・金曜日 1回90分、全3回（年間10期、事前予約制） (2) 体験クラス 開催日 土曜日 1回90分（事前予約制）	視覚障害当事者で、パソコンやスマートフォン操作を習ってみたい方。（身体障害者手帳の有無は問いません）	(1) 1期あたり4,500円 (2) 無料	
家庭生活訓練	調理・生け花・体操・手芸等の講座により日常生活上の訓練を受ける。	家庭内での日常生活に著しい制限を受けている都内在宅の視覚障がい者		
盲青年等社会生活教室	社会生活に必要な知識の習得や体験交流。（一般教養、スポーツ、健康管理等の講習）	青年・高齢者層に属する都内在住の視覚障がい者（身体障害者手帳所持者）		
緊急生活訓練 中途失明者	点字訓練	都内在住の視覚障がい者 （原則18歳以上、身体障害者手帳所持者）	無料 （材料費等は原則として受講者負担）	(公益社団法人) 東京都盲人福祉協会 新宿区高田馬場1-9-23 Tel 03-3208-9001 Fax 03-3208-9005 Eメール info@tomoukyo.or.jp
	歩行訓練			
	日常生活訓練			
	パソコン訓練			
視覚障害者とともに学ぶ教養講座	教養を高め、日常生活を豊かにするための講座 年間11回	都内在住・在勤・在学の視覚障がい者、その他関心のある方	無料	東京都教育庁 地域教育支援部生涯学習課 Tel 03-5320-6859 Fax 03-5388-1734
視覚障害者音楽教室	合唱や簡単な楽器演奏により、音楽に親しみ情操と自己表現力を育む教室 年間11回	都内在住・在勤・在学の視覚障がい者		

(2) 人工肛門・人工ぼうこう造設者対象講座

名称	内容	対象	費用	問合せ先
オストメイト講習会	ストマの衛生管理、ストマ用装具の装着訓練などの講習、皮膚の管理	人工肛門または人工ぼうこうを造設した方	無 料	日本オストミー協会 東京都協議会三多摩支部 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-45-5 新宿永谷ビル 603 Tel 080-8728-6661

(3) 聴覚障がい者対象講座

名称	内容	対象	費用	問合せ先
文化教養講座	絵画、英語などを学ぶ講習会や、健康のプログラム、字幕付映画上映会、社会情報を知る講演会等、さまざまなプログラムを実施。 詳細はお問合せください。	都内在住・在勤・在学の聴覚障がい者 (手帳の有無を問わず) 聞こえる方も参加できる場合あり (詳細はお問合せください)	原則無料 (プログラムの内容によって材料費等実費負担の場合あり)	社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター 〒153-0053 目黒区五本木1-8-3 Fax 03-6833-5005 Tel 03-6833-5004 Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp ホームページ http://www.jyoubun-center.or.jp/
中途失聴者・難聴者手話講習会	中途失聴者・難聴者のための手話講習会。 入門・初級・中級・上級クラス 年2回募集	都内在住・在勤の中途失聴者・難聴者	無料 (ただし、テキスト代は自己負担)	東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 Fax 03-5388-1413 Tel 03-5320-4147 Eメール S0000230@section.metro.tokyo.jp
聴覚障害者社会教養講座	聴覚障がい者を取り巻く状況や社会の動向、生活に役立つ知識・技術などを学ぶ	都内在住・在勤・在学の聴覚障がい者及び健聴者		
聴覚障害者手話で学ぶ文章教室	聴覚障がい者の日常生活に必要な基礎的文章表現を手話で学ぶ	都内在住・在勤・在学の聴覚障がい者	無料	東京都教育庁 地域教育支援部 生涯学習課 Fax 03-5388-1734 Tel 03-5320-6857
聴覚障害者コミュニケーション教室	聴覚障がい者のコミュニケーションに関する知識と課題について学ぶ	都内在住・在勤・在学の聴覚障がい者及び健聴者		

(4) 音声・言語障がい者対象講座

名 称	内 容	対 象	費 用	問合せ先
喉頭摘出者発声訓練	<p>食道発声・シャント・人工喉頭(電気式)による発声訓練など</p> <p>教室開催場所 東京都障害者福祉会館 開催日 火曜日、木曜日、土曜日 詳細はお問合せ下さい、</p>	病气などで喉頭を摘出し、発声機能を失った方	<p>無料</p> <p>(ただし、入会金、年会費あり)</p>	<p>(公益社団法人)銀鈴会 Fax 03-3436-3497 Tel. 03-3436-1820 港区新橋5-7-13 ビュロー新橋901号</p> <p>ホームページ https://ginreikai.net/</p> <p>Eメール office@ginreikai.or.jp office@ginreikai.net</p>
吃音者発声練習	<p>発声練習、話し方研究、グループワーク及びよりよい人間関係の研究など</p>	15歳以上の吃音者	<p>原則無料ですが、参加費・テキスト代等、受講者負担の場合があります。</p>	<p>(一般社団法人)東京言友会 Tel. 03-3942-9436</p> <p>ホームページ http://tokyo-gennyukaijimdo.com</p> <p>Eメール tokyogen@nifty.com</p> <p>豊島区南大塚1-30-15</p>

19 市内施設一覧

この一覧は、「東京都障害者サービス情報」ホームページをもとに作成しています。

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、日中、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する施設です。

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
町田ゆめ工房	身知精難	782-1491	782-1491	相原町2983-157	(福) つぼみの家
プラナスクリエイティブセンター	身知精難	860-1150	860-1150	下小山田町1532	(特) プラナス
花の家	身知	797-6004	797-4824	下小山田町3267-2	(福) ボワ・すみれ福祉会
町田市大賀藕絲館	知	797-1616	797-6215	下小山田町3267	町田市 (福) まちだ育成会
ひかり療育園	身知	794-0730	794-0772	忠生3-6-2	(福) まちだ育成会
町田市美術工芸館	知	793-2227	791-6807	忠生3-6-22	町田市 (福) まちだ育成会
しんわ常盤事業所	知	860-0195	860-0196	常磐町3196-11	(一社) 福祉心話会
しんわ常盤事業所	知	860-0953	860-0954	常磐町3200-1ルーラルヒルズ2階B号室	(一社) 福祉心話会
サポートセンター町田とも	知	794-6017	794-6216	根岸2-31-5	(福) まちのひ
町田福祉園	知	793-2819	793-2815	函師町971-2	(福) みずき福祉会
町田荘	身 (肢体不自由)	791-0905	792-1531	函師町2987-1	(福) 東京援護協会
かがやき(あい)	知	794-4888	792-6388	山崎町1214-1	(福) まちだ育成会
ボワ・アルモニー	知	791-0144	794-3766	木曽西2-6-12	(福) ボワ・すみれ福祉会
生活介護事業なないろ	身知精難	794-3252	794-3253	木曽西2-17-16	(福) ウィズ町田
湯舟共働学舎	身知精	737-7676	734-6688	小野路町1733	(福) 共働学舎
小野路共働学舎	身知精	735-7676	736-1616	小野路町2203	(福) 共働学舎
町田生活実習所	知	735-2313	736-0823	小野路町1605-2	(福) まちのひ
町田かたつむりの家	知	736-6204	736-6274	野津田町168-1	(福) まちのひ
町田かたつむりの家	知	736-6204	736-6274	野津田町170-5	(福) まちのひ

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
花の郷	身知 (肢体不自由)	737-3248	737-3208	大蔵町360-2	(福) ボワ・すみれ 福祉会
赤い屋根	身知精難	736-6020	736-6519	大蔵町122	(福) ウィズ町田
つるかわ学園	知	735-2220	736-6374	真光寺町186	(福) つるかわ学園
プラスアルファ	知	727-4723	860-7650	本町田97 イ-4号棟 0-1号室	(特) あうん
ATOM (あとむ)	精	729-7997	729-4376	原町田4-18-14 L・ビル201	(福) まちのひ
ぴっころもんど	身知精難	860-7256	860-7257	中町4-13-1 1階	(一社) なれっじ ・ネットワーク
MERRILY(メリリー)	知	860-7709	860-7709	森野5-21-1 シブヤ ツインビル202	(一社) UNION
といる	知	709-1388	709-1389	金森7-18-2	(福) 紫苑の会
ペロニカ苑	知	728-9301	728-1050	成瀬8-9-14	(福) 地の星
エタラカ活動室	知	727-4723		南成瀬1-2-1 成瀬駅前ハイツ2- 105	(特) あうん
シャロームの家	身知 (肢体不自由)	728-0128	725-4178	金森東1-25-20	(福) 紫苑の会
町田市わさびだ療育園	身知	788-5075	788-5076	金森東3-18-9	町田市 (福) 合学苑

(2) 自立訓練 (生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための必要な訓練を行います。

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
支援センター ソラール	知	736-0081	736-0032	野津田町1055	(福) つるかわ学園
Cocorport college 町田駅前キャンパス	知精	707-6186	707-6187	森野1-13-3 竹内ビル3階	(株) ココルポート
原町田スクエア	精	725-0786	726-5389	原町田5-4-19	(福) コメット

(3) 宿泊型自立訓練

生活のリズムを整えながら、生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
町田通勤寮	知	739-0491	739-0494	南成瀬1-5-3	(福) つるかわ学園
宿泊型自立訓練 すてっぴ	精	793-0884	793-0884	図師町2252-1	(医) 正心会

(4) 就労移行支援（一般型）

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
ひあたり野津田	精	736-8421	736-8588	野津田町1832-5	(福) まちのひ
支援センター ソラール	知	735-2220	736-6374	真光寺町186	(福) つるかわ学園
Cocorport 町田駅前Office	身知精難	850-9161	850-9162	原町田1-1-3ハイス トーンビル402	(株) ココルポート
就労移行支援事業所 ハンドシェイク	身知精難	850-8498	850-8659	原町田3-8-12 網倉ビル3F	(株) Pleasant life
ディーキャリア 町田オフィス	精	794-7482	794-7483	中町1-18-12 MFビル3階	(株) アイパック
ルミノーソ町田	身知精難	851-8491	851-8492	中町1-2-2 森町ビル5階	(一社) ルミノーソ
ルミノーソ町田 シバヒロ前	知精	860-7587	750-7588	中町1-30-24 KRBOX4階 401号	(一社) ルミノーソ
ウェルビー 町田市役所前センター	身知精難 (内部障がい)	710-5711	720-5712	森野2-2-36 Wald202 1階	ウェルビー (株)
ウェルビー 町田駅前センター	身知精難 (内部障がい)	850-9830	850-9839	森野1-33-11 町田森野ビル102	ウェルビー (株)
ワン・ブリッジ町田	身知精難 (肢体不自由・ 内部障がい)	850-8878	850-8881	森野1-30-8 ノアビル401	(株) ワンイレブン

(5) 就労継続支援（A型/雇用型）

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型は、利用者と雇用契約を交わし、労働基準法に基づいた雇用体系を実施します。

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
スワンカフェ&ベーカリー 町田1号店	知精	785-4533	785-4534	中町3-7-17	(一社) ディーセントワールド

(6) 就労継続支援（B型/非雇用型）

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型と異なり雇用契約に基づかない利用となりますが、工賃等の支払いがあります。

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
かがやき町田夢工場	身 (聴覚・言語障がい)	703-3925	703-3927	相原町737 牛久保ビル1 階	かがやき (株)
町田ゆめ工房	身知精難	782-1491	782-1491	相原町2983-157	(福) つぼみの家
エッグドーム・ スローワールド	身知精	782-6588	782-6588	相原町4342	(特) やまぼうし
花の家	知	797-6004	797-4824	下小山田町3267-2	(福) ポワ・すみれ福祉会

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
町田市大賀藕絲館	知	797-1616	797-6215	下小山田町3267	町田市 (福) まちだ育成会
町田おかしの家	身知 (肢体不自由・内 部障がい)	792-9773	792-9767	忠生2-7-9	(福) 愛の鈴
富士作業所	精	792-0865	792-7540	忠生2-26-12	(福) まちのひ
町田市美術工芸館	知	793-2227	791-6807	忠生3-6-22	町田市 (福) まちだ育成会
羽工房	知精	793-0658	793-0658	忠生3-14-16	(株) ノエ
富士清掃サービス	精	792-0757	791-7956	忠生3-18-1 コーポラス坂の上102	(福) まちのひ
森工房	知精	792-3661	792-3661	忠生4-23-6	(一社) リガーレ
こころみ	知	791-3388	791-0098	山崎町996	(福) まちだ育成会
かがやき	知	794-4888	791-5010	山崎町1214-1	(福) まちだ育成会
ノーマライゼーションK	精	794-9056	794-9076	山崎町2200山崎団地 名店街3-18-104・105	(株) 野村フーズ
サエラ	知精	850-8420	850-8420	木曽町495	(一社) リガーレ
ボワ・アルモニー	知	791-0144	794-3766	木曽西2-9-18	(福) ボワ・すみれ福祉会
就労継続支援事業B型 なないろ	身知精難	794-3252	794-3253	木曽西2-17-16	(福) ウィズ町田
しんわ町田事業所	知	709-6066	709-6077	木曽東1-34-1	(一社) 福祉心話会
ノーマライゼーションA	精	860-5379	860-5390	野津田町1208	(株) 野村フーズ
ひあたり野津田	精	736-8421	736-8588	野津田町1832-5	(福) まちのひ
ワークショップ七国山	知	736-1767	736-1767	鶴川1-20-20	(特) ワークショップハー モニー
クラフト工房 La Mano	知	736-1455	736-1455	金井5-14-18	(特) La Mano
町田リス園	知	734-1001	735-9399	薬師台1-733-1	(特) 町田リス園
お〜くらいど	知精	736-5825	736-5825	大蔵町1969-1	(一社) 光明福祉会
喫茶けやき (2号店)	知	721-1290		原町田3-2-9 町田中央図書館内	(特) アミティ町田 けやき
喫茶けやき (町田市民文学 館ことばらんど店)	知			原町田4-16-17 町田市民文学館内	(特) アミティ町田 けやき
富士第二作業所	精	725-2972	725-2968	原町田4-18-8 武川ビル101	(福) まちのひ
喫茶けやき (1号店)	知	728-8062	728-8062	原町田4-28-1 町田市立国際版画美術館内	(特) アミティ町田 けやき
原町田スクエア	精	725-0786	726-5389	原町田5-4-19	(福) コメット
富士作業所 公民館喫茶コーナー	精	739-5976	739-5977	原町田6-8-1 まちだ中央公民館6階	(福) まちのひ

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
ラ・ドロン	精	721-0402	725-1445	森野3-19-13	(福) クラブハウス町田
クローバーの会	知精	791-3357	791-3357	本町田2507-4 町田木曾住宅ハ-16-103	(特) クローバーの会
黎音(れおん)	身知精難	860-7104	860-7106	本町田3486 1-50-101	(一社) あんべるとかねる
第2赤い屋根	身知精難	785-5040	785-5044	玉川学園2-7-13	(福) ウィズ町田
ともだちひろば	知精	727-9844	732-3702	成瀬が丘2-17-4 プラムロード1階	(特) 町田フレンズ サポート
福祉レストランフレンズ	知精	727-9844	732-3702	南成瀬5-12 町田市立総合体育館内	(特) 町田フレンズ サポート
ハロニカ苑Ⅱ	知	851-8572	851-8667	西成瀬1-51-28	(福) 地の星
ハロニカ苑Ⅱ/風・タピオラ	知	851-7726	851-7726	西成瀬3-6-14	(福) 地の星

(7) 就労定着支援

就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、生活介護、自立訓練等のサービスを利用して一般就労に移行した人の就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために自宅・企業等を訪問することにより必要な指導、助言、連絡調整等を行います。

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
ひあたり野津田	精	736-8421	736-8588	野津田町1832-5	(福) まちのひ
Cocorport 町田駅前Office	身知精難	850-9161	850-9162	原町田1-1-3 ハイストーンビル402	(株) ココルポート
原町田スクエア	精	725-0786	726-5389	原町田5-4-19	(福) コメット
ルミノーズ町田	身知精難	851-8491	851-8492	中町1-2-2 森町ビル5階	(一社) ルミノーズ
ディーキャリア 町田オフィス	精	794-7482	794-7483	中町1-18-12 MFビル3階	(株) アイパック
就労定着支援事業所 ウェルビー町田駅前セン ター	身知精難	850-9830	850-9839	森野1-33-11 町田森野ビル102	ウェルビー(株)
ルミノーズ町田 シバヒロ前	知精	860-7587	750-7588	中町1-30-24 KRBOX4階 401号	(一社) ルミノーズ
ウェルビー 町田市役所前センター	身知精難	710-5711	720-5712	森野2-2-36 Wald202 1階	ウェルビー(株)
就労移行支援事業所 ハンドシェイク	身 精	850-8498	850-8659	原町田3-8-12 網倉ビル3階	(株) Pleasant life
ワン・ブリッジ町田	身知精難	850-8878	850-8881	森野1-30-8 ノアビル401	(株) ワンイレブン

(8) 短期入所 (ショートステイ)

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
ショートステイ アイビー	知精	794-8581	794-8581	下小山田町2728-4	(福) まちのひ
ショートステイ グリーン グラス	知	794-6132	794-6132	忠生2-31-14 メゾンN&B303	(福) まちのひ
いちごテラス町田常盤町	身知精	794-8300	794-8400	常盤町3191-1 1階	(株) BMS
ショートステイ クレヨン レッド館	知精	794-9997	794-6448	根岸1-8-11	(福) まちだ育成会
まいん	身知精	789-7001	789-7002	根岸1-15-30	(福) ウィズ町田
町田福祉園	知	793-2819	793-2815	函師町971-2	(福) みずき福祉会
町田荘	身	791-0905	792-1531	函師町2987	(福) 東京援護協会
児童ショートステイ ぱすてる	障がい児	794-6888	794-6890	木曾西1-3-32 オオノビルⅡ301	(株) ぱすてる
であい	身知	793-5330	793-5052	木曾西3-11-8	(福) ポワ・すみれ福祉会
まちだ丘の上病院	身知 障がい児	735-3731	735-3732	小野路町11-1	(財) ひふみ会
つるかわ学園	知	735-2220	736-6374	真光寺町186	(福) つるかわ学園
地域生活支援センターかの ん	障がい児	736-4239	736-4239	鶴川2-14-24 2階	(特) はとぼっぼ
きららアルパカハウス	身知 障がい児	794-2255	794-2256	山崎町827	(有) G
ショートステイ クレヨン オレンジ館	知	850-9321	850-9321	南大谷291	(福) まちだ育成会
ディスカバリーステイズ	身知 障がい児	851-7276	851-7416	中町1-28-8 DHQスクエア	(一社) ディスカバリー
アイリス	身知	710-8581	710-8582	金森東1-24-16	(福) 紫苑の会
オレンジリーフ	知精	813-0101	813-0101	成瀬1-18-3	(同) ユナイテッドアジア
スカイリーフ	知精	813-0101	813-0101	成瀬1-18-3	(同) ユナイテッドアジア
のぞみ	知	728-9301	728-1050	成瀬4-5-20	(福) 地の星

(9) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
つるかわ学園	知	735-2220	736-6374	真光寺町186	(福) つるかわ学園
町田福祉園	知	793-2819	793-2815	函師町971-2	(福) みずき福祉会
町田荘	身 (肢体不自由)	791-0905	792-1531	函師町2987-1	(福) 東京援護協会

(10) 共同生活援助（グループホーム）

家庭に近い環境で専門的なスタッフの支援を受け、共同生活を行う居住の場です。相談や日常生活上の援助を行います。

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
シンセイ相原	知精	851-9877	851-9866	相原町5-3	シンセイホールディングス(株)
グループホームさちあかりA棟	知精	090-7285-3493	670-0567	小山町2658-1	(一社) さちあかり
グループホームさちあかりB棟	知精	090-7285-3493		小山町76 1階	(一社) さちあかり
グループホームさちあかりC棟	知精	090-7285-3493		小山町76 2階	(一社) さちあかり
ひまわり	知	090-4064-3340	727-0640	下小山田町235-3	(特) 向日葵
しんわ上小山田ホーム	知	860-0953	860-0954	上小山田町2881-2	(一社) 福祉心話会
はくほうホーム アイビー	知	794-8581	794-8581	下小山田町2728-4	(福) まちのひ
シェリの家	知	860-0290	860-0290	下小山田町3351-15	(特) アーバンスクエア
しんわ町田ホーム	知	794-8828	794-8828	下小山田町4013-24	(一社) 福祉心話会
はるかぜ	知	797-5181	797-5181	下小山田町4017-6	(福) ポワ・すみれ福祉会
しんわ下小山田ホーム	知	070-5592-7651	709-6077	下小山田町4018-25	(一社) 福祉心話会
グループホームことりの木 めじろ	身	851-9033	851-9003	忠生2-2-29	(一社) えんじゅ
グループホームことりの木 うぐいす	身知	851-9033	851-9003	忠生2-2-29	(一社) えんじゅ
シンセイ忠生		851-9877	851-9866	忠生3-19-19	シンセイホールディングス(株)
しんわ常盤第一ホーム	知	794-8828	794-8828	常盤町3131-1A棟	(一社) 福祉心話会
しんわ常盤第二ホーム	知	794-8828	794-8828	常盤町3131-1B棟	(一社) 福祉心話会
しんわ常盤第三ホーム	知	794-8828	794-8828	常盤町3131-1C棟	(一社) 福祉心話会
しえる常盤	知	860-0551		常盤町3582-7	(福) みずき福祉会
いちごテラス町田常盤町	身知精	794-8300	794-8400	常盤町3191-1 1階	(株) BMS
にじ レッド館	知精	794-9997	794-6448	根岸1-8-11	(福) まちだ育成会
まいんA	身知精	789-7001	789-7002	根岸1-15-30	(福) ウィズ町田
まいんB	身知精	789-7001	789-7002	根岸1-15-30	(福) ウィズ町田
グループホームあすなる	知	791-2632	789-5113	根岸2-9-8	(有) あすなるケミカル
ケアホーム愛の鈴(Ⅰ)	身知	794-4120	794-4122	根岸2-28-14	(福) 愛の鈴
ケアホーム愛の鈴(Ⅱ)		794-4121	794-4122	根岸2-28-14	(福) 愛の鈴
あいわ	知	794-6694	792-8021	根岸町1008-2	(特) ぶどうの木
ゆうわ	知	794-6695	792-8021	根岸町1008-2	(特) ぶどうの木
しえる	知	793-2819	793-2815	函師町602-1 1階	(福) みずき福祉会
しえるらて		793-2819	793-2815	函師町602-1 2階	(福) みずき福祉会

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
ボワ・ミニヨン	身	792-2391	792-2391	木曽西2-6-12	(福) ボワ・すみれ福祉会
ボワ・クレール		792-2391	792-2391	木曽西2-6-12	(福) ボワ・すみれ福祉会
あかね	知	793-5330	793-5052	木曽西3-11-8	(福) ボワ・すみれ福祉会
であい	知	793-5330	793-5052	木曽西3-11-8	(福) ボワ・すみれ福祉会
ひなた	知	792-7233	792-7234	木曽西3-18-8	(福) ボワ・すみれ福祉会
グループホームわおん町田ひろば1	知精	792-8268	792-8268	木曽西4-11-22 1階	わんビート (同)
グループホームわおん町田ひろば2	知精	792-8268	792-8268	木曽西4-11-22 2階	わんビート (同)
グループホームわおん町田ひろば3	知精	792-8268	792-8268	木曽西5-20-33	わんビート (同)
ホーム・ゆい	知	794-6450	794-6450	木曽東3-25-47	(特) 結の実
希望の樹ゆず	知精	050-3567-7007	050-3146-2034	金井ヶ丘2-16-13	HOPE&Co. (株)
小野路生活寮	知	735-7676	736-1616	小野路町2203	(福) 共働学舎
小野路第二生活寮	知	735-7676	736-6688	小野路町2209	(福) 共働学舎
桜ヶ丘生活寮	知	734-7676	734-7619	小野路町2215	(福) 共働学舎
黒川第一生活寮	知	737-7676	734-6688	小野路町2856	(福) 共働学舎
黒川第二生活寮	知	737-7676	734-6688	小野路町2856	(福) 共働学舎
大畑第一生活寮	知	737-7677	734-6688	小野路町3034-1	(福) 共働学舎
のづた	知	736-2230	736-2230	野津田町1055	(福) つるかわ学園
ともがき町田金井Ⅰ	知精	708-9880	708-9881	金井3-38-8 ガーデン市川B棟1号室	(株) サードステージ
ともがき町田金井Ⅴ	知精	708-9880	708-9881	金井3-38-8 ガーデン市川B棟2号室	(株) サードステージ
ともがき町田金井Ⅳ	知精	708-9880	708-9881	金井3-38-9 ガーデン市川A棟1号室	(株) サードステージ
ともがき町田金井Ⅱ	知精	708-9880	708-9881	金井3-38-11 ガーデン市川D棟1号室	(株) サードステージ
ともがき町田金井Ⅲ	知精	708-9880	708-9881	金井3-38-12 ガーデン市川E棟2号室	(株) サードステージ
ともがき町田大蔵Ⅲ	知精	708-9880	708-9881	金井4-5-8	(株) サードステージ
シンセイ金井	知精	851-9877	851-9866	金井8-13-4	シンセイホールディングス (株)
輪が家Ⅰ	知	860-3470	860-3471	金井ヶ丘3-28-4 A1F	(特) NPO東京ハンディキャップサポートセンター
輪が家Ⅱ	知	860-3470	860-3471	金井ヶ丘3-28-4 A2F	(特) NPO東京ハンディキャップサポートセンター
輪が家Ⅳ	知	860-3470	860-3471	金井ヶ丘3-28-4 B2F	(特) NPO東京ハンディキャップサポートセンター
希望の樹イチョウ	知	050-3567-7007	050-3146-2034	金井ヶ丘2-16-12	HOPE&Co. (株)
Como eres 能ヶ谷	知	044-874-9001	044-874-9002	能ヶ谷3-15-26	(株) オデッサ
ゆうじんL	知	734-5313	734-5313	大蔵町1632-1 アウステル (101・104・105・106・107)	(特) ゆうじん
ゆうじんK	知	734-5313	734-5313	大蔵町1632-1 アウステル (109・110・111・112・113)	(特) ゆうじん
ともがき町田大蔵町	身知	708-9880	708-9881	大蔵町1969-1	(株) サードステージ
ともがき町田大蔵Ⅱ	知精	708-9880	708-9881	大蔵町2942-3	(株) サードステージ

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
ラビス	知	735-6821	736-6821	真光寺町187-1	(福) つるかわ学園
希望の樹SAKURA	知精	050-3567-7007	050-3146-2034	旭町3-15-5	HOPE&Co.(株)
希望の樹SAKURAⅡ	知精	050-3567-7007	050-3146-2034	旭町3-15-5 2F	HOPE&Co.(株)
希望の樹SAKURAⅢ	知精	050-3567-7007	050-3146-2034	旭町3-15-5-1	HOPE&Co.(株)
カブス	知	726-7633	726-7633	森野2-2-46-107・109	(福) 町田市社会福祉協議会
Como eres本町田	知	733-5233	854-0953	本町田171-9	(株) オデッサ
しんわ本町田第三ホーム	知	794-8828	794-8828	本町田1149-3	(一社) 福祉心話会
しんわ本町田第一ホーム	知	794-8828	794-8828	本町田1165-2 B棟	(一社) 福祉心話会
しんわ本町田第二ホーム	知	794-8828	794-8828	本町田1165-2 C棟	(一社) 福祉心話会
しんわ本町田第四ホーム	知	794-8828	794-8828	本町田1315-1 B棟	(一社) 福祉心話会
しんわ本町田第五ホーム	知			本町田1315-1 フロレスタA-1号室	(一社) 福祉心話会
しんわ本町田第六ホーム	知			本町田1315-1 フロレスタA-2号室	(一社) 福祉心話会
しんわ本町田第七ホーム	知			本町田1315-1 フロレスタA-3号室	(一社) 福祉心話会
ディライト町田	知精	070-2248-6275		本町田1365-14	(一社) ディライトハウス
オリーブ		785-4840	785-4840	本町田3047-43	(福) まちのひ
ディスカバリーホーム	知精	851-7444	851-7416	中町1-28-8 DHQスクエア	(一社) ディスカバリー
SMART	知精	050-5242-2759	812-4193	小川1-19-1	DCC(株)
アイリス	知	710-8581	710-8582	金森東1-24-16	(福) 紫苑の会
オレンジ館	知精	850-9321	850-9321	南大谷291	(福) まちだ育成会
希望の樹KARIN	知精	050-3567-7007	050-3146-2034	南大谷359-21	HOPE&Co.(株)
しんわ南大谷第一ホーム	知	785-5850	785-5850	南大谷804-22	(一社) 福祉心話会
しんわ南大谷第二ホーム	知	785-5850	785-5850	南大谷804-22 B棟	(一社) 福祉心話会
グループホームさるびあⅠ	知精	794-7993	794-7994	南大谷1143-1-1階(居室101・102・103・104・105)	(株) 泉心会メディカルサービス
グループホームさるびあⅡ	知精	794-7993	794-7994	南大谷1143-1-2階(居室201・202・203・204・205)	(株) 泉心会メディカルサービス
ROSE・AI・MUSIC	知精	050-5242-2759	812-4193	南成瀬1-19-18	DCC(株)
こだま	知	726-0790	726-0790	南成瀬1-4-8 センチュリーハイツ6-103・104	(福) つるかわ学園
ひかり寮	知	720-0916	720-0916	南成瀬1-4-8 センチュリーハイツ6-203	(福) つるかわ学園
成瀬寮	知	720-0916	720-0916	南成瀬1-4-8 センチュリーハイツ6-204・304	(福) つるかわ学園
かえで寮	知	720-0916	720-0916	南成瀬2-23-6 サンホワイトM-205 13・14・22	(福) つるかわ学園
はるな寮	知	722-4025	722-4025	南成瀬2-32-27 サンホワイトM-203 11・22・23	(福) つるかわ学園
わかば寮	知	724-2742	724-2742	南成瀬2-6-4 センチュリーハイツ4 207・307	(福) つるかわ学園
南成瀬寮	知	729-0213	729-0213	南成瀬2-6-4 センチュリーハイツ4 206・305	(福) つるかわ学園

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
つばさ寮	知			南成瀬3-5-7 サンホワイトM-309 21・23・24・25	(福) つるかわ学園
ひびき寮	知	725-3558	725-3558	南成瀬3-7-12 サンホワイトM-301 11・12・13・14	(福) つるかわ学園
すばる寮	知	725-3558	725-3558	南成瀬3-7-12 サンホワイトM-301 15・21・23・25	(福) つるかわ学園
あおぞら寮	知	725-3558		南成瀬3-11-17	(福) つるかわ学園
町田いぶき寮	知	720-5850	720-5850	南成瀬6-1-8 コーポ朝日101他	(福) つるかわ学園
あかね寮	知	728-1404	728-4104	南成瀬7-20-7 センチュリーハイツ13 101・102	(福) つるかわ学園
つくし寮	知	722-0892	722-0892	南成瀬7-20-7 センチュリーハイツ13 201・202	(福) つるかわ学園
おがわ寮	知	723-0515	723-0515	南成瀬7-5-1サンホワイト M701 13・ 22・23	(福) つるかわ学園
ネイビーホーム	知精	813-0101	813-0101	南成瀬4-11-3 3号棟2号	(同) ユナイテッドアジア
りあん	知	860-6325	860-6325	成瀬台4-6-2	(特) アミティ町田けやき
オレンジリーフ	知	813-0101	813-0101	成瀬1-17-3 グリーンタウン成瀬F2	(同) ユナイテッドアジア
ローズリーフ	知	813-0101	813-0101	成瀬1-17-4 グリーンタウン成瀬E1	(同) ユナイテッドアジア
スカイリーフ	知	813-0101	813-0101	成瀬1-18-3 グリーンタウン成瀬C2	(同) ユナイテッドアジア
グリーンリーフ	知	813-0101	813-0101	成瀬1-18-4 グリーンタウン成瀬D2	(同) ユナイテッドアジア
レモンリーフ	知精	813-0101	813-0101	成瀬4-11-3 3号棟1号	(同) ユナイテッドアジア
ひかり神社前	知	728-9301	728-1050	成瀬4-5-20	(福) 地の星
ひかり	知	728-9301	728-1050	成瀬7-10-6 411・509	(福) 地の星
つばさ	知	728-9301	728-1050	成瀬8-13-6	(福) 地の星
ホーム・まな	知	725-8693	725-8693	成瀬2620-3	(特) 結の実
ともがき町田成瀬Ⅰ	知精	708-9880	708-9881	西成瀬2-17-32 ロイヤルタウン西成瀬 5号棟102・201	(株) サードステージ
ともがき町田成瀬Ⅱ	知精	708-9880	708-9881	西成瀬2-17-15 ロイヤルタウン西成瀬 8号棟102・202	(株) サードステージ
まがけやまびこの社	精	793-9242	711-7475	町田市*	(福) まちのひ
まがけふくろうの郷	精	793-9242	711-7475	町田市*	(福) まちのひ
りびんぐ富士	精	793-9242	711-7475	町田市*	(福) まちのひ
たんぼぼ	精	791-7955	711-7475	町田市*	(福) まちのひ
はばたき	精	791-7955	711-7475	町田市*	(福) まちのひ
こだま	精	791-7955	711-7475	町田市*	(福) まちのひ
エスポワール町田	精	791-8561	791-8561	町田市*	(福) クラブハウス町田
あいむA	精	851-9603	851-9603	町田市*	(福) コメット
あいむB	精	851-9603	851-9603	町田市*	(福) コメット
グループホームあい羽	精	794-6151	794-6154	町田市*	(株) ノエ
グループホームひかりの羽	精	810-2020	810-2020	町田市*	(株) ノエ
グループホーム虹の羽	精	794-9475	794-9475	町田市*	(株) ノエ

施設名	障がいの種別	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
グループホーム夢の羽	精	719-1950	719-1950	町田市*	(株)ノエ
グループホーム金の羽	精	813-7638	813-7638	町田市*	(株)ノエ
グループホーム銀の羽	精	814-7197	814-7197	町田市*	(株)ノエ
グループホーム星の羽	精	812-9241	794-4489	町田市*	(株)ノエ
グループホームいやしの羽	精	813-0075	794-4489	町田市*	(株)ノエ
グループホームつむぎ	精	860-3271	860-3272	町田市*	(一社)つむぎ
サニーサイド小山田	精	090-8332-9029	044-281-3878	町田市*	(特)Somewhere
グループホームかんかん	精	090-4413-8015	044-330-1851	町田市*	(同)nest
セレリアンス・ハウス町田鶴川	知精	860-3977	860-3988	町田市*	セレリアンス(株)
セレリアンス・ハウス町田真光寺	知精	860-3772	860-3773	町田市*	セレリアンス(株)
セレリアンス・ハウス町田函師町	知精	851-9304	851-9307	町田市*	セレリアンス(株)
ぼろん	知精	810-3489	810-3489	町田市*	(特)ぶどうの木
あんど	知精	794-9492	794-9482	町田市*	(特)ぶどうの木
おはな	知精	794-9101	792-8571	町田市*	(特)ぶどうの木
みおん	知精	851-9775	851-9775	町田市*	(特)ぶどうの木
わおん	知精	851-9775	792-8292	町田市*	(特)ぶどうの木
グループホームわおん本町田1号館	知精	850-9721	850-9721	町田市*	(株)ポルタオーラ
グループホームわおん木曽東1号館	知精	050-5363-8100	044-740-9714	町田市*	(株)ポルタオーラ

(11) 地域移行支援・地域定着支援

【地域移行支援】 施設や病院に入所・入院している方の住居の確保や地域生活への移行について相談業務を行います。

【地域定着支援】 居宅において単身等の方に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他の便宜の供与を行います。

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
まちのひ相談室	860-2975	794-6216	根岸2-31-5 サポートセンター町田とも内	(福)まちのひ
障害者生活支援センター まちだや	724-8616	724-7996	原町田2-22-26 プリモ・レガーロ町田1階	(特)町田ヒューマンネットワーク
町田相談支援センター ・ピギン	785-4515	726-5389	原町田5-4-19	(福)コメット
相談支援事業所うらら ○	080-3202-7316	788-2427	金森2-30-8	(特)小春日和

※ ○は地域移行支援のみ実施

(12) 計画相談支援・障害児相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
相談支援センターさくらO	794-8790	798-2290	小山町1234-1	(有) G
相談支援事業かけはし	797-6004	797-4824	下小山田町3267-2	(福) ポワ・すみれ福祉会
相談支援センターボンテ	791-5150	794-3253	木曽西2-17-16	(福) ウィズ町田
町田病院指定 障がい者相談支援事業所	794-6500	791-1566	木曽西4-12-22 KISOコ ミュニティベース内	(医) 創生会
相談支援まちだ	070-8975- 1969	050-3488- 7320	忠生1-23-6 ラフィナート忠生201	saltale (同)
相談支援センター すばる町田O	090-9142- 8621	793-2815	函師町971-2	(福) みずき福祉会
相談支援センターあい羽O	794-4392	794-4489	函師町1332-15	(株) ノエ
とびらO	794-6121	794-4852	函師町1677-1	(福) まちだ育成会
共働学舎相談室O	737-7676	734-6688	小野路町1733	(福) 共働学舎
つるかわ学園 相談支援センターこころO	736-5200		野津田町851-1	(福) つるかわ学園
相談支援プランプラン	789-6080	789-6071	根岸2-30-7-301	(株) アイケア
まちのひ相談室O	794-6017	794-6216	根岸2-31-5	(福) まちのひ
居宅介護支援事業所 木曽山崎O	792-7104	792-8553	山崎町2200	(福) 福音会
相談支援センターkokua	860-7649	860-7650	本町田97 イ-4-0-1号室	(特) あうん
みずきの会ケアマネクラブ	860-7336	789-3907	本町田2797	(特) みずきの会
レ・マーニ プラン	851-8209	851-8209	藤の台1-1-49-101	(特) レ・マーニ
障害者生活支援センター まちだや	724-8616	724-7996	原町田2-22-26 1階	(特) 町田ヒューマンネット ワーク
ビバモスO	850-9836	850-9833	原町田4-21-19 グラス町田102	(株) 障碍社
町田相談支援センター・ ビギンO	785-4515	726-5389	原町田5-4-19	(福) コメット
セレリアンス・サポート町田	851-8800	851-8801	森野4-15-12 寺田ビル森野A-212	セレリアンス (株)
森野福祉相談室	814-7543	813-3416	森野1-26-17	(株) 橋本時計店
町田市子ども発達センター	726-6570	726-0454	中町2-13-14	町田市
相談支援事業所うらら	080-3202- 7316	050-3156- 1432	金森2-30-8	(特) 小春日和
相談支援センター シオン	728-0128	725-4178	金森東1-25-20	(福) 紫苑の会
合掌苑 障がい者支援センターO	706-8577	706-9632	金森東3-18-16	(福) 合掌苑

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
地の星なんでも相談室〇	851-7732	727-5885	西成瀬3-6-14	(福) 地の星
相談支援みつばち	080-4191-3838	703-5668	南成瀬2-32-11 クレスト南成瀬Ⅱ2-11	(特) ほっとステーション らら
ちいろば障がい者相談支援センター	850-7255	796-1522	南町田4-10-38	(福) 南町田ちいろば会

※〇は、計画相談支援のみ実施

(13) 精神障がい者地域活動支援センター

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
地域活動支援センター まちプラ	722-0713	709-3652	原町田4-24-6 せりがや会館内4階	(福) まちのひ

(14) 障がい者就労・生活支援センター

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
町田市障がい者就労・生活支援センター「りんく」 ※主に身体・知的障がいの方を対象	728-3161	728-3163	原町田4-24-6 せりがや会館1階	町田市 ※(福) つるかわ学園に委託
町田市障がい者就労・生活支援センター 「Let's (レッツ)」 ※主に精神・発達障がいの方を対象	728-3162	709-3652	原町田4-24-6 せりがや会館1階	町田市 ※(福) まちのひに委託

(15) 障がい者就労支援センター

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
就労支援センターらいむ	721-2460	721-2460	中町1-9-20 ハピネス中町101号	(福) ウィズ町田

(16) 障がい児者音楽活動支援

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
ドレミの仲間	793-6654	793-6654	忠生3-6-26	(特) ドレミの仲間

(17) 特別支援学校

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
町田の丘学園 (本校舎)	737-0570	737-0580	野津田町2003	東京都
町田の丘学園 (山崎校舎)	792-4260	792-4264	山崎1-2-17	東京都
日本聾話学校	735-2361	734-8292	野津田町1942	(学) 日本聾話学校

(18) 障害者福祉ホーム

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
湯舟福祉ホーム	736-7676	734-6688 湯舟共働学舎	小野路町1733	(福) 共働学舎

(19) 児童福祉法の障害児通所支援施設

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う施設です。

児童発達支援

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
放課後等デイサービス ウィズ・ユ-町田中町	709-3637	709-3638	中町1-8-2	(株) K&K
町田市子ども発達センター	726-6570	726-0454	中町2-13-14	町田市
運動療育で生きる力を育む シエル 中町教室	794-7256	794-7258	中町3-10-9 アーバン第3ビル ラ・ヴィ201	(株) IDSE
ぴっころもんど	785-5141	860-7257	中町4-13-1 1階	(一社) なれっじ・ネット ワーク
ペリウィンクル町田クラブ	815-1067	815-1067	森野2-20-8	(同) フェアリエル福祉会
ハッピーテラス町田駅前	851-8084	851-7819	森野2-2-36 Wald202 2階	(株) 現代企画
コペルプラス 町田教室	860-7195	860-7196	森野6-379-1 プロウグレス アオキ 2階202号室	(株) 泰寛
放課後等デイサービス ウィズ・ユ-町田成瀬	860-7944	860-7944	南成瀬1-7-9 中里ビル1階A号室	(株) ラーナバウト
せみころん南町田	706-8332	850-7332	鶴間5-9-29	(同) はすの実
南町田発達支援室マナココ	706-8368		鶴間3-2-3 MQプラザ南町田1階	(医) 草童会
運動療育で生きる力を育む シエル 町田教室	810-2236	810-2237	旭町2-13-3 サンライズ旭町2階	(株) IDSE
おもちゃ箱まちだ	794-9117	794-9118	木曽西3-18-2-2階	Fits横濱 (株)
でんでん虫の家・町田	720-5231	720-5231	本町田97 イ-4号棟0-1号室	(特) あうん
ライシャワ・クレ-マ学園	735-2361	734-8292	野津田町並木1942	(学) 日本聾話学校
はなまるキッズ 鶴川教室	860-3152	860-3152	大蔵町1969-1	(福) 光明福祉会
annie youth	044-328- 9039	044-328- 9039	三輪町392	らいふでざいん (株)
みんぐるくらぶ町田自然ルー ム	050-3575- 6507	050-3535- 9032	忠生2-7-5	(株) カンガルーズ

居宅訪問型児童発達支援

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
Cocoらら	703-4567	703-5668	南成瀬2-32-11 クレスト 南成瀬Ⅱ 2号棟11号室	(特) ほっと・ステーションらら

保育所等訪問支援

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
町田市子ども発達センター	726-6570	726-0454	中町2-13-14	町田市

放課後等デイサービス

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
放課後等デイサービス ウィズ・ユー町田小山町	860-0340	860-0341	小山町2608-4	(株) ラモードラメア
あらくさ	860-0848	860-0849	下小山田町231-1	(福) ウィズ町田
ボワ・エール	797-6004	797-4824	下小山田町3267-2	(福) ボワ・すみれ福祉会
ナカミチ児童デイサービス忠生	794-9083	794-9084	忠生3-25-11 忠生ビル2-B	(株) ナカミチ
アイ・らんど忠生	794-9366	794-9367	山崎町2055-2 C-113	(株) アイケア
ぱすてるもあ	794-6133	794-6134	木曽西2-13-2 エクセル ハイツヤマネⅡ102	(株) ぱすてる
ボワ・コンサール	791-5262	794-9380	木曽西2-6-12	(福) ボワ・すみれ福祉会
ボワ・フルール	789-6330	789-6331	木曽西3-11-10	(福) ボワ・すみれ福祉会
おもちゃ箱まちだ	794-9117	794-9118	木曽西3-18-2-2階	Fits横濱 (株)
K i d s テラス木曽西	794-9601	794-9602	木曽西4-5-2 1階	(株) オン・ザ・ プラネット
重症心身障がい児放課後等 デイサービスきらら	793-2773	793-2773	木曽西5-20-10	(有) G
放課後等デイサービス キンダーハウス	810-1700	810-1700	金井3-24-1	キンダー (株)
放課後等デイサービス キンダー	810-1123	810-1123	大蔵町530-16 ブランドール須崎B	キンダー (株)
放課後等デイサービス Steady step	735-9877	860-3117	能ヶ谷4-3-18 第二京香ビル103	ニッテム (株)
地域生活支援センターかのん	736-4239	860-5360	鶴川2-14-24	(特) はとぼっぼ
はなまるキッズ 鶴川教室	860-3152	860-3152	大蔵町1969-1	(福) 光明福祉会

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
annie youth	044-328-9039	044-328-9039	三輪町392	らいふでざいん(株)
ニコア	709-3545	709-3546	玉川学園2-7-11 井之上ビル2階	NICOa(同)
シラソーレユナイテッド	851-7847	851-7847	原町田3-14-15 エクセル原町田Ⅲ 1階101号室	(株)VIDA CRUISE
トゥモローフィールド町田	794-7810	794-7830	原町田6-26-16 ヴィレッジすくね1FA	(株) スリーフィールド
放課後等デイサービス ウィズ・ユ-町田中町	709-3637	709-3638	中町1-8-2	(株)K&K
つぼみ フィオーレ	851-8000	850-8100	中町1-26-14	(株)つぼみ
テラスさくら町田	705-5307	860-7844	中町1-21-16 エステート中町2A	(株)横浜アカデミー
星の王子	850-8502	850-8547	中町3-6-12 町田向井田ビル1階	(株)ヒーローズ コーポレーション
運動療育で生きる力を育む シエル 中町教室	794-7256	794-7258	中町3-10-9 アーバン第 3ビル ラ・ヴィ201	(株)IDSE
星の翼	851-7612	851-7613	中町4-12-20	(株)ヒーローズ コーポレーション
ぴっころもんど	785-5141	860-7257	中町4-13-1 1階	(一社)なれっじ・ネット ワーク
ベリウィンクル町田クラブ	815-1067	815-1067	森野2-20-8	(同)フェアリエル福祉会
ハッピーテラス町田駅前	851-8084	851-7819	森野2-2-36 Wald202 2 階	(株)現代企画
放課後等デイサービス マルシュ町田センター	851-8359	851-8371	旭町2-9-3	ル・アンジェ(株)
放課後等デイサービス アイ・ランド町田	732-3670	732-3680	旭町2-12-2	(株)アイケア
運動療育で生きる力を育む シエル 町田教室	810-2236	810-2237	旭町2-13-3 サンライズ旭町2階	(株)IDSE
でんでん虫の家・町田	720-5231	720-5231	本町田97 イー4号棟0-1号室	(特)あうん
わいわいプラス町田教室	709-3481	709-3486	本町田1297-1ラ・ベル チュ町田1-3号室	ムック(株)
ナカミチ児童デイサービス本 町田	860-6877	860-6855	本町田2020-5	(株)ナカミチ
つぼみクラブ	860-7348	860-7548	本町田2973-7本町田 マリノビル202号	(株)つぼみ
つぼみ アウラ	709-1401	709-1402	本町田2977-3	(株)つぼみ
レ・マーニ	851-8209	851-8209	藤の台1-1-49-101	(特)レ・マーニ
せみころん南町田	706-8332	850-7332	鶴間5-9-29	(同)はすの実
南町田発達支援室マナココ	706-8368	706-8367	鶴間3-2-3 MQプラザ南町田1階	(医)草童会
つくしんぼ	796-8468	850-6237	南つくし野1-11-3	(特)はらっぱ
放課後等デイサービス ウィズ・ユ-町田成瀬	860-7944	860-7944	南成瀬1-7-9 中里ビル1階A号室	(株)ラーナバウト

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
ウイングまちだ成瀬	794-7185	794-7186	南成瀬6-1-1	(特) 空の翼
アイ・らんど成瀬	860-6945	860-6946	成瀬7-10-6-110	(株) アイケア
おおぞらプラザ	866-3172	866-3172	成瀬台2-16-2 ウィル成瀬台A棟101号室	(株) メディカル・スカイ
放課後等デイサービス ZEST町田	709-3542	709-3543	南大谷1287-1	(同) ZEST FOR LIFE

(20) 居宅・外出に関する障害福祉サービス提供事業者

【居宅介護】・・・居宅で入浴や排せつの介助、食事調理の援助等を行います。

【重度訪問介護】・・・重度の肢体不自由の方又は重度の知的障がい・精神障がいによる行動障がい有する方に対して、居宅で入浴や排せつの介助、食事調理の援助、外出時の移動支援等を総合的に行います。

【行動援護】・・・知的障がい又は精神障がいによって、行動上著しい困難があるために常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援、外出時の移動支援を行います。

【同行援護】・・・視覚障がいにより移動に著しい困難がある方に対し、移動時や外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報の支援、移動の援護、必要に応じて排せつ・食事等の介護を行います。

事業所名	居宅 介護	重 度 訪 問 介 護	行 動 援 護	同 行 援 護	電話 (042)	FAX (042)	所在地
ヘルパーステーション相原	○	○	-	○	779-7806	774-7060	相原町1220-15
ヘルパーステーション相原 やまゆり	○	-	-	○	782-1818	782-5881	相原町3174
介護クラーク町田相原	○	-	-	-	703-6474	703-6475	相原町1242-3
介護サービスぱれっと	○	○	-	-	860-0550	860-0552	小山町2598-5 メゾンファミリーユV101
高橋さわやか ヘルパーステーション	○	○	-	○	797-5441	797-5414	下小山田町2900-1
ヘルパーステーションゆう	○	○	-	○	860-0925	860-0901	上小山田町446 ステージ町田201
ヘルパーステーション ONE LIFE	○	○	-	○	851-9312	851-9506	矢部町12-1 グリーンコーポ205
ヘルパーステーション ぬくもりの園	○	-	-	-	080-7275 -5544	794-8682	下小山田町2735-4
青い海	○	○	-	○	794-9857	794-9867	忠生1-28-7 第一深沢ハイツ204
ケアセンターあゆみ	○	○	-	-	794-9817	794-9817	忠生1-28-10
りあんケアサービス	○	-	-	-	793-5305	793-5305	忠生2-13-8 原上コーポ201
ヘルパーまちだ	○	○	-	-	070-8975 -1969	050-3488 -7320	忠生1-23-6 ラフィナート忠生201

事業所名	居宅介護	重度介護訪問	行動援護	同行援護	電話(042)	FAX(042)	所在地
キュビットケア町田	○	○	-	-	794-8650	794-8650	忠生3-15-12 タカラビレッジ301
ヘルパーセンター あい羽	○	○	-	-	794-6151	794-4489	函師町1332-15
けあルーム オギンス	○	○	-	-	794-9714	794-9724	山崎町2055-2 C-213
ふくいんヘルパーステーション木曾山崎	○	○	-	○	792-1052	789-6079	山崎町2130
有限会社グッドサービス	○	-	-	-	729-1823	729-1692	木曾町500
訪問介護事業所 泉心会	○	-	-	-	707-6470	707-6471	原町田6-28-16 フジビル88 2階
かたくり町田木曾	○	○	-	-	789-0310	793-0320	木曾西3-4-7
きららヘルパーセンター	○	○	-	○	794-1661	794-1661	木曾西4-35-41
特定非営利活動法人 アットホーム	○	○	-	-	851-9252	851-9542	木曾東4-19-35
青空ケアサービス	○	-	-	-	707-6416	732-7966	木曾東1-34-5 MRⅡビル202
ライフサポートまちなのひ	○	-	-	-	860-2975	794-6216	根岸2-31-5
指定訪問介護アットプレオ 根岸	○	○	-	-	861-9170	861-9166	根岸2-30-10
アイケア忠生	○	○	-	-	789-6070	789-6071	根岸2-30-7-301
ひまつぶしdeすい〜ん ヘルパーステーション	○	○	○	○	736-7399	708-8589	金井2-4-7
ツクイ町田金井	○	-	-	○	737-7340	737-3640	金井8-25-28
有限会社 たかばん介護サービス	○	○	-	-	044-987 -0852	044-987 -0869	三輪町662
桜実会(ヘルパーステーション桜実会)	○	○	-	-	710-1238	710-1292	玉川学園3-35-1
合掌苑	○	○	-	-	796-0974	796-2550	金森東3-18-13- 102
訪問介護ファミリー・ホスピス成瀬	○	○	-	-	706-9728	706-9738	金森東4-1-36
光介護サービス	○	○	-	-	732-6002	732-6003	金森2-12-13-2階
すばる ヘルパーステーション	○	○	○	-	788-2076	799-5413	金森6-7-21
訪問介護ファミリー・ホスピス成瀬	○	○	-	-	706-9728	706-9738	金森東4-1-36
かたくり鶴川	○	○	-	-	708-0345	708-0526	鶴川2-14-15
地域生活支援センター かのん	○	○	○	-	736-4239	736-4239	鶴川2-14-15 2階
ふくいんヘルパーステーション	○	○	-	○	734-0911	860-8558	野津田町1932

事業所名	居宅介護	重度訪問	行動援護	同行援護	電話 (042)	FAX (042)	所在地
みかんの花	○	-	○	-	785-4146	633-4711	木曾東1-48-14 セントラルハイツ202
なごみ在宅介護サービス 町田	○	○	-	○	732-1288	732-1289	原町田2-6-14 ドミトリー原町田202
ヘルパーステーション・ マイライフ	○	○	-	○	721-5044	724-7996	原町田2-22-26 プリモ・レガー口町田1階
町田市社会福祉協議会ガイド ヘルパーステーション	-	-	-	○	710-2404	720-9460	原町田4-9-8
パーソナルアシスタント 町田	○	○	-	-	850-9141	850-9142	原町田4-18-6- 101
ヘルパーステーション めぐみ	○	○	-	-	732-1200	727-9644	原町田5-8-9
土屋訪問介護事業所神奈川	○	○	-	-	050-3135- 2290	050-6865- 6653	原町田4-18-8 武川ビル201
ヘルパーステーション 玉 手箱	○	○	○	○	722-6969	722-6969	中町1-26-14- 301
ニチケアセンター町田	○	○	-	-	710-0685	710-0687	中町1-30-8 菅井町田ビル3-13
NPO・ACT 町田たすけあいワークス	○	○	-	-	729-1130	850-8714	旭町1-23-2 生活クラブ館まちだ1階
アロハヘルパーステーショ ン	○	○	-	○	732-3658	732-3659	森野5-21-1 シブヤツインビル303
OYAJIスタジオ	○	○	-	-	725-1540	725-1540	中町3-21-20 辻ハイム102
かたくり町田	○	○	-	-	739-7582	739-6821	中町2-4-5 ハーベルVillage やまだい中町
コネクトケア町田	○	○	-	○	860-7997	860-7991	森野1-32-13 新光森野ビル2階A号室
特定非営利活動法人 福祉開発研究センター	○	○	○	○	724-2940	724-2949	森野3-19-17 アコール町田1F
アースサポート町田	○	○	-	-	720-2400	720-2411	森野3-20-5
セレリアンス・ケア町田	○	○	-	-	851-8800	851-8801	森野4-15-12 寺田ビル森野A-212
東電さわやかケア町田 ・訪問介護	○	○	-	○	710-3911	710-3910	森野4-17-23 渋谷ビル2階-A
ツクイ町田森野	○	○	-	-	720-0533	720-0674	森野5-21-1 渋谷ツインビル103
キートス・ケアサービス	○	○	-	○	854-7781	810-4763	森野2-25-9 東海町田マ ンション101
訪問介護事業所ポート	○	○	-	-	785-5294	785-5909	森野2-3-6 森野サニー ハイツ203

事業所名	居宅 介護	重 度 介 護 訪 問	行 動 援 護	同 行 援 護	電 話 (042)	FAX (042)	所在地
町田サポートセンター あさひ	○	○	-	-	710-2751	726-0013	旭町1-17-15
ヘルパーステーション みらい	○	○	-	-	732-6881	732-6882	旭町1-22-12シティ スクエア90101
介護ステーション アイケア 町田	○	○	-	○	739-3839	739-3840	旭町2-12-2
みかんの種	○	○	○	○	785-4997	-	玉川学園4-13-2 グリーンハイム102
東京高齢協 町田地域セン ター	○	○	-	○	789-5303	789-6046	本町田2507-7 ハ14-104
訪問介護事業所みずき	○	○	-	-	860-7336	860-7338	本町田2797
訪問介護ましゅまる	○	○	-	-	727-7445	727-7445	本町田2886
企業組合労協センター事業 団ワーカーズコープけやき	○	○	-	-	724-3856	724-3857	本町田1872-1
シェルズまちだ	○	○	-	○	860-6332	860-6337	本町田960-1-101
ヘルパーステーション (有) 友	○	○	-	○	788-2604	788-2634	小川5-17-22
訪問介護センター ほっと・ステーションらら	○	○	-	-	703-4567	703-5668	南成瀬2-32-11 クレスト南成瀬Ⅱ2号棟1 1号室
ヘルパーステーション (有) 赤いふうせん	○	○	-	-	723-1386	723-1486	南成瀬1-4-2
にじいろプラン 訪問介護	○	○	-	-	723-2313	723-2331	成瀬8-5-5
介護ステーション アイケア成瀬	○	○	-	-	850-6461	850-6481	成瀬が丘1-31-1 成瀬ステーションハイツ1 -109
特定非営利活動法人 るー ぷ	○	○	-	-	788-2403	788-2405	成瀬が丘2-31-13 塚野荘203
ヘルパーステーション喜心	○	○	-	-	851-8641	709-3976	成瀬台3-8-17
ヘルパーステーション成瀬	○	○	-	-	739-3970	720-2205	成瀬台3-24-1
ヘルパーステーション成瀬	○	○	-	-	739-3970	720-2205	成瀬台3-24-1
訪問介護本舗 町田	○	○	-	-	860-7500	860-7550	高ヶ坂5-31-4 ハイツ高瀬101
訪問介護事業所 みぎわホーム	○	○	-	-	850-6352	850-6353	南町田1-19-40-1 02
ケアパートナー町田南・ ヘルパーステーション	○	○	-	-	850-6785	795-2412	南つくし野2-8-1

(21) 障がいのある人に関わる団体

団体名	団体の紹介	住所	連絡先
町田市知的障がい者育成会 町田市手をつなぐ親の会・ 東京都手をつなぐ育成会 町田支部	知的障がい者(児)をまもり、 福祉の向上を図る家族の会 毎月第2金曜日10時から13時に事務所 を開放しています。 第2金曜日が休日の時は前日の木曜日 とします。	町田市原町田4丁目24-6 せりがや会館内	042-724-9098 毎月第2金曜日10~14時
町田市障がい児・者を守る会 すみれ会	障がい種別・年齢を 問わない家族の会	町田市原町田4丁目24-6 せりがや会館内	sumirekai1971@yahoo.co.jp
町田市自閉症児者親の会 コスモス会	自閉症児者の親の会	町田市玉川学園8-3-11	042-726-0194
町田市ダウン症児者を守る会 こぼと会	ダウン症児者の親の会	町田市原町田1-17-1	042-724-2656
知的・発達障がいのある人と ともに育つ会 ひこうせん	知的・発達障がいのある方の家族の会		http://www7.plala.or.jp/hikousenn/
町田サファイアクラブ (障がい者の親ネットワーク)	障がい種別・年齢を問わない家族の会		y.n.n.y.yukiko@gmail.com
町田市精神障害者さるびあ会	精神障がいのある方及びその家族を支 援する家族会	町田市原町田4丁目24-6 せりがや会館内	042-722-0714(相談専用) 042-726-2031(事務所) いずれも月・木 10時~15時
町田市身体障害者福祉協会	身体障がい(肢体、視覚、聴覚)の ある方の会	町田市原町田4丁目24-6 せりがや会館内	042-722-0565 月・火・木・金 10~15時
町田市聴覚障害者協会	聴覚障がいを持った人達の活動団体	町田市藤の台2-31-202	machida19830623@gmail.com
町田市視覚障害者協会	視覚障がいのある方の会	町田市南つくし野2-30-11	042-795-7658 080-2259-5020(岡部)
MAブラネット	成人の発達障がいのある方の親の会		misamomokai.112@gmail.com

20 身体障害者障害程度等級表

四級	三級	二級	一級	級別
心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓機能障害
心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓機能障害
心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器機能障害
心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸機能障害
心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸機能障害
心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓機能障害

心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害

※ 太枠内は1種

障害者差別解消法

ご存知ですか？



町田市障がい者差別解消犬
ナンバー

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指し、障害者差別解消法が平成28年4月に施行されました。行政機関等や民間事業者(※)には、障がいのある人に対して、「**不当な差別的取扱いが禁止**」され、「**合理的配慮の提供**」が求められます。

(※)民間事業者には、個人事業者やNPO等の非営利事業者も含まれます。

不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるような行為は禁止されます。

具体例

- 障がいがあるという理由だけで、正当な理由なく、お店への入店や、サービスの入会、利用などを断ることは禁止されます。

合理的配慮の提供

障がいのある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、対話に基づいて必要かつ合理的な対応することをいいます。


具体例

- 視覚障がいのある方に、書類の内容を読み上げる。
- 聴覚障がいのある方に、筆談等の視覚的情報で説明する。

平成30年10月に施行された「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」及び、令和3年5月に制定した「障害者差別解消法」の改正法では、差別解消の取組を一層進めるため、行政機関だけではなく民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されました。

障がい者差別に関する相談窓口

事業者や行政機関等からの差別に関する相談はこちら

相談窓口	相談・お問い合わせ先	
	電話・FAX	受付時間
町田市障がい福祉課 <small>下記については関係部署に取り次ぐ場合があります。 ・町田市職員による差別 ・町田市が実施する各事務事業における差別</small>	電話 042-724-2147(直通) FAX 050-3101-1653 WEB 町田市HP トップページ > 医療・福祉 > 障がい者のための福祉 > 日常生活支援 > 相談 > 障がい者差別に関する相談 > このページの担当課へのお問い合わせ 	平日8時30分～17時
東京都障害者権利擁護センター (広域支援相談員)	電話 03-5320-4223 FAX 03-5388-1413 メール syougaisyakenriyugo@section.metro.tokyo.jp	平日9時～17時



働いている職場での差別に関する相談(雇用分野の差別)はこちら

相談窓口	相談・お問い合わせ先
	電話・FAX
東京労働局職業安定部職業対策課	電話 03-3512-1664 FAX 03-3512-1565

近所の人などからの差別に関する相談(個人間の差別)はこちら

相談窓口	内容	相談・お問い合わせ先		相談日時
		電話・FAX	受付時間	
人権身の上相談 (町田市市民相談室)	人権の侵害、身の上相談を人権擁護委員が行います。	電話 042-724-2102 FAX 050-3085-3127 (事前予約制)	平日8時30分～17時	毎週金曜日 13時30分～16時15分 ※祝祭日除く
福祉法律相談 (町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ)	権利侵害などの相談を弁護士が行います。	電話 042-720-9461 FAX 042-725-1284 (事前予約制)	平日9時～16時	毎月第3火曜日 14時～16時20分 (ひとり30分程度)

障がい者サービスガイドブック 2023

2023年(令和5年) 5月発行

発行 町田市
編集 町田市地域福祉部障がい福祉課
町田市森野 2-2-22

刊行物番号 **23-12**
(庁内印刷)

【お問合せ】

代表電話 : **042-722-3111**
FAX : **050-3101-1653**
Eメール : **5656@machida.call-center.jp**
ガイドブックに関してのお問い合わせ
: **042-724-2147**



【掲載内容】

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1 相談窓口 | 11 文化・レクリエーション |
| 2 障害者手帳 | 12 交通に関する制度 |
| 3 障害福祉サービス・障害児通所支援 | 13 保育・教育 |
| 4 障がい者の年金制度 | 14 就職支援 |
| 5 障がい者の手当制度 | 15 選挙に関する制度 |
| 6 医療費助成等 | 16 ボランティア・講習会 |
| 7 各種割引・助成制度 | 17 防災対策 |
| 8 税等の優遇制度・資金の貸付 | 18 講座・訓練等 |
| 9 日常生活援助 | 19 町田市内障害者施設一覧 |
| 10 住宅の優遇制度 | 20 身体障害者障害程度等級表 |

この冊子は、2000部作成し、1部あたりの単価は800円です（職員人件費を含みます）。